

令和3年第2回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 軽 米 智雅子

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和3年6月22日（火）

開会	3
開議・審査方法	3
○藤田誠委員（あおもり令和の会）	3
要望	3
1 事業継続支援緊急対策事業について	5
答弁 百田満経済部長	6
再質疑	6
答弁 経済部長	6
再質疑	6
答弁 経済部長	7
再質疑	7
答弁 経済部長	7
再質疑	7
答弁 経済部長	7
要望・再質疑	8
答弁 経済部長	8
要望・再質疑	9
答弁 経済部長	9
再質疑	9
答弁 経済部長	9
再質疑	10
答弁 経済部長	10
再質疑	10
答弁 経済部長	10
要望・意見	11
2 アップルヒル遊具整備事業について	11
答弁 三浦大延浪岡振興部長	12

要望・再質疑	12
答弁 平岡弘志都市整備部長	13
要望・再質疑	13
答弁 都市整備部長	14
要望・再質疑	14
答弁 都市整備部長	15
要望	15
3 新型コロナウイルス感染症対策事業について	15
答弁 坪真紀子保健部長	15
要望・再質疑	16
答弁 保健部長	16
要望	17
4 新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業について	17
答弁 福井直文福祉部長	17
要望・再質疑	17
答弁 福祉部長	18
要望	18
5 青森市財政調整積立金繰入金について	18
答弁 織田知裕企画部長	19
休憩	20
再開	20
○奥谷進委員（自由民主党）	20
1 コロナ禍における小・中学校の対応について	20
答弁 成田一二三教育長	20
要望・再質疑	21
答弁 教育長	21
要望	22
2 コロナ禍における事業者支援について	22
答弁 百田満経済部長	22
要望・再質疑	23
答弁 経済部長	24
要望	24
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	24
1 テレワークの実態について	24
2 時差出勤について	24
答弁 舘山新総務部長	25
要望・再質疑	26

答弁 総務部長	26
3 市民センターの利用について	26
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	26
要望	27
4 教育問題について	28
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	28
要望	29
休憩	29
再開	29
○万徳なお子委員（日本共産党）	29
1 GIGAスクールについて	29
答弁 成田一二三教育長	30
再質疑	30
答弁 教育長	30
要望	31
2 LGBTに対する理解の促進のための取組について	31
答弁 加福理美子市民部長	31
再質疑	32
答弁 市民部長	32
要望	32
3 青森市民室内プールについて	32
答弁 横内信満経済部理事	32
再質疑	33
答弁 経済部理事	33
要望	33
4 都市公園の管理について	34
答弁 平岡弘志都市整備部長	34
再質疑	35
答弁 都市整備部長	35
要望	35
5 市営住宅について	35
答弁 平岡弘志都市整備部長	35
再質疑	35
答弁 都市整備部長	35
再質疑	36
答弁 都市整備部長	36
要望	36

○軽米智雅子委員（公明党）	36
1 アップルヒルの遊具改修について	36
答弁 三浦大延浪岡振興部長	36
再質疑	37
答弁 浪岡振興部長	37
要望	37
○小豆畑緑委員（自由民主党）	37
1 新型コロナウイルスワクチン接種について	37
答弁 坪真紀子保健部長	38
再質疑	38
答弁 保健部長	38
再質疑	39
答弁 保健部長	39
2 防犯灯の設置について	40
答弁 平岡弘志都市整備部長	40
要望	40
3 児童・生徒性暴力等について	40
答弁 成田一二三教育長	41
意見・再質疑	42
答弁 教育長	42
要望・再質疑	43
答弁 教育長	43
再質疑	43
答弁 教育長	43
再質疑	44
答弁 教育長	44
要望・再質疑	44
答弁 教育長	44
再質疑	45
答弁 教育長	45
要望	45
休憩	46
再開	46
○竹山美虎委員（市民クラブ）	46
1 観光事業者等支援緊急対策事業について	46
答弁 横内信満経済部理事	46
答弁 平岡弘志都市整備部長	47

要望	47
2 青森市内における職場・職域・大学・各種団体や協会等での ワクチン接種について	48
答弁 坪真紀子保健部長	48
要望	49
3 幼児用遊具と小学生用遊具について	49
答弁 三浦大延浪岡振興部長	49
再質疑	50
答弁 浪岡振興部長	50
再質疑	50
答弁 浪岡振興部長	50
要望	50
○天内慎也委員（日本共産党）	50
1 浪岡城跡について	50
2 中世の館について	51
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	51
再質疑	52
答弁 教育委員会事務局教育部長	52
要望・意見・再質疑	52
答弁 教育委員会事務局教育部長	53
意見	53
3 市長のタウンミーティングについて	54
答弁 織田知裕企画部長	54
再質疑	54
答弁 企画部長	55
要望	55
4 消防団について	55
答弁 成田智総務部理事	56
再質疑	56
答弁 総務部理事	56
要望	57
休憩	57
再開	57
○館山善也委員（あおもり令和の会）	57
要望	57
1 新型コロナウイルス感染症に関する市の緊急対策について	57
答弁 百田満経済部長	58

再質疑	58
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	59
再質疑	60
答弁 経済部長	60
要望	60
○工藤健委員（市民クラブ）	60
1 駅前ビーチについて	60
答弁 平岡弘志都市整備部長	61
再質疑	61
答弁 横内信満経済部理事	61
要望	62
2 水産業について	63
答弁 大久保文人農林水産部長	63
再質疑	63
答弁 農林水産部長	64
再質疑	64
答弁 農林水産部長	64
再質疑	64
答弁 農林水産部長	65
要望	65
3 教育について	66
答弁 成田一二三教育長	66
要望・再質疑	67
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	67
再質疑	68
答弁 教育委員会事務局教育部長	68
再質疑	68
答弁 教育委員会事務局教育部長	68
再質疑	68
答弁 教育委員会事務局教育部長	68
要望・再質疑	68
答弁 教育委員会事務局教育部長	69
要望	69

散会	69
2日目 令和3年6月23日(水)	
開議	70
○村川みどり委員（日本共産党）	70
1 教育について	70
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	70
再質疑	71
答弁 教育委員会事務局教育部長	71
再質疑	72
答弁 教育委員会事務局教育部長	72
再質疑	72
答弁 教育委員会事務局教育部長	73
再質疑	73
答弁 教育委員会事務局教育部長	73
要望・再質疑	73
答弁 教育委員会事務局教育部長	73
要望・再質疑	74
答弁 教育委員会事務局教育部長	74
要望・再質疑	74
答弁 成田一二三教育長	75
要望・再質疑	75
答弁 教育長	75
再質疑	76
答弁 教育長	76
再質疑	76
答弁 教育長	76
要望	77
2 新型コロナウイルス対策について	77
答弁 坪真紀子保健部長	77
再質疑	79
答弁 保健部長	79
委員長の発言	79
○澁谷洋子委員（あおもり令和の会）	79
1 今後開催される観光イベントについて	79
答弁 横内信満経済部理事	79
要望	80
2 合子沢記念公園について	80

答弁 大久保文人農林水産部長	80
再質疑	81
答弁 農林水産部長	81
再質疑	81
答弁 農林水産部長	81
再質疑	81
答弁 農林水産部長	81
再質疑	82
答弁 農林水産部長	82
要望	82
3 小・中学校のスポーツ活動における学校施設の利用について	82
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	82
再質疑	83
答弁 教育委員会事務局教育部長	83
再質疑	83
答弁 教育委員会事務局教育部長	83
再質疑	84
答弁 教育委員会事務局教育部長	84
再質疑	84
答弁 教育委員会事務局教育部長	84
再質疑	85
答弁 教育委員会事務局教育部長	85
要望	85
4 中央卸売市場の職域接種について	85
答弁 大久保文人農林水産部長	85
要望	86
休憩	86
再開	87
○中村節雄委員（自由民主党）	87
1 農福連携及び水福連携について	87
答弁 大久保文人農林水産部長	87
要望・意見	88
2 新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールについて	91
答弁 坪真紀子保健部長	91
要望・再質疑	91
答弁 保健部長	93
要望	93

○中村美津緒委員（あおもり令和の会）	94
1 スポーツ施設機能整備事業について	94
答弁 横内信満経済部理事	94
再質疑	95
答弁 経済部理事	95
要望・再質疑	95
答弁 経済部理事	96
要望・再質疑	96
答弁 経済部理事	97
要望	97
休憩	97
再開	97
○丸野達夫委員（自由民主党）	98
1 公共交通支援緊急対策事業について	98
答弁 平岡弘志都市整備部長	98
再質疑	98
答弁 都市整備部長	98
要望	99
2 教職員のワクチン接種について	99
答弁 坪真紀子保健部長	99
要望	99
○秋村光男委員（市民クラブ）	100
要望・意見	100
1 HACCP（ハサップ）について	102
答弁 坪真紀子保健部長	102
再質疑	102
答弁 保健部長	103
再質疑	103
答弁 保健部長	103
再質疑	103
答弁 保健部長	103
再質疑	104
答弁 保健部長	104
再質疑	104
答弁 保健部長	105
再質疑	105
答弁 保健部長	105

再質疑	105
答弁 保健部長	105
再質疑	106
答弁 保健部長	106
委員長の発言	106
再質疑	106
答弁 保健部長	106
採決	106
閉会	107

1 開催日時 令和3年6月22日（火曜日）午前10時～午後4時23分
令和3年6月23日（水曜日）午前10時～午後1時37分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第102号 令和3年度青森市一般会計予算（第4号）

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	神山	昌則
副委員長	軽米	智雅子	委員	天内	慎也
委員	奈良	祥孝	委員	村川	みどり
委員	澁谷	洋子	委員	工藤	健
委員	万徳	なお子	委員	小豆畑	緑
委員	竹山	美虎	委員	渡部	伸広
委員	秋村	光男	委員	舘山	善也
委員	山本	治男	委員	藤田	誠
委員	中村	節雄	委員	丸野	達夫
委員	中村	美津緒	委員	奥谷	進

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 能代谷 潤 治
教育長 成 田 一 二 三
企業局長 中 川 覚
代表監査委員 出 町 文 孝
総務部長 舘 山 新
総務部理事 成 田 智
企画部長 織 田 知 裕
市民部長 加 福 理美子
環境部長 高 村 功 輝

福祉部長 福 井 直 文
保健部長 坪 真紀子
経済部長 百 田 満
経済部理事 横 内 信 満
農林水産部長 大久保 文 人
都市整備部長 平 岡 弘 志
浪岡振興部長 三 浦 大 延
教育委員会事務局教育部長 小 野 正 貴

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋 藤 賢 剛
議事調査課長 山 田 法 人
議事調査課主査 岩 間 憲 仁
議事調査課主査 猪 口 茂 樹

議事調査課主事 高 木 涉
議事調査課主事 北 山 賢 臣
議事調査課主事 柿 崎 良 輔

1日目 令和3年6月22日（火曜日）午前10時開会

○奈良岡隆委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年第2回青森市議会定例会の運営スキームに基づき審査を行いますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

初めに、本委員会における審査についてであります。審査順序表のとおり、付託されました議案第102号「令和3年度青森市一般会計補正予算」について審査いたします。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、6月18日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は16人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和3年第2回青森市議会定例会の運営スキームにあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第102号「令和3年度青森市一般会計補正予算」について審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会の藤田誠でございます。

冒頭、令和の会として、会派の中で、1人だけ、少し毛色が変わった私でありませけれども、会派として、当たり前のことですが、定例会の前の議案の会議、それから各委員会の前の請願、いろんな場面で、皆さん集まって、協議をさせていただいています。当然ながら、前定例会の後に、月に1回ほど、招集をかけられまして、みんな集まって、打合せ会議をして、情報共有をしています。その中で、私にも意見を求められた請願の部分で少しだけ、1件だけ、意見を述べたいと思います。

生理用品の請願の件です。低所得者層の観点からいうと大変ありがたい話ですが、低所得の経験、貧乏した経験のある私から言うと、目立たないようにやってほしい

と。それで、トイレに置く。そこで、お金がないから、生理用品を買えないので、そこからもらっていくというふうになると、人から子どもたちが見られる。なるべく目立たないように支援策をしてほしいなと思います。私は、人を非難するような人柄でもないの、人格もないので、何とも言えませんが、できるだけ、子どもがいじめを受けないような体制——私は、今の教育委員会がやっている体制はこれまで長年積み重ねてきた経過に基づいてやっていますので、そのままやっていただければと思います。私から言うと、金持ち理論の高めから見た、これは請願だなというふうに会派の中で意見を述べました。

それで、会派からは、今回、予算特別委員会で、一応、1人目をやれということになりましたので、多分、最初で最後になるかと思いますが、ひとつよろしく願います。

まずは、会派を代表しまして、今般の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただいている全職員の皆さんに、何らかの形で関与してる全職員の皆さんに、会派を代表しまして、感謝を申し上げます。特に、私から言えば、保健師——人員が減らされて、待遇も軽んじられてきた皆さんが、今般、この感染症対策では、中心になって、まさに最前線で対策に取り組んでおられる。本当に心より感謝を申し上げます。24時間365日、この間、本当にありがとうございます。

去年の2月上旬に東京に行って、そのときに感じたことは、日本人は感染症対策をしていない。りんかい線に乗ったんですが、中国人はほとんどマスクをしていた。それから、1年、いろんなことがありました。ありましたけれども、ここに来て、ようやくワクチン接種が始まって、ほっとしています。去年は、私に言わせると、水際作戦の失敗で、「Go To」の実施によって、無症状者を世に放ってしまった。そんないろんなことがあったけれども、ここに来て、ワクチン接種が進んでいることで——過去のことを振り返っても、仕方がないんですが、過去のことを振り返って、今後のために、いろんな面で少しだけ、市民の皆さんから苦情があった部分について、少し述べたいと思います。

感染症の前兆というのは、牛、それから豚。それで、近々でいえば、小野寺市長が当選したときの鳥インフルエンザ。あの鳥インフルエンザのときは、変異で、人にうつるんじゃないかと心配しましたが、それはまさに人に対する感染症の前兆だったなと思っています。

それで、ここへ来て、3月に入って——1年間はもう忘れましょう。3月に入って、ワクチンの期待が広がって、さあ、ワクチン接種はいつ始まるか。それで、なかなか、担当者の方は、ワクチンがあるんだということは教えてくれませんでした。推察するとあるんだかないんだか分からない。多分、ないんでしょうという思いで、市民の皆さんから、いつやるんだいつやるんだと。知らないと答えられないので、今、まだワクチンが来ないのでというふうに答えて過ごしてまいりました。

それで、ようやく65歳以上の接種が始まりまして、青森市は早くて早くて、他都

市から見れば、見切り発車的なところもあるんですが、ここへ来て、少し落ち着いてきたかなと思っています。委員の皆さん、市民からいろいろな苦情があって、大変だったと思います。取りあえず、ワクチンが始まって、64歳以下も、障害者枠に行って、次は、今週の金曜日には、また5歳下のを段階的にやる。これも、85歳以上のときに、段階的に出していれば、少しは混乱がなかったものと思います。それは、大分前に提言申し上げたけれども、もう出してしまったものは引っ込まないので、どうにもなりません。これから、大変でしょうが、落ち着くまで、保健所の皆さん、頑張っていたいただければと思います。

この一連の中で一番驚いたのが、いきなり約60人の感染者が出たときです。なぜそうなったんだろうと思った。私の子どもも通所で行っておりますが、毎日、日々、健康管理。少しでも異常があれば、連絡ノートに書いてよこすと。そういう意味では、日々の健康管理ができていなかったのかなという思いはありますが、ここに来て終わったので、多分、その施設も健康管理をきちっとやっておられることと思います。

そういう意味では、私も、7月の中旬に第1回目でありますね。同級生が個別接種をしていただける医者でなかったのが、残念ながら、集団接種でしたが、個別接種はもう2回目が終わっている方が多々います。ようやく落ちついて、6月の末からもう会食できるんじゃないかと思いましたが、まだまだのようですので、少し我慢をしていきたいと思っています。そういう意味では、65歳以上の接種券をやったときの反省を踏まえて、64歳以下はきれいにその反省を踏まえた体制をつくりました。市役所の中の風通しが少しよくなったのかなという思いを少し持ちました。これからも、いわゆる横の連絡を取りながら、情報を共有して、今の段階で変わると、また突っ張ることもあるので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

特に、今回の苦情の中で一番きつのが高齢者です。何ほ説明しても、何ほ書いてやっても、駄目な、理解をしていただけない高齢者もおります。そのことは、お客様は神様ですというような思いを持っていただければと思います。

最後に、障害者枠で、今、やっていただいて、うちの子どもも予約しました。ただ、市民病院とか、県病とか、あすなろ療育福祉センターに、日頃、通ってる人たちは、いわゆるかかりつけ医がない、どうすればいいかというのが、今の最大の悩みだそうでありますので、ぜひとも相談に乗ってやっていただければと思います。

それでは、質疑に入りたい、中身に入りたいと思います。

先に、款を言えばいいですか。7款1項2目ですか。事業継続支援緊急対策事業について。

これまで、経済部の皆さんには、新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援の取組一覧ということで、令和2年3月10日の市内中小事業者の経営相談窓口の設置から始まって、全部で12個、これは経済部所管です。まとめていただきました。私は一般質問ができないので、一般質問の代わりに、まとめてくれって言ったら、

きれいにまとめていただきました。その中の、今回、また補正予算に組まれている事業継続支援緊急対策事業について、少し掘って、質疑していきたいと思います。

これは、家賃補助、自己所有物件の支援内容です。家賃については、令和2年の5月1日から6月14日までやっての予算額。それで、実績として、まず利用率が20.3%ありました。それから、令和3年1月15日から2月28日の間——これは経済部の資料から取ったものです。これは対象店舗で、その前に実施された、第1回目は1093店舗が御利用されたそうです。それを踏まえてだろうと思いますが、対象店舗を当初の5373から1648に絞って実施して、その利用率が95.6%。それから、自己所有物件も令和2年7月1日から8月31日にかけて、1回目。2回目は令和3年1月15日から2月28日。1回目の対象店舗が4933と。そのときの利用率が7.95%と大変低い。2回目は、さすがに、10分の1ほどを対象店舗として、予算を編成しております。今回、そういう資料を基にしながら、少し質疑に入りたいと思います。

1つ目の質疑です。家賃支援、自己所有物件事業者支援、感染症対策設備機器等導入支援のそれぞれの予算額についてお示してください。お願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員からの事業継続支援緊急対策事業の予算額についての御質疑にお答えいたします。

本定例会に関連補正予算案を提出しております事業継続支援緊急対策事業の家賃支援・自己所有物件事業者支援・感染症対策設備機器等導入支援につきましては、県から営業時間の短縮要請を受けた地区の飲食店のみならず、他地域・他業種においても広く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることを踏まえ、小売業・飲食業等、全19業種に対し、市内事業者の事業継続に必要な経費や感染防止対策経費について、1事業者当たり90万円を上限として助成するものであります。事業継続支援緊急対策事業のそれぞれの予算額につきましては、家賃支援として2億5008万円、自己所有物件事業者支援として4414万4000円、感染症対策設備機器等導入支援として6783万6000円となっており、合計で3億6206万円となっております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ごめん。感染症対策の額とすれば、6767万6000円ですか。最後のところか、感染症対策。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 再度、お答えいたします。

感染症対策設備機器等導入支援として6783万6000円ということになっております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これ、意外と聞こえないな。そして、年いって、耳が悪くなったな。

ちょっと聞こえにくいです。脇は聞こえるでしょう。何か、ぼわっと——ありがとうございます。それぞれの予算、家賃支援——前回の家賃支援の執行率、実績は約2億2000万円ですので、それにちょっと色を足したぐらいですね。

ごめん、これは、もし多く申請があった場合は、この予算で打ち切るんですか。その点をちょっと教えてください。ごめん、番外で。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

トータルで3億6206万円という形の……（発言する者あり）トータルで3億6206万円として、予算計上しておりますので、この範囲内で対応していきたいというふうにして考えております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。いわゆるトータルでやると。流用するということで、十分足りるだろうけれども、もし足りなくなっても、駄目よと言わないと思いますので。言わないですよ——はい。ありがとうございます。

次に、時間もあれですので、ぼっぼっぼと行きたいと思います。これまであまり長い時間を持ったことないので、まだ癖で、急ぐ癖がありますが、ゆっくり行きたいと思います。家賃支援、自己所有物件事業者支援、感染症対策設備機器等導入支援について、昨年度の5月実施の家賃支援において、休業期間が要件の一つでありましたが、今回は休業期間の要件がないという認識でよいかお答えください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 藤田委員からの休業期間の要件についての再度の御質疑にお答えいたします。

今回実施予定の事業継続支援緊急対策事業につきましては、市内に所在する事業所・店舗等で事業を行っている事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている全19業種の事業者に対して、事業の継続支援を行う目的としておりますことから、休業要件を付さない予定としております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 休業要請はなくなると。無理して、休まなくてもいいわけですね。ありがとうございます。

次に、いわゆる昨年度の実施計画に当たって、対象事業者の数を検討したと思うんですが、何を基に事業者数を決めたのか、また、今回の対象事業者数についてはどのように検討したのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 藤田委員からの事業継続支援……（「マイク持ってもいいよ」と呼ぶ者あり）じゃあ、ちょっとマイク、すみません。

藤田委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今回の事業継続支援緊急対策事業につきましては、昨年……。〔聞こえない〕と

呼ぶ者あり) あー、あー、あれ。(「マイク、駄目だね」と呼ぶ者あり) 再度、お答えいたします。(「全然違うじゃん」と呼ぶ者あり) 藤田委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今回の事業継続支援緊急対策事業につきましては、委員御案内のとおり、昨年、令和2年12月に実施した事業の新しい生活様式対応支援と令和3年1月に実施した家賃追加支援・自己所有物件事業者感染防止協力支援の実績を参考に、対象事業者数を検討したところであります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 先ほど、言い忘れましたが、この支援について、一応、一般財源から支出していますが、前回もそうですが、一般財源からではなくて、多分、国から来るんだらうと思いますので、それから、来るお金はぜひとも、青森市を潤すために、多くの方に申請してほしいという思いでしておりますので、その点も御加味いただければと思います。事業所についてはほぼほぼオーバーしてないので——ですよ。私は、もしかすれば、保健所に届けている飲食店であれば、許可証とか、そっちの件から調べたのかと思いましたが、それはそれとして、結構です。

次の質疑に入ります。家賃支援や自己所有物件事業者支援については、事業者からは簡易な申請が求められているが、市として、どのような工夫をしたのかお知らせください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 藤田委員からの簡易な申請についての再度の御質疑にお答えいたします。

事業継続支援緊急対策事業の家賃支援・自己所有物件事業者支援において、事業者を作成していただくのは申請書兼請求書のみと予定しており、これまで実施してきました事業継続支援緊急対策事業と同様、事業者の御負担とならないよう、申請方法をできる限り簡素化し、より申請しやすい制度にしたいというふうにして考えております。

具体的に申し上げますと、家賃支援の申請に必要な添付書類として、営業の実態を確認するため、やはり、直近の家賃を支払った領収書等の写しを提出はしていただくこととなります。ただ、昨年度実施した事業継続支援緊急対策事業の対象となった事業者で、月額賃料に変更がない事業者については、事業者が保有する営業許可書等の写しや店舗等の写真、賃貸借契約書の写し、店舗の面積が確認できる図面等については省略可能とする予定としております。また、自己所有物件事業者支援の申請に必要な添付書類については、こちらも営業の実態を確認するため、令和2年分の確定申告書の写しを提出していただくこととなりますが、先ほどと同様に、昨年度実施した事業の対象となった事業者で、店舗部分の面積に変更がない事業者については、家賃支援と同様に、営業許可書等の写し、店舗等の写真、店舗部分の面積が確認できる図面等については省略可能とする予定であります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 かなり、最終的には、営業しているかしていないか、実態調査です。一時支援金も、去年やった100万円の実態を踏まえて、経済産業省——実施期間に実態調査をしてもらうようにして、事業者支援をしておりましたので、ある意味、100万円のあの事業で、うそをついて、申請したのがいっぱいいるということで、営業実態があることが分かればオッケーだということで、皆さん、申請者が少し増えるんじゃないかと。いわゆる役所の申請というのは面倒くさいなという先入観があるので、面倒くさくない、簡単だと思えば、全然してくれるかと思えます。国からは、実施して、金を使わないと、絶対来ないので。使った以上は来ないけれども、使わないと補助が来ないということで、ぜひとも、より簡単にしていただければと思います。これ以上、簡単にならないな。

それでは、次の質疑です。昨年度から、事業者がすれば、必要——今、説明あったね。分かりました。読んでいて、あれ、さっき答弁ありましたね。ありがとうございます。

次に、家賃支援について。いわゆる口頭契約とか、昔の——賃貸契約した人が亡くなって、相続して、いわゆる、実質、賃貸契約が無効になっている部分がある方も、私の相談の中にありました。そういう意味では、口頭契約、そういった事情による契約の場合についてはどのように対応しているのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 藤田委員からの賃貸借契約書がない場合の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

家賃支援の申請に当たりましては、賃貸借の事実を確認するため、原則として、賃貸借契約書の写しの提出を求めているところであります。ただ、今、委員から御案内もありましたとおり、賃貸借契約書がない事業者においては、これまで、その作成について、市として助言して、事業者が申請できるよう対応してきたところでありますので、まずは、市に一度御相談いただいて、対応していきたいというふうにして考えております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 いわゆる契約書が——実際に経営実態があって、賃貸の契約があって、私に相談来た方は、通帳に振り込んでいるんだけど、どこに振り込んでいるのか書いてない。これが家賃なのかどうか分からないということもありました。そこで、いわゆる申請が止まっているというのもありましたので、要は、簡単に言えば、市に行って、相談してもらえばいいということですね。そうすれば、実態を調査して、いわゆる、何らかの賃貸を振り込んでいるやつが、振り込んでいるんだということを市が理解すればオッケーということによろしいですね。お願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 藤田委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

契約書がない場合でも、まず、市のほうに相談していただいて、状況を確認した上で、その契約書を作成する——作成はちょっと直接できないので、御指導・御助言をした上で、申請ができるように対応していきたいというふうに考えております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 大分、申請のハードルがどんどんどんどん下がってきて、もう乳幼児でも越えられるぐらい、ハードルが下がってきましたが、さて、次です。

これも、私が相談を受けた中であつた部分です。これまでの答弁にはなかつたと思うんですが、店舗の図面がどこにあるか分からないと。要は、登記簿謄本を取ればいいんだろうけれども、そんなことをしてまでというのが多くて、こういう自己所有物件で、いわゆる店舗の図面が、部屋の、うちの中のどこかにあるんだけど、どこにあるか分からないという場合には、市としてはどのような対応していただけなのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 藤田委員からの自己所有物件に関する店舗割合の図面がない場合についての再度の御質疑にお答えいたします。

自己所有物件事業者で店舗部分等の事業用の割合面積が分かる図面がない場合、まずは市のほうに御来庁いただいて、御本人と共に、税務部資産税課が保有する図面によって、事業用の割合面積を算出するなど、これまでも申請をサポートしてきておりましたので、今回も同様に対応する予定として考えております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 要は、資産税課には、確かに、固定資産税を請求するに当たって、住宅部分の平米数はあるよね。店舗の部分が分からないんですが、簡単に言えば、相談すれば、何とかしてくれるということですね。さっき、ずっと答弁を聞いていると、訳が分からないやつは来いと。相談に来てくれと。そうすれば、何とかしたいと。営業実態がないのは、これは別としても、営業実態があつて、いわゆる自己所有物件でやっている部分は、いろんな、申請にちょっと壁があつても、申請してくださいということで、理解しました。ありがとうございました。

それでは、最後にしたいと思いますが、前回の自己所有物件事業者感染防止協力支援において、給付状況について、ちょっとお示しをください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 藤田委員からの自己所有物件事業者感染防止協力支援の前回の交付状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

前回実施しました自己所有物件事業者感染防止協力支援の交付金額別の交付店舗数でお答えしたいと思います。交付店舗数については、1万円未満が30店舗、1万円から5万円未満が199店舗、5万円から10万円未満が75店舗、10万円から15万円未満が34店舗、15万円から20万円未満が28店舗、20万円、上限額いっぱいのお店が93店舗で、合計459店舗となっております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。1万円未満も結構あるんですね。私は、今回、家賃補助のやつを見て、ちょっと間違っただけで、店舗の賃料月額が8割相当でなくて、自己所有の部分で、ちょっと認識を間違っただけで、いわゆる課税された固定資産税の8割ということは、1年間に払う額の8割を1か月分として見るというのは、ちょっと想定外で、当然ながら、普通に考えると、平米数の店舗割合で、全体の固定資産税の割合でいくと、例えば、10万円であれば、それで店舗が10分の1だと、1万円だよなど。それを12で割れば、それは小さいよなどというふうに思ったけれども、大変大きな間違いをして、でかいですね。これはまた改めて、これを、多分、間違っただけで、ちゃんと理解していない方もいるので、市としても、一般財源が出ているけれども、多分、後から来るでしょうから、ぜひとも、改めて、自己所有物件の皆さんに——実施率が大変悪いです。自己所有物件は当初計画したのが4933店舗。それで、そのときに、令和2年7月1日から8月31日は約8%しか利用してない、対象のね。それで、今回、その4933店舗で459店舗といえど9.3%。何ぼか伸びました。でも、これは結構な支援になると思うので、ぜひとも、出したがらないで、出すように、この事業者支援、特に自己所有物件を進めていただければと、いただきたいなと思います。1人でも多く、事業継続ができて、このコロナ禍が過ぎた後に、また、にぎわいを取り戻せばなと思います。ただ、今回、また請願が出ています。私は、会派の中で意見を求められたときに、いわゆる協力金——今、本町界限で時短要請に応じた方に協力金約30万円が出ます。そのときには、一時給付金というのは、市内も、何だかいつの間にか、緊急事態宣言の人が来る観光地なのかというぐらい対象が緩和されていた。それで、そっちは月次支援金って、月の売り上げが落ちれば、また10万円って出るのがあって、協力金をもらったところには、それは出ないと。なんか制度がちょっとちぐはぐだと思うんですが、そういう意味では、いわゆる事業者に対する支援はかなり来ています。そういう意味では、会派の意見のときには、いわゆる生活困窮者に必要なんだという話をしたら、なんか6月25日の各派代表者会議で、その話があるような話でありましたので、今は、事業者支援ではなく、いわゆる貧困者のほうにやっぱり目を向けるべきだなという意見を申し述べて、この事業継続支援緊急対策事業については終わりたいと思います。

次に、アップルヒル遊具整備事業、3653万1000円。これを見れば、説明には、アップルヒル遊具整備事業につきましても、浪岡の道の駅「なみおか」アップルヒルの幼児用遊具1基について、国の指針に基づき、幼児・小学生の混在回避など安全に配慮し、幼児用遊具1基・小学生用遊具1基を新たに設置する。私は、子どもが小さい頃、よくアップルヒルに連れていかれて、あそこでよく遊びました。多分、あそこだと思っただけけれども、青森市内にこういう遊び場が大変少ない。1度、葛西前議員だったか、公園を調べていました。その前に、青森市内の公園、それから

県内の他都市の公園をちょっと調べて、八戸市のあの公園はいいね。子どもたちが目きらきらして遊んでいる。ああいう動く遊具もあるところが欲しいですが、なかなか、そうは言っても難しいんですが、まあ、いろいろ含みもあるんですが、この事業の概要について、ちょっとお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員のアップルヒル遊具整備事業についての御質疑にお答えいたします。

現在、道の駅「なみおか」アップルヒルに設置しております遊具は、平成9年にアップルヒルの建物や駐車場から程近い傾斜の比較的緩やかなエリアに旧浪岡町が整備いたしました木製の大型複合遊具であります。当該遊具につきましては、昨年9月、業者による点検を実施した結果、危険性が高い不良箇所があるため、使用不可との判定を受けましたことから、速やかに使用を中止し、以降も立入禁止の措置を講じているところであります。

しかしながら、アップルヒルの遊具は、浪岡地区におきまして、開放的なエリアに設置されております唯一の大型複合遊具であり、週末には多くの親子連れでにぎわうなど、子どもの遊び場、家族の憩いの場となっていること、また、遊具の設置がアップルヒルへの来場起因となっており、施設全体の活性化につながっていることなどから、今後もアップルヒルへの遊具設置は必要と考えたところであります。そのため、既設遊具の部分的な補修または新規遊具への更新について検討した結果、既設遊具の主要部材であります木材が全体的に老朽化しており、部分補修では安全性を確保することが困難であると判断いたしましたことから、既設遊具を撤去の上、新規遊具へ更新することとし、係る整備事業費の補正予算案を本定例会に提出しているところであります。

新規遊具の整備に当たりましては、1つに、子どもの安全性を考慮し、傾斜が緩やかで広い場所に設置したいこと、2つに、利用する子どもの年齢により、能力や体格に差異があり、混在した利用による事故等を未然に防ぐため、国土交通省による「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の基準を参考とすることとし、既設遊具を撤去した跡地に幼児用と小学生用の2基の遊具を一定の間隔を空けて設置する予定としております。遊具の整備に係る事業費につきましては、既設遊具の撤去費が645万7000円、新規遊具の設置費が2基分で3007万4000円の計3653万1000円を見込んでおります。

市といたしましては、本定例会におきまして、予算案を御議決いただければ、速やかに工事の契約手続を進めることとし、既設遊具の撤去と新規遊具の設置に係る工期を4か月程度と見込んでおりますことから、年内の完成及び来年春の供用開始を目指してまいります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 少し質疑項目を残してほしいなと思います、みんな説明を受けてし

まったので。ただ、答弁で気になったのは、浪岡地区って、もう1市2制度は終わっているはずなんだけれども、そういう意識が、まだちょっとあるかなというぐらいの感じがしました。浪岡地区でなくて、青森市の大事な財産として、子どもたちが浪岡で遊んでいて、下で、煎餅でも、お菓子でも、野菜でも買って帰る。そういう施設で、本当にあそこは、昔はちょっとしかなかったんだけど、上のほうまできれいになって、楽しいところです。どうぞ、皆さん——部長の皆さんは、忙しくて行けないでしょうけれども、湿生花園の周りは注意しないと迷いますので、注意してください。これについては、ちょっと、アップルヒルの遊具については終わりたいと思います。

それに関連して、青森市の都市公園の遊具の管理について、少しお伺いをしたいと思います。青森市の都市公園の遊具はどのように管理しているのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員の都市公園の遊具の管理についての御質疑にお答えいたします。

本市では、良好な都市環境の提供や都市の安全性の向上、豊かな地域づくり等を目的として、142か所の都市公園を設置しており、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたって、遊び場や健康づくり、交流や憩いの場として、安全で快適に御利用いただけるよう、維持管理を行っているところです。このうち、指定管理者制度を導入している都市公園は、青森地区では合浦公園をはじめとした計15か所、浪岡地区では浪岡総合公園をはじめとした計3か所となっており、その他の都市公園については、市が直接管理を行っているところです。

本市では、都市公園の遊具につきましては、春の公園開園時や冬季の閉園前の点検において、子どもが安全に利用できるかという視点に立ち、構造部材が安定した状態にあるかなど、点検を行っています。また、日常的な巡回パトロールにおいては、目視・触診などにより、遊具の変形や異常の有無について確認しており、これらを発見した場合には、直ちに遊具の一部または全体の使用中止の措置を講ずるなどといった対応を行っております。さらには、市民の皆様からの御相談や御要望が寄せられた際には、遊具の状況を確認の上、適切な対応を行っているところであります。都市公園に設置されている遊具につきましては、市として、子どもが利用していることから、安全で楽しい遊び場を提供できるよう、今後も、遊具の点検等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。私の町会にも公園がありまして、都市公園の遊具は、春に点検して、故障すると、なんか知らないけれども、すぐ撤去と。木もちょっと腐っていると、すぐ切ってしまうと。少しは長もちさせる工夫もしていただければと思います。管理については了解をいたしました。

管理する都市公園について、いろんな——まあ、都市公園の中身にあるものが財産かどうか分からないけれども、都市公園についての台帳は作成しているかお知らせください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤田委員の都市公園の台帳についての御質疑にお答えいたします。

都市公園台帳につきましては、都市公園法第17条第1項において、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない」とされていることから、本市におきましても、同法の規定に基づき、作成し、保管しているところです。都市公園台帳の内容としましては、都市公園の名称・所在地・沿革などを記載した調書のほか、都市公園の区域の境界線や主要な公園施設などを記載した図面から構成されているところです。

市としましては、都市公園台帳は、都市公園の実態を把握する上で重要なものであると考えており、今後も適切に管理・保管してまいります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 そのようにしてください。木を切ったところは切ったとこで、この前、うちほうの公園に蜂が木に二、三日で穴を空けて、巣を作っていました、古い人に聞いたら、ここにベンチがあった、もう跡形もないんだけど。そういう意味での台帳の精査をぜひともしていただきたいなと思います。

いわゆる一般会計に絡んで、何でこの話をしたか。できれば——私の知り合いの知り合いの知り合いから、開発緑地に遊具が欲しいと。それで、何年も前から、その話をして、開発緑地には遊具を設置しないという青森市の方針があります。去年、また電話が来ました。役員会で設置したいと。それで、今年に入って、春先、また電話が来ました。大変、その町内では、なかなか遊具の——開発緑地って、小さい、少ししかないんだけど、そういう意味では、開発緑地というのは、開発するに当たって、多分、いっぱい取る不動産屋はいないと思うので、大変小さい。小さいところに——私もそこを見に行ったら、小さいところなんだけど、いわゆる幼児、小さい子どもが——うちほうの町内にも、バネのついた、乗って、こうやるやつが2つあったんだけど、いつの間にか1つしかなくなって、小さい子どもたちが、取り合って、けんかしているんです。子ども同士のけんかも、これは、子どもの育つ環境としては——それで、両親が2人で見守っているという、大変いい光景をちょっと拝見しましたが、この最低で造っている開発緑地——もしかすれば最高で造っているところもあるかも分からないけれども、遊具をできれば、幼児用の遊具——大きい子どもが遊べないような遊具の設置ができないかなという思いで、ちょっと質疑させていただきますが、青森市としては開発緑地に遊具を設置しないという方針らしいんだけど、何とか遊具を設置できないか御説明いただければと思います。お願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤田委員の開発緑地への遊具の設置についての御質疑にお答えいたします。

開発緑地につきましては、都市計画法施行令において、「開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場が設けられていること」と規定されていることから、民間事業者などといった開発行為をしようとする者が設置することとなっています。

本市では、限られた予算の中で、都市公園や児童遊園に設置されている遊具の老朽化に伴う維持修繕や更新などを実施しており、また、開発緑地が付近に住んでいる皆様にとって、住宅地に必要な公共空地として、防災倉庫やクリーンボックスなどの設置場所に御利用いただいていること、さらには、冬季にスノーダンプ等で投雪できる雪寄場として御活用いただいているといった状況を踏まえると、新たに遊具設置することは難しいものと考えております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 難しいことは承知で申し上げます。ぜひとも、幼児が遊べるところが——赤平議員がよく言っておりました。富田の町会の公園に大変詳しくて、ありがたいことですが、ぜひとも要望に応じていただけるようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業及び感染症発生動向調査事業費負担金、このことについて、ちょっとお伺いをします。

今、何やらかんやら、変異株に対して、ワクチンが効くのか、似たような症状、風邪の症状が出れば、どうしたらいいか、いまだに私は不安に思っております。特に知的障害の子どもが熱を出せば、どうすればいいんだろうかと、家内と話し合ったことがあるんですが、地域外来に行くしかないなというふうに思っています。早く、経口の、今のインフルエンザみたいに、口から飲めば治るような薬が早くできてほしいなという思いです。

まだまだ落ち着くまでは時間を要すると思いますが、検査体制が強化されたという状況から、市民の皆さんに、多くに知ってもらえれば、検査体制が充実していることを知ってもらえれば、市民の皆さんに安心感が広がって、心を落ち着けると思うので、少しお聞きをしたいと思っております。この新型コロナウイルス感染症対策事業の内訳と感染症発生動向調査事業費負担金の内訳についてお示してください。お願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員の新型コロナウイルス感染症対策事業についての御質疑にお答えいたします。

当該事業費につきましては、関連補正予算案を本定例会に御提案し、御審議いただいているところでありますが、本市において、3月以降、相次いで発生したクラスター等に関連し、濃厚接触者等のPCR検査件数が大幅に増加いたしましたことから、検査費用として3億3929万円を歳出として計上したものであります。

内訳といたしましては、保健所において、濃厚接触者等と判断され、検査機関において、行政検査を行うこととした方の検体検査委託料が3億3236万3000円、発熱等の症状が見られた方が受診される地域外来・検査センターでの保険診療となるPCR検査の実施委託料として427万7000円、この検査において発生する患者の自己負担分に係る公費負担として265万円となっております。

このうち、検査機関における検体検査委託料及び自己負担分に係る公費負担については、国の感染症発生動向調査事業費負担金の補助対象となりますことから、事業費に対する国の補助率2分の1の額となる1億6750万6000円を歳入として計上しております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。検査にかかるものですね。すごいなど。誰も検査費用——いわゆるネットで何ぼ何ぼというのはあるけれども、どのぐらいかかっているという金の話はあまり話題にもならなかったけれども、きちっと予算を組んで、検査体制が、これを見ても、十分だなというふうに感じています。できるだけ、濃厚接触者も含めて、積極的に検査をしていただければと思います。

学術用語か何かだけれども、この積極的疫学調査というのを、ちょっとごめん、私、ぴんと来ないので、お知らせください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 積極的疫学調査についての御質疑にお答えいたします。

積極的疫学調査とは、感染の拡大を防止するため、感染源や感染経路を推定するとともに、陽性患者との接触があった方を特定し、さらなる感染連鎖の抑え込みを図る目的として行われる調査であります。

具体的には、陽性患者本人の御了解と御協力を得ながら、発症日の2週間前から陽性判明日までの行動歴、いつ、どこで、誰と、どの程度の接触があったかを時系列で調査し、感染源を探索し、濃厚接触者や検査対象者の特定を行っております。濃厚接触者については、国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に基づき特定しております。特定の基準は、感染する可能性のある発症2日前から患者と同居あるいは車内等で長時間の接触があったか、感染防護なしに患者を診察・看護もしくは介護等をしていただかどうか、患者の唾液やたんなど、分泌物に触れたかどうか、感染防護なしに、1メートル以内の距離で、15分以上の接触があったかどうか等であり、接触時の環境やその度合いなどから該当となる方を総合的に判断し、PCR検査につないでおります。そして、結果が陰性であった場合であっても、濃厚接触者と特定された方

には、2週間の健康観察を行っております。また、濃厚接触者に該当とならない方につきましても、接触の状況から必要と判断した場合には、PCR検査を実施し、感染拡大防止に努めているところであります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。これを保健所の皆さんがやられている。これを1人やるとしたら、大分、時間かかるね。本当にありがとうございます。お疲れさまでした。これについて、あと聞きませんので——今、話を聞いて、いやあ、大変な仕事量だなと。はたで見ていると、大変そうは大変そうだけれども、いやあ、大変だな。今、改めて、また感じました。体を養生して、少し、保健所の職員、頑張っていただければと思います。

次に、時間もあれですので、新型コロナウイルス感染症拡大防止特別対策事業について、国の予算関連事業としまして、これまでもやってきた、昨年やった事業なんですけど、昨年の実績を踏まえて、多くの事業者が制度を利用してもらうために、どのような対応していくのかお示してください。お願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 藤田委員からの多くの事業者が利用するための対応についての御質疑にお答えいたします。

本事業の利用に際しましては、保育所等や障害福祉サービス事業者等から市に交付申請手続を行っていただく必要があるため、昨年度も、「広報あおもり」の臨時号を活用した周知に加え、青森市保育連合会役員会での周知や、事業者を訪問するなど、様々な機会を捉えて、施設等を運営する事業者への個別の案内を行うとともに、申請書類の簡素化や記載例の提供、対象経費に該当するかの照会対応など、申請に関わる相談にも丁寧に応じてきたところであります。今年度におきましても、より多くの保育所等や障害福祉サービス事業者等に感染拡大防止対策等のさらなる充実を図っていただくため、これらの周知や案内を引き続き実施してまいります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

今、思いつきました。経済部には、救済——事業所の支援対策をつくってもらったけれども、ほかの部署もできれば、こういう事業継続の資料——どこかの、1つの窓口になってほしいなという、今、思いまして、福祉部でやっているんだよ。今回、都市整備部もやったよね。ぜひ、その窓口になってほしいなと。誰も手を挙げないと思いますけれども、いただければ、事業者に対して、どういう支援があったのか、1つの表にまとめることができるなど、今、思いました。福祉部長、ありがとうございます。

質疑しますが、昨年度も同様の事業があったが、今年度の事業概要は、今、説明あったね。いいです、もう。今、聞いて、質疑した内容が全部、多分……（「網羅されている」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。網羅されていました。ありがと

うございます。さっきのアップルヒルと同じで、少し——ちょっと、今、制度について聞いたんだけど、予算の内訳はまだ言ってもらっていないよね。予算の内訳及び昨年の実績をお願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 藤田委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今年度の事業概要につきましては、保育所等への支援内容として、保育所職員等が感染症対策の徹底を図りながら、業務を継続的に実施するための費用として、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に要する費用のほか、感染拡大防止対策のための研修受講費用、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増し賃金などの掛かり増しの経費等の対象経費に対し、1施設当たり、定員が19人以下は30万円以内、定員が20人以上59人以下は40万円以内、定員が60人以上は50万円以内の補助をするものであり、総額5180万円を見込んでいます。

なお、令和2年度の実績につきましては、1回目であります昨年6月におきましては、対象施設116施設中105施設から申請があり、4844万3277円、2回目であります昨年10月においては、対象施設116施設中100施設から申請があり、4592万4399円、延べ205施設に合計9436万7676円の補助金を交付し、支援を行ったところであります。

また、障害福祉サービス事業者等への今年度の支援内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症等が発生した事業所等において、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費として、事業所等の消毒・清掃に要する費用のほか、代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用や割増し賃金、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットリース費用など、掛かり増し経費等の対象経費に対し、1事業所当たり、29種類の提供サービスに応じた区分で、最大197万8000円を補助するものであり、総額3970万8000円を見込んでいます。

なお、令和2年度の実績は、申請のあった137事業所等に合計3799万7217円の補助金等を交付し、支援を行ったところであります。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 私も施設からちょっと話を聞くことがあって、だんだんだんだん内容が充実してきていると。ただ、いろいろと、当然ながら補助ですので、申請は、面倒くさいところは面倒くさいし、そう簡単に申請できるものではないけれども、施設の人に聞いたら、きちっと対応して、相談に応じていただいているということですので、施設の感染拡大防止対策に向けて、施設の援助をこれからもぜひとも続けていただければと思います。なぜ、申請した件数等々が減ったのか、これは分かりませんが、そこは、これからも継続して、そういう支援をお願いをして、次に移りたい。ありがとうございました。

最後に、青森市財政調整積立金繰入金について。

毎度毎度、一般財源を使って、基金を取り崩すと。新聞には——残高が今度は4億何ぼですよ。残高が4億何ぼしか残らないと。青森市は大変だという話が本当に聞こえるので——まあ、財政プランもいろいろあるけれども、前は、大変だと、あとから、すぐ国から来て、また基金が積み立てられたというのがあるので、今後の見通し、どうするんだろうなど。できれば、市民の皆さんに、今、可決すれば、約4億円しか残らないけれども、安心してもらうために、この見通しについてお答えいただきたいと思います。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）基金残高の見通しについてお答えいたします。

本市では、その年の収入が大きく減少した場合や、災害の発生等により、一時的に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えまして、財政調整積立金、市債管理基金及び公共施設整備基金を財源調整のための3基金として積み立てております。

この3基金につきましては、持続可能な財政運営のための指針といたしまして、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として策定した青森市財政プランにおいて、財政の健全性を維持するため、直面する市政課題の解決と両立しながら、財政健全化への努力を積み重ね、取崩し額の縮減を続けてきたところであります。しかしながら、4月補正及び本定例会で御審議いただいております6月補正での新型コロナウイルス感染症に関する市のさらなる緊急対策を実施するための財源として、財政調整積立金を取り崩した結果、3基金残高は約4億2000万円まで減少したところであります。

なお、見通しということではありますが、例年、決算時には、一定の剰余金が生じてまいります。この剰余金が生じた場合には、地方財政法等の規定によりまして、その2分の1を下らない額を財政調整積立金に積み立てることになっております。したがって、今後につきましても、これら剰余金の確保に加えまして、新型コロナウイルス感染症に係る国や県の交付金等の活用のほか、ふるさと応援寄附制度の拡充などによる自主財源の確保に努めるとともに、歳出全般につきましては、事業の選択と集中を図りながら、今後の財政需要に的確に対応することにより、持続可能な財政運営の確立を図ってまいりたいと考えております。

○奈良岡隆委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 財政プランも、令和5年度まで、まだ3年ですので、先はあるわけだけでも、今の企画部長の答弁を聞いていると、決算期の剰余金が少しありそうな雰囲気なので、答弁の中身はないんだけど、何となく、少し、先の見通しが明るい感じを受けまして、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時20分からといたします。

午前11時10分休憩

午前11時19分再開

○**奈良岡隆委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奥谷進委員。

○**奥谷進委員** おはようございます。自由民主党、奥谷進であります。

今定例会において本特別委員会に付託されました議案第102号「令和3年度青森市一般会計補正予算」に関する4款1項2目、新型コロナウイルス感染対策事業について質疑をいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策は、高齢者か若年者かを問わず、全ての世代で徹底して行われているわけであります。しかしながら、青森市内においても、新型コロナウイルスの感染拡大により、危機感や不安感などが高まっており、多くの子どもたちが毎日通う小・中学校では、決して予断を許さない状況であると私は思います。

そこで質疑をいたします。学校ではどのような感染予防対策が取られているのかお示しを願いたいと思います。

○**奈良岡隆委員長** 答弁を求めます。教育長。

○**成田一二三教育長** 奥谷委員の小・中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の具体的な内容についての御質疑にお答えいたします。

小・中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、令和3年4月28日に文部科学省から発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」のバージョン6を基に取り組んでいるところです。

具体的には、全ての小・中学校で、マスクの着用、手洗いの徹底のほか、毎朝の検温結果や風邪症状の有無を確認するとともに、気になる症状がある場合は、欠席扱いとはせず、登校を見合わせることにし、必要に応じて、遠隔授業を実施していること、授業中は児童・生徒間の机の距離を十分に取ったり、給食時は、対面せずに正面を向いて、食事をさせたりするなど、3密回避を徹底していること、集会活動や学校行事などは、オンライン形式で開催したり、規模を縮小したりするなど、実施方法を工夫していることなど、感染拡大防止対策の徹底に努めているところです。

教育委員会では、これまでも、各小・中学校に対し、サーモグラフィーや非接触

型体温計などを配備するとともに、スクール・サポート・スタッフを配備し、毎日、児童・生徒の活動場所や授業で使用した器具等の消毒作業を行っているところです。

教育委員会としては、今後も、新型コロナウイルスの感染源や感染経路を断つ取組を継続し、学校と一丸となって、感染拡大防止対策に努めてまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。教育委員会が学校と一丸となって、子どもの安全・安心、学びを保障しているということで感心をいたしました。特に、各学校のICTを活用した取組、児童・生徒の体調管理も含めたコロナ禍における学校生活を支えるための支援など、学校現場での熱意や工夫、それを支える教育委員会の取組を改めて知ったわけであります。本当に感心をしておりました。

新型コロナウイルス感染状況の収束の兆しが見えず、学校が休校するようになるならば、親も仕事を休まざるを得ない状況になることが予想されるわけであります。このような状況の中で、先生方も、細心の注意を払って、職務に臨んでいる。教師としてのプロ意識もすばらしいことだと思います。今後も、継続して、職務に当たっていただきたい、このことを強く求めるものであります。

そこで再質疑をいたします。コロナ禍の学校行事等における具体的な取組の例などを示していただきたいと思えます。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○教育長（成田一二三君） コロナ禍での学校行事等の具体的な取組事例についての御質疑にお答えいたします。

各小・中学校におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、学校行事等を実施しているところです。例えば、運動会は、6月18日時点で62校中47校の小・中学校が実施済みとなっておりますが、具体的な取組事例といたしましては、小学校では低学年・中学年・高学年ごとに、中学校では各学年ごとに、時間差で実施し、保護者もその都度入替えしたこと、無観客で開催し、児童・生徒の活動の様子をオンラインで各家庭に配信するとともに、その時間に見ることが出来なかった保護者に対しては、録画した動画をインターネット上に掲載したことなどがあります。

また、修学旅行は、5月末までに中学校5校が終えているところではありますが、実施した5校にあっては、3泊4日から2泊3日に日程を短縮、宿泊をなくして、日帰り日程での実施、学級ごとに分散しての活動、移動は全て貸切りバスとし、不特定多数の人と接触するリスクを軽減するなど、感染拡大防止対策に万全を期して実施したところです。その後、参加した生徒・教職員の中で感染したり、体調等を崩したりしている者はいないとの報告を受けております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。教育委員会、さらに、また、各小・中学校との連携は素晴らしいものであると改めて認識したわけであります。各小学校・中学校へ新型コロナウイルスに対する指導を徹底されることを強く要望いたしました。この件については終わりたいと思います。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関して質疑をいたしたいと思っております。コロナ禍における事業者支援についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年1月、国内で初めての感染者が発生いたしました。約1年半が経過いたしました。現在も、変異株の広がりを含めた、東京都をはじめ、10都道府県に緊急事態宣言が出されたことなどにより、経済への影響は長期化をしておるわけであります。また、本市におきましても、4月以降、飲食店などにおいて連続して、クラスターが発生し、現在も、新規感染者の発生数は落ち着きを見せておりますが、累計感染者数は1000人を超えるなど、昨年にも増して、厳しい状況にあると思っております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、青森市の春の祭りなどのイベントが中止となり、さらには感染防止のために、市民が外出を控えたことなどにより、飲食業や小売業を中心とした消費は落ち込み、本市の経済に大きな影響を与えております。皆様も御存じのとおりだと思っております。

特に、ねぶた祭は、運行方式の変更やハネトの参加を限定するなど、大幅な見直しを行いながら、開催に向けて、準備を進めてきたところでありますが、去る6月18日に行われました青森ねぶた祭実行委員会において、正式に中止が決定されたところであります。青森市民として、2年連続の中止は非常に残念なところでありますが、市民の命や健康を守るという点から、やむを得ないものであり、実行委員会による決断は大いに評価するものであります。しかしながら、2年連続の中止により、本市の経済への影響は計り知れないものがあります。

このような状況の中で、ねぶた祭の中止により影響を受ける事業者はもとより、新型コロナウイルス感染症の長期化により疲弊している市内の事業者に対し、事業継続を支援する取組は、昨年にも増して、重要になっておるわけであります。

さて、ここでお尋ねをいたします。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援策について、市はどのように考えているのかお示し願いたいと思っております。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 奥谷委員からの事業者への支援策に対する市の考え方についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市においても、飲食店等でクラスターが連続して発生するなど、市内経済に多大なる影響を及ぼしていることから、地域の仕事を守るとの考えの下、市内事業者の事業継続を支援するため、様々な事業を実施することとしております。

具体的には、事業者の事業継続に対する支援として、本定例会に、事業継続支援緊急対策事業の家賃支援・自己所有物件事業者支援・感染症対策設備機器等導入支援及び観光事業者等支援緊急対策事業に係る補正予算案を提出しているところであり、事業継続支援緊急対策事業については、県から営業時間の短縮要請を受けた地区の飲食店のみならず、他地域・他業種においても広く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることを踏まえ、小売業・飲食業等、全19業種に対し、事業継続に必要な経費や感染防止対策経費について、1事業所当たり90万円を上限として助成するものであります。また、観光事業者等支援緊急対策事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の宿泊施設、民間バス事業者・タクシー事業者などに対し、事業の継続を支援するものであり、市内の宿泊施設を運営する事業者に対しては1施設当たり300万円を上限に助成し、市内の民間バス事業者・タクシー事業者のほか、今年度は新たに運転代行業者及びレンタカー事業者も対象として、民間バス事業者に対しては1事業所当たり200万円を上限に、タクシー運転代行・レンタカー事業者に対しては1事業者当たり100万円を上限に助成するものであります。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の回復に向け、市民の生活を応援し、市内の消費喚起につなげるため、プレミアム付商品券を全ての青森市民に1人1セットが行き渡るよう発行することとし、7月1日からの販売・利用開始に向け、現在、準備を進めているところであります。

さらに、本市では、令和2年3月10日から、駅前庁舎に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、事業者からの経営相談に対応しているところであり、その相談内容に応じた支援制度や資金繰りに不安を抱える事業者に対しては有利な融資制度を紹介するなど、きめ細やかな相談対応も行っているところであります。

本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による本市経済への影響を注視しつつ、引き続き、国や県の動向を見据えた上で、市内事業者が感染防止を図りながら、営業を続けられるよう、必要な支援を講じてまいりたいと考えております。

○奈良岡隆委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。ただいまの御答弁にあったとおり、今後、実施される事業継続支援緊急対策事業は、小売業や飲食業など、19業種を対象として、観光事業者等支援緊急対策事業では、宿泊施設や民間のバス事業者・タクシー事業者などを対象とするなど、幅広い業種を支援することとしておりますが、青森市プレミアム付商品券も合わせて、その効果が大いに期待されるところであります。

また、駅前庁舎に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しておるということでもあります。事業者からの相談への対応を行っているとのことではありますが、私自身も、事業者から、資金繰りが大変厳しいことや、さらなる支援を望む切実な

声を直接聞いており、今後も経営相談窓口の役割は重要なものであると考えます。

そこで再質疑をいたします。新型コロナウイルスに関する経営相談窓口における、これまでの相談件数とその主な内容について、お答え願いたいと思います。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 奥谷委員からの経営相談窓口の実績についての御質疑にお答えいたします。

これまでの相談件数につきましては、窓口を設置しました令和2年3月10日から令和3年5月末現在でお答えいたしますけれども、事業者から直接寄せられた相談が3477件、金融機関を通じた相談が1438件、商工会議所や税理士等を通じた相談が226件となっており、合計で5141件となっております。

また、これまで受けた相談の主な内容といたしましては、資金繰り支援に関するものや新型コロナウイルス感染症対策の各種支援制度に関するものとなっております。制度内容の詳細や具体的な手続方法等について御説明するなど、丁寧な相談対応に努めているところであります。

○奈良岡隆委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、さらなる事業者への支援が必要となっております。先ほど、藤田委員からも、このコロナウイルスの事業に対する様々な角度からの質疑がされました。私も同感であります。地域経済の回復の鍵となるワクチン接種であります。本市では、6月12日から集団接種も始まり、10月末までには64歳以下のワクチン接種のめどをつけることとしております。新型コロナウイルス感染症の早期終息に期待をしているところであります。

地域経済に対する影響は今しばらく続くものと予想されますが、今後とも、事業者に寄り添いながら、支援策を全力で市として取り組んでいただくよう、強く要望いたします。以上で、私の質疑を終わります。

○奈良岡隆委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブの奈良祥孝であります。

議案別冊、10ページ、11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、いわゆる総括表に基づいて質疑いたします。まず、1点目は、歳出全款に関連してお伺いいたします。

1つは、テレワークの実態であります。令和2年度及び令和3年度の実績をお示しくください。

2点目は、時差出勤についてであります。特にサマータイムの導入について、その考えがあるかないかお伺いするものであります。

現在、市では、時差出勤の場合は、特に冬ですが、8時半からの勤務とか、9時半からの勤務というものは行っているんですが、サマータイム、例えば、8時から

の勤務、7時半からの勤務というのは実施していないように思っています。

仮に可能な職場で希望者がいるのであれば、導入する考えがないかお伺いするものであります。というのは、実は、青森市内でも、サマータイムをやっているところが結構あって、8時からの勤務とか、7時半からの勤務で、午後5時前、4時半に仕事が終わったり、4時20分に仕事が終わったりという会社があります、実際に。ですので、もし、この時間を有効に使うのであれば、市でも特段やってもいいんじゃないかなと思いましたが、この2点についてお伺いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 奈良委員からの2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、令和2年度及び令和3年度のテレワークの実施状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、職員同士の接触機会を減らすとともに、新しい生活様式を踏まえた働き方の新しいスタイルとしてテレワークを実施しております。具体的には、令和2年5月下旬から、職員20人がテレワークに取り組めるよう、環境を整え、また、令和3年2月下旬からは、育児や介護をはじめ、妊娠中の職員などが優先してテレワークを実施できるよう、職員に貸与するノートパソコン等を新たに配備し、テレワークの実施可能人数を20人から150人に拡充したところであります。これまでテレワークを実施した職員数は、令和2年度は延べ824人、令和3年度は、6月17日現在で、延べ169人となっております。

テレワークは、業務の効率化や災害時等の業務継続のための有効な手段であり、また、職員のライフステージに合わせた柔軟な働き方を実現できる働き方の新しいスタイルであることから、引き続き、テレワークの積極的な活用を推進してまいります。

続きまして、サマータイムの導入についての御質疑にお答えいたします。

委員御提言のサマータイムは、働き方改革の一環として、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランス推進のため、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、始業及び就業時間を1時間程度早めるなど、時差出勤の取組として、一部の民間企業や自治体で実施されているところであります。

市ではこれまで、冬期間における朝夕の交通渋滞の緩和を図るため、時差出勤を実施しており、令和2年5月からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、新しい生活様式を踏まえた働き方の新しいスタイルとして、年間を通じて実施しているところであります。サマータイムの導入につきましては、現時点では考えてはおりませんが、民間企業や他自治体の取組を注視し、職員のさらなるワーク・ライフ・バランスの推進に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。もし可能で、希望する方がいらっしゃるのであれば、ぜひ導入してもらいたいなと私は思いますし、検討していただきたいなというふうに思っています。

いま1つ、これに関連して、電子決裁はどの程度進んでいるものなのか。例えば、管理職の皆さんでも、休んでもできるので、テレワークで、決裁なんかができるのであれば、これはテレワークを管理職の皆さんもやってもいいんでないかなという気がしないでもないんですが、ひとつお答え願います。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○館山新総務部長 テレワークについての再度の御質疑にお答えいたします。

職員が、自宅にいながら、通常の勤務場所での仕事の環境と同じ環境で仕事ができるよう、自宅から市のネットワークにアクセスし、電子決裁をはじめとして、庁内メッセージや庁外メールの受送信、あと、全庁ファイルサーバーにある各部・各課のフォルダの閲覧や編集などの事務が行えるよう、環境を整えているところがあります。そのほか、課にいる職員とタブレット端末を利用しながら、朝礼やウェブ会議などを行うことができるように環境を整えているところがあります。また、所属長、チームリーダー及びスタッフの全職員がテレワークを実施することが可能というふうな形の環境を整えております。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 なるほど、そうすれば、全スタッフ——例えば、ここでいえば、総務部長、総務課の課長もいらっしゃいますし、副参事もいる。総務部であれば、次長もいますよね。そうすると、この4名の方が、仮に在宅勤務しても、決裁は可能というふうに判断していいのですね——いいです、その「うん」で了解。ありがとうございます。以上でこの項を終わります。

次、10款教育費5項社会教育費2目市民センター費についてお伺いします。

市民センターの使用許可申請は、使用日の7日前までとなっています、1週間前まで。ただ、空きがある場合であれば、使用日の7日以内に申請しても許可することができないか。簡単に言うと、1週間以内に、急遽、会議が決まって、打合せしたいとなったときに、市民センターを利用できないかお伺いするものであります。実は、中央市民センターなんかは、言うのとやってくれるんです。ただ、利用する市民が分からないんですよ、これ。ほとんど、1週間前だったら、もう諦めちゃうから、1週間前までできなければ。その辺ちょっとお伺いします。

いま1つは、新型コロナウイルスの感染症対策で実施している利用定員の制限、さらには、中央市民センターもそうですけれども、利用時間を制限している実態がありますけれども、これはいつごろまで続くのか。結構、多くの市民から聞かれますので、御答弁お願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 奈良委員の市民センターの使用許可申請

についての御質疑にお答えいたします。

市民センターの利用につきましては、青森市市民センター条例などの施行規則の規定に基づき、「申請書の提出は、使用する日の三月前から七日前までに行わなければならない」となっているとされています。なお、同条例施行規則におきましては、「ただし、申請期間を経過した場合であっても、管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない」と規定されております。

このことから、各市民センターにおきましては、使用日の7日前を経過したものであっても、使用場所等に空きがある場合は市民の皆様にご利用いただいているところでもあります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策で実施している利用定員と利用時間の制限についての御質疑にお答えいたします。

市民センターにおける新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、また、県の「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」及び公益社団法人全国公民館連合会による「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を基に、他都市の類似施設の状況も踏まえながら、対策を講じているところでもあります。

具体的な感染症対策といたしまして、利用者数につきましては、1つに、活動において、大きな声での発声等がないこと、2つに、飛沫や呼気等によるリスクがないこと、3つに、飲食を伴わないことを前提とし得るものにつきまして、感染防止策が担保される場合に限り、利用できる人数を部屋の定員の100%以内とし、それ以外のものにつきましては、定員の50%以内としているところでもあります。

また、利用時間につきましては、館内における消毒・清掃作業の時間を確保するとともに、使用場所等の長時間の利用を避けるため、各市民センターの状況により、利用時間を区切るなどの対応をしているところでありまして、中央市民センターにおきましては、午前を9時から12時まで、午後を2時から5時まで、夜間を6時から9時までに区分し、時間帯ごとに、1団体につき2時間程度までの利用としているところでもあります。

教育委員会では、国において、施設利用等の感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対策分科会の議論を踏まえ判断することとしておりますことから、その状況を注視してまいることとしております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。特に、我々は合唱団ですので、声を、発声しますので、制限をかけられる団体だというのは十分に理解します。ただ、20人以内の団体とかだったらいいんですが、私が会長をやっている団体の中にも、45人とかの合唱団がありまして、そうすると利用する場所が限られて、中央市民センター

の大会議室でもできない場合があつて、どうするかというと、月に一遍、文化会館のリハーサル室とか大会議室、ここを借りると約1万5000円から約2万円かかるんですが、参加者1人から400円以上のお金を集めて、その都度練習するとか、そういう苦勞しながら運営している実態があります。もちろん、コロナの関係ですので、安全・安心が第一ですから、やはりある程度制限するというのは必要だなというふうに私も思います。できれば早く収束して、前みたいに、当たり前練習できることを希望して、この項は終わります。

続いて、また部長は一緒ですけれども、10款教育費2項小学校費・3項中学校費に関連して、今、小・中学校において、授業で歌唱を行っている学校数をお示しく下さい。

いま1つは、小・中学校における合唱部や音楽部において、合唱活動を自粛している部活動数をお示しく下さい。というのは、私もいろんな先生方から聞くと、実際に、音楽の授業では、指導要領では歌とあるんだけど、実際は合唱をやっていない学校もあるようです。また、部活動においても、体育のほうも、大分、制限が解除されてきていますけれども、合唱活動とかをさせない学校もあるみたいですので、その実態をお知らせ願いたいと思います。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 まず、ちょっと確認させていただきたいんですが、奈良委員のほうから、授業で歌唱を行っている学校数——いないほうでよろしい……

〔奈良祥孝委員「いないほうだ、いないほう」と呼ぶ〕

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 はい、分かりました。

奈良委員の小・中学校の授業で歌唱を行っていない学校数につきましての御質疑にお答えいたします。

合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、令和2年12月10日に文部科学省から発出されました「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づいて実施しているところであります。当該通知によれば、合唱をする際には、マスクを、原則、着用することとし、児童・生徒との間隔は、前後方向及び左右方向ともに、できるだけ2メートル、最低1メートルを空けるなど、感染拡大防止対策を講じた上で実施することとなっております。地域において、感染が拡大しているような場合には、活動を一時的に制限するなどの対応も必要であるとされているところであります。

小・中学校の授業で歌唱を行っていない学校数につきましては、6月18日時点におきまして、小学校43校中15校、中学校19校中12校となっております。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、可能な限り、感染拡大防止対策を行った上で、適切に実施していけるよう支援してまいり

ます。

次に、小・中学校の合唱部等で合唱活動を自粛している部活動についての御質疑にお答えいたします。

本年度、小・中学校で合唱部または音楽部を設置している学校数は、6月18日時点におきまして、小学校43校中11校、中学校19校中9校となっております。そのうち、現在、部活動で合唱活動を自粛している学校数は、小学校が6校、中学校が4校となっております。部活動におきましては、十分な距離を取って活動し、向かい合って発声するような活動は行わないようにしているところであります。

教育委員会といたしましては、その時々状況に応じて、学校全体として、適切に実施の可否を判断し、感染拡大防止対策を行った上で実施していけるよう支援してまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 答弁ありがとうございました。一応、今年は、全日本合唱コンクール青森県大会は開催する予定でありますけれども、それに向けて、ちょっと練習が出来ないというのは大変だなと思って、今、実態を聞いてみました。ありがとうございます。

質疑は以上で終わりますけど、最後に要望を1件申し上げます。というのは、これから夏シーズンを迎えます。ぜひ、施設の冷房の点検をお願いしたいと思っています。特に、お金を頂いて貸している市民センターや文化会館や市民ホールなど、そのほかにもあると思います。そういうところは、冷房の老朽化なんかもあるかもしれないし、かつて、冷房を止めた例とかもありましたので、この辺は十分に点検をして、市民の利用に支障を来さないよう要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

午後1時再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

まず初めに、10款教育費1項教育総務費、GIGAスクール、1人1台端末につ

いてお尋ねいたします。

一般質問でも、1人1台端末の家庭学習で不公平が生じないか、回線がある家庭とない家庭とということによって不公平が生じないですかということによって質問させていただいたところ、オフラインでAI型ドリルを学習できるよという御答弁でした。eライブラリだけですけれども、その説明を見たら、ダウンロードできますよ、オフラインでも学習出来ますよと。あと、詳しく聞いたら、必要な單元ごとに区切って、パソコンにダウンロードできるということは、私なりに一部確認しているんですが、そのあと一般質問で、デジタル教科書について取り上げていらっしゃるだったので、デジタル教科書の実証事業はオフラインでできるのかどうか確認したいと思って、本市のデジタル教科書の実証事業では、家庭においても使うのかどうかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 万徳委員のデジタル教科書の家庭での使用についての質疑にお答えいたします。

デジタル教科書は、紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材であります。拡大表示や音声読み上げ機能、画面上で書き込むことができる機能がついており、1人1台端末を活用し、学びの充実を図るための様々な授業展開が可能となっております。学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業は、教員、児童・生徒が、導入された1人1台端末を活用して、使い方に慣れるとともに、デジタル教科書に実際に触れることで、どのような機能があるのかを知ってもらうことを目的とした事業です。

デジタル教科書の活用につきましては、インターネット環境が整備されている必要がありますことから、基本的に、授業、休み時間、放課後など、学校において活用することを想定しているものでありますが、家庭学習のために活用したいという児童・生徒に対しては、家庭での活用を認めているところです。

教育委員会としては、引き続き、導入されたデジタル教科書の効果的な活用法について、具体的な取組事例を示しながら、各小・中学校を指導してまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁ですと、実証事業において、今年度中、持ち帰って、学習してもいいよと認めていらっしゃるということでしたが、やはり、そうすると、回線のない家庭では、クラウド配信と言っていました、勉強したくても出来ないということですね。御答弁をお願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 通信環境のない家庭での使用は出来ないのではという質疑にお答えいたします。

各小・中学校で活用しているデジタル教科書は、実証事業として導入されている

ものであって、児童・生徒が、使い方に慣れるとともに、どのような機能があるのかを知ってもらうことを目的としております。家庭学習のために活用したいという児童・生徒に対しては、家庭での活用を認めているところではありますが、現在、各小・中学校においては、デジタル教科書と紙媒体の教科書を併用して活用しているところであり、デジタル教科書は、基本的に、授業、休み時間、放課後など、学校において活用することを想定しているものであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 秋田だったでしょうか、やはり、女性団体から、1人1台端末、GIGAスクールによって、回線がない家庭とある家庭とで不公平が生じていますよということで、要望しているということを知りました。

私はそこを問題にしたいなと思っていたので、質問・質疑させていただいたんですが、今年度、来年の3月で、一定——その終わったら報告をするんでしょうから、ぜひ、家庭学習上の公平性についても、見解をきちんと示していただきたいなということを要望して、この項は質疑を終わります。

続きまして、2款1項、LGBT、性的マイノリティーの理解促進のための取組について、お尋ねします。

先の国会では、LGBT理解促進法案——どんな名称になるかは流動的ですが——残念ながら、国会には上がってきませんでしたけれども、やはりすぐそこまで来ているんだなということを感じました。改めて、青森市の取組をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 万徳委員からの性的マイノリティーに関する市の取組についての御質疑にお答えいたします。

青森市男女共同参画プランにおいて、性的マイノリティーについての理解が十分でないため、性的マイノリティーの方々に対し、人権の尊重と多様性の観点から配慮する必要があるとしており、そのため、性的マイノリティーについての相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について、市民の理解を促進することとしているところであります。この考えの下、本市では、「性的マイノリティーにじいろ電話相談」を開設し、性的マイノリティーの方々や御家族の方々などからの相談、性的マイノリティーの方々が置かれている現状を知り、正しく理解するための市民向け講座の開催、男女共同参画情報誌「アンジュール」への性的マイノリティーに関する用語解説など、基礎知識や啓発記事の掲載、関連図書などの貸出し、申請書などの性別欄の見直し、人権全般に関するセミナーの開催、12月の人権週間に合わせて、駅前庁舎において、性的マイノリティーについて正しく理解するためのパネルの展示、性的マイノリティーの理解促進を目的としたギャラリー展などを行っており、性的マイノリティーについての市民の理解促進に努めているところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 様々な取組の中で、セミナーですか、講座ですか、そういったものがあると御答弁いただきましたが、内容や感想などをお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 市民向け講座の内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民向け講座につきましては、平成28年度から開催しております。直近の内容、主な内容としましては、令和元年度は、心の性と体の性が一致していない方々などの診察を行っておりますはりまメンタルクリニックの針間克己院長を講師にお招きし、当事者に接している経験を基に、正しい知識や最新の情報についてお話しいただいたところであります。令和2年度は、「性的マイノリティーにじいろ電話相談」の相談員も務めております、青森市男女共同参画プラザ「カダール」の千田晶子館長をはじめとするカダールスタッフが、講師として、相談に対応している経験を基に、基礎知識などの講義を行ったほか、性的マイノリティーをテーマとした書籍や映画を基に、パネルディスカッションやグループトークを実施したところあります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 アンジェールの活用についても御答弁あったんですけども、アンジェールは、議員には、今、タブレット配信で、紙媒体のものがなかったの、言われて、なるほど、確かにここに性的マイノリティー・LGBTの記事も載っているなあと思った次第です。ぜひ、議会棟にも置いていただければなあと要望しておきたいと思います。

神奈川県では、県の取組ですけども、中小企業の人事担当者向けに、自治体としての講座を開いて、呼びかけておりました。12月に、今年も、パネル展示、ギャラリー展があるということでしたので、ぜひ参加したいと思うんですが、年に1回と言わず、頻繁に多くの市民が参加できる取組を続けていただくことを要望して、この項は終わります。

次に、10款6項、合浦にあります市民室内プールについて。

合浦の市民室内プールは、交通の便が大変いいということで、利用者に喜ばれています。水中ウォーキング——泳ぐだけじゃなくて、歩くという運動が高齢者の運動に大変有効だということで聞いているんですけども、大変大事なスポーツ施設だと思っております。市民室内プールの過去3年間の利用状況をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 万徳委員からの青森市民室内プールの利用状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市民室内プールは、1年を通して、水泳を楽しむことができる施設として、昭和57年8月のオープン以来、これまで、市民の体力づくりに御利用いただいているほか、青森市内学童水泳競技大会をはじめ、青森市中学校体育大会や指定管理者による水泳教室が開催されるなど、多くの市民の皆様にご利用いただいているところでもあります。

委員お尋ねの過去3年間の利用者数といたしましては、平成30年度は6万5435人、令和元年度は5万7914人、令和2年度は2万2720人となっております。このうち、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月から5月までの約2か月間利用を休止したことや、指定管理者による水泳教室が感染拡大の懸念から中止となったことなどにより、例年に比べ、大幅に減少しているところでもあります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、感染対策についてお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。青森市民室内プールにおける新型コロナウイルスの感染症対策ということでありました。

青森市民室内プールでは、国の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び一般社団法人プール管理業協会が作成いたしました「プールにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」、これに基づきまして、指定管理者でありますスポーツネット青森が必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じて運営しているところでもあります。具体的な対策といたしましては、施設入り口での利用者への検温・手指消毒、利用者の当日の体調と感染が発生した際の連絡先を把握するための利用者名簿への記入、施設内や備品の定期的な消毒を実施しております。

このほか、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言におきまして、感染リスクが高まる5つの場面というのが示されておりますが、その一つであります「居場所の切り替わり」に当たるとされております更衣室につきましては、換気扇と窓がないという市民室内プールの特性上、閉鎖空間であるということもありますので、長時間の滞在を防ぐために、ヘアドライヤーの備付けを取りやめたほか、利用の都度の消毒が困難な水着用脱水機を撤去するなど、対策を徹底したところでもあります。また、密閉された換気設備のない空間であります採暖室につきましても、ガイドラインに基づきまして、利用中止とすることなどの対策を実施しております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 感染対策として必要なことだろうと思うんですが、利用者からは、採暖室が使えない、髪も乾かせないということで、とても、本当は健康になるために行っている運動施設で、風邪ひいて帰ってきたら大変だなと思いながら、ド

ライヤーが何で使えないのかなというのも、ちょっと、利用者は不思議に思っているようでした。あと、脱水機だけじゃなくて、洗面台も、つけ置きして洗ったら駄目だとか、いろいろあって、利用者同士では、文句つけると、施設自身が閉じてしまうかもしれないし、言えないと。いや、何でここまでやるんですかとか、いろいろ言いたいことはあるようなんです。

ただ、今、お聞きしたところ教育委員会所管の古川市民センターのプールとかも採暖室は使ってないということでしたので、早くコロナが収まることを願うばかりですけれども、ただ、今、御答弁の中に、更衣室に換気扇がないからということでしたけれども、ぜひ、古いから、なかなか簡単に換気扇をつけられないとも聞きましたが、あと、耐用年数も見えてきていると聞いていますので、しっかり、建て替えも含めて、計画を持っていただくよう要望して、この項は終わります。

続きまして、8款4項、都市公園の管理について。

2年前にも、一般質問で取り上げさせていただきましたし、他の議員も、いろいろ何度か聞いている、青森市内の公園の樹木。かなり背が高くなっているし、それこそ、密、たくさん生えていて、私の近く——住民からも、最近では、変質者が出るっというような事件もあって、公園が鬱蒼としているのは怖いということで、何とか切っていただくようお願いできないかというようなことを言われたりしております。そういう声は大変多いんですが、どのように管理しているのか、改めてお尋ねします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員の都市公園の樹木の管理についての御質疑にお答えいたします。

本市では、良好な都市環境の提供や都市の安全性の向上、豊かな地域づくり等を目的として、142か所の都市公園を設置しており、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたって、遊び場や健康づくり、交流や憩いの場として、安全で快適に御利用いただけるよう、維持管理を行っているところです。

都市公園の樹木の維持管理につきましては、樹木の健全な成長を促すことや景観への配慮として、樹形を整えることを目的に、剪定等を行っているところです。具体的には、都市公園の快適な環境と安全を確保するため、春の公園開設時に行っている遊具等の公園施設の定期点検と併せ、目視による樹木点検を行っており、枯れ枝については速やかな剪定を行うとともに、腐朽等が見られ、安全の確保が疑われる樹木については、別途、病害虫の有無や葉の茂り具合、木づちを使用した打音検査による空洞の有無等について、個別に点検を行った上で、必要に応じ、伐採を行うなどの対応をとっているところです。また、日常的な巡回パトロールにおいて、枯れ枝や枯れ木を発見した場合には速やかに枝の除去や伐採を行うとともに、公園外への樹木の枝の張り出しや枯れ木などの情報や相談が市民から寄せられた場合には、樹木の生育状況確認の上、適宜、剪定や伐採を行っているところです。

なお、点検の結果、異常の範囲や程度が不明な場合は、専門的な知見・技能を有する樹木医に判断していただくこともあります。

今後も、市民の皆様には都市公園を安全で快適に御利用いただくため、樹木の点検等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、伐採の過去3年間の実績をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員の再度の御質疑にお答えいたします。

都市公園におけます平成30年度から令和2年度までの過去3年間の樹木の伐採の実績として、平成30年度においては約90本、令和元年度においては約60本、令和2年度においては約90本といった作業を行ったところであります。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 本数が万単位だということは、以前から聞いておりました。また、伐採についても、聞き取りの際、やはり何で切ったんだと住民からクレームが寄せられることもあったと。大変な作業だと思います。ですので、なおさら、こういった大きくなった都市公園の樹木については、計画的に伐採を行うべきだと、計画を策定すべきだということを要望いたします。

都市整備部長に、8款5項、市営住宅についてもお尋ねします。

一般質問で、総量抑制で、本年3月に改定された計画について御答弁いただいたんですけども、その中には、小柳第一団地が触れられていなかったように思っています。昨日、知ったんですけども、今、このA棟が建て替え中ですけども、小柳第一団地については、B棟とC棟を建て替えることをやめたということですが、これは御答弁いただいたのでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員の市営住宅に関する御質疑にお答えいたします。

小柳第一団地B棟・C棟に関しては答弁しておりません。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 昨日、村川議員のところに、私の一般質問を聞いたという方から連絡があって、この小柳第一団地の建て替えが約束どおり行われないのは、市民への裏切りではないかというふうな意見、声が寄せられました。私も、何のことかさっぱり分からなかったのので、聞いてきたわけですが、この内容については、次の都市建設常任委員会等には報告する予定でしょうかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員の再度の御質疑にお答えいたします。

次回の都市建設常任委員会、市営住宅、今般、策定いたしました青森市公営住宅等長寿命化計画について御説明する予定は、今のところ、ありません。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 実は、平成 29 年 8 月 23 日には、この都市建設常任委員会の概要を見ましたら、小柳第一団地の建て替え計画について、当時の都市整備部長が説明をしているんです。それで、そのことは、もう、要はアップされているわけですよ、検索すれば。アップされているんですから、そういう意味では、その計画について、B棟・C棟を建て替えないということに——戸数も減ったということですが、どの段階で御説明・御報告があるんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員から再度の御質疑のありました市営住宅に関してお答えいたします。

今年の 3 月に策定しました青森市公営住宅等長寿命化計画の内容につきましては、次回の都市建設常任委員会で御報告することを内部で検討したいと思っております。

○奈良岡隆委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ぜひ報告してください。住民の方は、B棟・C棟については、建て替えが延期になったという説明は受けたと聞いております。あと、今年度予算にも、5億 3711 万 8000 円が予算計上されているので——これが A棟のことだけなのか分かりませんが、予算にも関わることなので、ぜひ御報告をお願いして、私の質疑を終わります。

○奈良岡隆委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。

第 7 款商工費第 1 項商工費第 4 目観光地整備事業費に関連して、アップルヒル遊具整備事業について質疑をいたします。

午前中、藤田委員が質疑をして、大体、概要は説明を受けましたので、それを受けて、このたび、これまでの大きな遊具を解体して、幼児用遊具 1 基と小学生用遊具 1 基を設置する理由を再度お知らせください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 軽米委員のアップルヒルの遊具改修についての御質疑にお答えいたします。

遊具を区分けする理由についてであります。新規遊具の整備に当たりましては、利用する子どもの年齢により、能力や体格に差異があり、混在した利用による事故等を未然に防ぐため、国土交通省による「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の基準を参考とし、幼児用と小学生用の 2 基の遊具を一定の間隔を空けて設置する予定としております。

具体的には、遊具とその周辺にいる子どもの衝突事故などの防止の観点から、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮すること、幼児と小学生の双方が利用可能な遊具もありますが、一方の年齢層の利用には適さない遊具もあり、能力に適合しない遊具の利用による事故等を防止するため、

幼児と小学生の混在を避けるなどの安全対策を講ずることなどを考慮し、幼児用と小学生用の遊具に分けて設置することとしたものであります。

○奈良岡隆委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 要するに、子どもたちの安全のために、今回、古くなったということも大きな理由でしたけれども、きちんとその安全のために分けるという部分なんですけれども、それでは、混在回避のための区分けというのはどういうふうに行うのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

区分けの表記ということでよろしいでしょうか——区分けの表示につきましては、幼児用、小学生用、それぞれの遊具の前に、対象年齢や遊ぶ上での注意事項等を記載した看板を設置する予定としております。

○奈良岡隆委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 あとは要望で終わりますけれども、今、お示しいただいたように、子どもたちの安全のために、まず、きちんとした大きな表示、看板をしっかり立てていただきたいなと思います。どうしても、幼児は親御さんが一緒に遊ばせていることが多いかと思うんですけれども、小学生の子どもたちというのは、興奮すると、本当に、団体で走り回って、幼児のほうにもついつい来てしまって、せっかく分けても、一緒になってしまったりという、そういう危険性もありますので——それでも、きちんと表示しても、走ったりする子はいるかとは思いますが、一応、そういう部分も含めて、子どもたち、また、大人にも、そういう理由できちんと分けているということをぜひきちんと表示していただきたいなと思います。

そしてまた、今まで、すごく大きな、真ん中に大きくあった遊具を2つに分けるということで、幼児はいいんですけれども、小学生の遊具がやはり少し小さくなって、せっかく子どもたちが思い切り遊べていたところがちょっと寂しくなるのかなというところもありますので、今回は予算で1基だけという部分でしたけれども、今後も、そういう部分で小学生——2基ですけれども、小学生用が1つ、幼児用が1つで、1つずつしか設置出来ませんが、小学生とか、もっと体を動かせる部分を工夫したものを今後もぜひ検討していただきたいなと要望して、私からの質疑は終わります。

ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 4款衛生費1項保健衛生費2目予防費について、新型コロナワクチン接種について質疑いたします。

最近、世界各地において、様々な新型コロナウイルスの変異株が確認されておりまして、青森県においても、海外に由来する変異株への感染割合が高まってきています。これらの変異株は、従来型の新型コロナウイルスよりも感染力が強くて、

若年層においても、従来型に比べて、重症化が高いなどといった特徴が専門家から指摘されています。

このことから、本市において、ワクチン接種によるコロナの収束を図っていくためには、高齢者のみならず、日常の行動範囲が広く、経済活動が活発な 20 代や 30 代などの若年層へのワクチン接種率を高めていくことが大切だと考えています。

そこで質疑しますが、若年層における接種率向上のための方策として、若年層向けの集団接種会場を、例えば、浜田地区などに代表されるような若年層が多く集まる繁華街等に設置してはどうかと考えますが、市の考えをお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 小豆畑委員の若年層向けのワクチン接種会場の設置についての御質疑にお答えいたします。

64 歳以下の方への新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、6 月 18 日から身体障害者手帳等の所持者に対して接種券を送付した後、個別接種の予約を 6 月 22 日から、接種を 6 月 28 日からとし、毎週、5 歳間隔で、年代ごとに段階的に接種を進める青森市モデルに沿って行うところであります。集団接種会場につきましては、これまでの市民センター等の市内 14 か所を基本としつつ、これまでの各会場における接種予約状況等も踏まえ、行動範囲が広がる世代に対応するため、集団接種の拡充を検討してまいります。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 若年層におけるワクチン接種率を高めていくための方策の一つとして、国では大学における集団接種の取組を示しておりまして、全国各地で大学を拠点としたワクチン接種を模索する動きが出始めております。

本市においても、青森公立大学をはじめ、医療系の人材を育成する青森県立保健大学のほか、複数の私立大学がありまして、これらの大学をまとめて考えた場合、学生や教職員を含めると関係者の人数は相当数に上るものと考えていますが、本市における大学を拠点としたワクチン接種の取組について、市はどのように考えているのかお示しいただきたいと思えます。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 大学を拠点としたワクチン接種についての御質疑にお答えいたします。

国では、令和 3 年 6 月 21 日より、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、企業や大学等において、職域単位でワクチン接種を開始することを可能としたところであります。この職域接種につきましては、自治体による高齢者等への接種に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保することとし、従業員などの接種者が 1000 人以上の企業等で開始するとしたものであり、国が申込みの窓口となっております。

本市におきましては、市内 5 つの大学について、各大学のワクチン接種に向けた

検討状況等の情報収集に努めているところであり、各大学の取組を必要に応じて支援してまいります。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

それでは、国においては、ワクチン接種促進策として、企業における職域接種を進めようとしています。地方における規模の小さい中小企業にとって、職域接種は、接種希望者の人数の確保、それから医療従事者の確保、会場の手配、国への手続などの面でハードルが高くて、企業における職域接種を希望したとしても、中小企業単体では実現が困難だと考えます。しかしながら、地方の地域経済の主役である中小企業における職域接種を進めることができれば、本市のコロナの終息における大きな効果が期待できるものと考えます。地域経済の再生や経済活動の活性化の面で大幅に前進するのではないかなと思います。

そこで質疑するんですけれども、本市の中小企業における職域接種について、市はどのように考えているのかお示しいただきたいと思います。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 中小企業における職域接種についての御質疑にお答えいたします。

職域接種は、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るための有効な手段であると考えております。国は、職域接種を行う企業等が満たすべき要件として、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き」におきまして、ただいま小豆畑委員からも御紹介がありましたが、1つには、「医師・看護師等の医療従事者、接種会場の設営・運営を担う事務スタッフ等、必要な人員を企業等が自ら確保すること」、2つには、「接種会場や会場設営に必要な備品等は企業等が自ら確保すること」、3つには、「企業等内において、職域接種の準備・実施のための体制を確保すること」、4つには、「同一の接種会場で2回接種を完了すること、同一の接種会場で2000回程度」——これは1000人程度掛ける2回であります。5つには、「2000回程度の接種を行うことを基本とすること」、6つには、「ワクチンが納品される接種会場においてワクチンを適切に保管の上、接種すること」、7つには、「職域接種の接種対象者に関しては、各企業における接種能力や職場におけるクラスター対策等の観点に応じ、雇用形態によって一律に対象者を区別することは望ましくないという趣旨を踏まえつつ、公平・適切に判断すること」、8つには、「被接種者の個人情報の取扱いについて、医療機関等に準じた取扱いを行うこととし、目的外の使用を決してしないこと」、9つには、「一人ひとりが接種を受けるかどうかを自ら決定するという考え方に基つき、接種に当たっては、本人の意思を確認するとともに、接種を強制することがないよう留意すること」を定めております。

これらの要件のうち、中小企業者等が職域接種を実施する場合において、医療従

事者及び接種希望者 1000 人程度の確保が課題であると認識しております。市としては、今後とも、引き続き、国の動向を注視し、中小企業者等に対する適切な情報提供等を行うとともに、関係機関との調整を図りながら、早期のワクチン接種に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。コロナウイルスについては、これで終わります。

次に、8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費について質疑いたします。

私のところに、新城中学校に子どもを通わせている保護者の方から、松丘保養園側しか通らないのですが、帰り道が真っ暗で怖いです。夏場も、歩道の横の草が背丈を越してぼうぼう。子どもが見えませんでした。部活が終わると真っ暗なのに、帰り道も真っ暗です。歩いて学校に行って、歩いて帰ってきてほしい。だけど、本人も怖いなど言っています。悩みです。子どもたちも安心・安全で登下校ができるといいなと思っています。県道に出るまで明るくしてほしいですというお手紙が寄せられました。

質疑です。新城中学校から松丘保養園入口前を通る県道に至るまでの道路について、暗い場所があるため、学生などが通行する道路であることを考慮すると、防犯灯を増やすなどの対策が必要だと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 小豆畑委員の防犯灯の増設についての御質疑にお答えいたします。

新城中学校から松丘保養園正門までの道路につきましては、市で管理している道路であり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、LED 照明による防犯灯に改修をしております。また、松丘保養園正門から県道鶴ヶ坂千刈線に至る道路につきましては、国の所管となっており、この道路に設置された防犯灯についても、国で管理がなされているところであります。

新城中学校から松丘保養園正門前を通り、そこから北上して県道へ至る道路を通行する際には、道路沿いの樹木により、明かりが遮られた場所や暗く感じる場所があることを承知しているところです。この道路のうち、市で管理している道路につきましては、現地調査の結果、防犯灯の設置が可能な場所を確認したことから、改善に向け対応したいと考えております。また、国で管理している道路につきましては、管理者である国に対し、樹木の剪定や照明器具の増設もしくは移設などについて働きかけてまいります。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、次に、10 款教育費 1 項教育総務費 2 目指導研修費について質疑させていただきます。

5月28日の参議院本会議において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が可決成立しました。教師によるわいせつ行為は、児童虐待の身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待のうちの性的虐待に当たりますので、性的虐待に視点を置いて質疑させていただきます。

わいせつ行為などで懲戒処分を受けた教員は、2010年度は175人だったのですが、2019年度は273人と増加傾向にあります。また、小児わいせつの特徴として、他の性犯罪と比較して、極めて再犯性と常習性がある、法務省の調査によりますと、小児わいせつの5年以内の再犯率は9.5%と最も高く、また、性犯罪前科2回以上の者については、性犯罪小児わいせつは84.6%となっており、早急な対応が必要だと考えます。

今回の法の制定により、教員による児童・生徒へのわいせつ行為をなくすため、わいせつ行為で懲戒免職となり、教員免許を失効した人に、都道府県の県教育委員会の判断により、不適格と判断した場合には、免許を再交付しないことも可能とする権限を与えたり、わいせつ行為で教員免許を失効した人の氏名などの情報を共有するデータベースを国が整備し、教育委員会が教員を採用するために活用することとしています。さらに、児童・生徒から相談に応じたり、そのような事態を知り得た教員等がかばい合ったり、隠すことがないように、犯罪の疑いがあると思われるときは警察への通報や、犯罪があると思われるときは告発しなければならない義務を課しました。

性的虐待は、魂の殺人であると言われていています。幼い頃にわいせつ行為を受けた子どもは、その後何十年も、PTSDなどの心の傷を抱え、苦しみながら生きていくこととなります。そのような行為を絶対に許すわけにはいきません。

そこで、これに関連して質疑させていただきます。まず、1番です。教員によるわいせつ行為が疑われる情報があった場合、学校内でのみ対処するのではなく、校長は教育委員会に確実に報告すべきであることを文部科学省が示しているのですが、本市教育委員会は、各学校に対して、この旨をどのように指導しているのかお尋ねします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 小豆畑委員の教員によるわいせつ行為が疑われる情報があった場合、教育委員会に確実に報告が行われるための校長に対する指導についての質疑にお答えいたします。

令和3年4月、文部科学省が令和2年12月に公表した令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査の調査結果等を踏まえた公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項として、「児童生徒に対するわいせつ行為は教員として絶対に許されないことであり、非違行為や疑わしい行為があった場合には、校長が学校内でのみ対処するのではなく、教育委員会に確実に報告するよう指導を徹底すること」との通知があったところであります。

本市におきましては、これまでも、校長が、わいせつ行為のみならず、教職員の非違行為を把握した場合は、把握した時点で速やかに報告すること、部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠蔽または黙認した場合は、懲戒処分の対象になることについて、教職員の服務規律の徹底に係る通知及び教育委員会事務局学務課職員による学校訪問等において、各小・中学校長に対して、繰り返し指導してきたところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 学校から市区町村教育委員会、さらに市区町村教育委員会から県教育委員会へ——任命権者でもありますので、速やかに報告されることが本当に大事だと思います。

次に、わいせつ行為等の被害者が通報・相談するための窓口は設置されているのですが、加害が疑われる者が同じ学校の教員であった場合、その学校に相談・通報することは難しいと思われるんですけども、被害者が通報・相談しやすいようにするための工夫はどのように考えているのでしょうか。学校・教育委員会以外に、どこに相談できるのかも含めて、児童・生徒や保護者には周知されているのかどうかお伺いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 わいせつ行為の被害者が通報・相談しやすいようにするための工夫と学校・教育委員会以外の相談場所の周知方法等についての質疑にお答えいたします。

教育委員会では、わいせつ行為の被害者の早期発見には、できるだけ早期に、かつ、安心して相談できる体制づくりや相談窓口の周知が必要であると認識しております。

各小・中学校におきましては、児童・生徒の学校生活全般の悩み等を把握し、早期に対応するため、学校生活に関するアンケート等を実施しているところです。その際、より相談しやすくなるよう、児童・生徒が相談したい教職員を指名したりできるような工夫をしている学校もあります。教育委員会においては、児童・生徒及び保護者からの電話相談やメール相談を受け付けるフレンドリーダイヤルを開設し、教育相談員や臨床心理士などが対応しているところでもあります。

また、教育委員会では、学校や教育委員会以外の相談機関への相談を希望する児童・生徒及び保護者を対象とした、1つに、青森市福祉部が行う青森市子どもの権利相談センター、2つに、青森県教育委員会が行う24時間子供SOSダイヤル、3つに、児童相談所が行う児童相談所虐待対応ダイヤルなどの相談先を掲載した相談カード及びリーフレットを作成し、年度初めに全ての児童・生徒及び保護者に配布するとともに、三者面談や保護者集会等において、記載内容の確認や相談機関の活用を働きかけているところです。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 全保護者に対して配布しているということで、よろしくお願ひしますね。

次に、教員によるわいせつ行為が疑われる情報があった場合に、事実関係の確認や調査はどのように行われているのかお尋ねします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 教員によるわいせつ行為が疑われる情報があった場合に、事実関係の確認や調査はどのように行われるのかという質疑にお答えいたします。

本市の公立小・中学校に勤務する教職員の非違行為に関する事実関係の確認につきましては、所属校の校長からの報告を受け、本市教育委員会事務局学務課職員による関係者への聞き取りを行っているところです。これに加えて、公立小・中学校の教職員につきましては、任命権者が県教育委員会となっておりますことから、県教育委員会職員による関係者への聞き取りも行われることとなります。

なお、児童・生徒が被害者となるわいせつ行為等においては、被害児童・生徒への十分な配慮が求められますことから、警察や児童相談所等の関係機関及び青森市子ども危機に向き合う緊急支援チームの弁護士や精神科医と連携して対応することとしております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

それでは、次に、教員によるわいせつ行為が発生しないように、予防的な取組を進めていくことが重要であると考えますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 教員によるわいせつ行為防止のための取組についての質疑にお答えいたします。

わいせつ行為を含む教職員の非違行為防止につきましては、1つとして、教育委員会において、服務規律の確保に係る通知の発出や、教育委員会事務局学務課職員による学校訪問及び小・中学校長会研修会における指導を行っているほか、2つとして、各小・中学校において、県教育委員会が作成した「教職員の非違行為根絶のための研修用資料」を利用した研修会を実施するなど、教職員の服務規律の確保に努めているところです。

わいせつ行為は、被害者の尊厳を傷つけ、その心に取り返しのつかない大きな傷を残すなど、人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、被害者が児童・生徒の場合には、当該児童・生徒の安心・安全に学ぶ権利を損ね、その能力を伸ばしていく機会を奪うことにつながるものでありますことから、1つに、児童・生徒への

指導は、複数の教員で行うなど、組織的対応に努めること、2つに、児童・生徒と個人的なSNS等のやり取りを行わないこと、3つに、修学旅行等の宿泊を伴う引率における見回りは複数の教員で行うことなどについて指導しているところであり
ます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

次に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」、この成立を受けて、今後、どのように青森市は取り組んでいくのでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の成立を受けた今後の取組についての質疑にお答えいたします。

教育委員会では、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の成立を受け、今後、国において、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項、その他学校において児童・生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項を盛り込んだ基本指針を定めることとしておりますことから、今後、国が定める基本指針を踏まえ、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置等について検討することとしているところです。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。文部科学省通知においては、今般、新たに、SNS等によるやり取りは外から見えにくくて、わいせつ行為の温床となりやすいため、特に対応が必要であること、また、私的なやり取りを禁止するだけでなく、業務上やむを得ずSNSを利用する場合のルールや学校長等との情報共有のルールについても定めておくこと、保護者に対しても、周知を行うことが有効だと考えられますが、そのほかについても、取組を進めていくこと自体が、わいせつ行為に関する抑止につながるとお思いますので、よろしく願いいたします。

次に、子どもが性暴力を受けた場合に、それを加害行為と認識出来ない場合や、教員との関係性から、声を上げにくい場合などがあり、被害は顕在化しにくいという特性があると考えますが、アンケートの実施など、事実を確実に把握するために、青森市はどのように取り組んでいくのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 被害が顕在化しにくい性暴力の事実を確実に把握するための取組についての質疑にお答えいたします。

教育委員会では、児童・生徒が被害者となる性暴力の確実な把握に向けた取組としては、被害を受けた児童・生徒が助けを求めやすく、また、周りの児童・生徒や保護者等が情報提供しやすい環境づくりが必要であると認識しております。

教職員による性暴力等の実態把握に当たっては、1つに、教職員、児童・生徒及び保護者を対象とした児童生徒性暴力等の実態把握のための調査を実施すること、2つに、児童・生徒に配付されるクロームブック等を活用することで、加害者に知られることなく、児童・生徒がいつでも被害を訴えることができるシステムを構築すること、3つに、性暴力の防止等について、児童・生徒、保護者及び教職員が学ぶ機会を設けることなどについて、国が定める基本指針を参考に、性暴力の把握に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。時代の進展とともに、パソコンとかを使って、そういう調査ができるようになったんですね。ありがとうございます。

次に、性被害は、小児性愛の問題で、自分は関係ないとか、被害者が大げさに言っているだけという思い込みを持っているとすれば、事実が発生した際には、適切な対応は期待出来ないと思います。わいせつ行為を行ってはいけないと伝えるだけの研修では十分ではないと考えますけれども、教職員研修に当たってはどのような工夫をしていくのかお示しいただきたいと思います。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 わいせつ行為を防ぐための教職員研修の工夫についての質疑にお答えいたします。

教育委員会では、教職員が児童生徒性暴力等について、正しく理解することが必要であると認識しております。

教職員研修の実施に当たりましては、性被害の深刻さや被害児童・生徒への対応等の内容について、被害者の立場に立って考えること、児童・生徒と私的なSNS等のやり取りをしないこと、児童・生徒への指導は複数の教員で行うなど、組織的な対応に努めること、アンケート調査の実施方法を工夫するなど、早期発見に努めること、児童・生徒のささいな変化に気づき、教職員間で情報を共有することなど、管理職、教諭、養護教諭等、それぞれの立場に応じた研修を行うこととしております。その際、警察や児童相談所など、性犯罪・性暴力に知見のある関係機関の協力を得ることで、より実効性のあるものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 より実効性のあるものにしたという最後の言葉で思い出したんですけども、正しく理解するためとか、被害者の立場に立ってということで、私は、以前、青森少年院に行っていたときに、加害者の立場に立って、被害者の立

場に立って、ロールプレイをやったことがあるんです。そのとき、自分でやってみて、初めて、問題意識を再確認することが出来たんです。だから、先生方の研修のときも、ぜひ、このロールプレイ、それからディベート、こういうことを取り入れて、参考にしてやっていただきたいなど。やっぱりその立場にならないと、考えつかないこと、思いつかないことがたくさんありましたので、私の経験からお話しさせていただきます。

ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時15分からといたします。

午後2時6分休憩

午後2時15分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎でございます。順次質疑をしてまいりたいと思います。

1点目は、議案別冊令和3年度青森市一般会計補正予算、16ページから17ページ、7款商工費1項商工費2目商工業振興費及び8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費に関連をして、観光事業者等支援緊急対策事業について伺います。

観光事業者等支援緊急対策事業の市の考え方について教えてください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 竹山委員からの観光事業者等支援緊急対策事業のうち、経済部所管の宿泊施設支援緊急対策事業についてお答えいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている宿泊事業者に対し、事業継続を支援するため、支援金を交付するものであります。交付対象者につきましては、本市の観光振興に向けて、市や商工会議所、民間事業者などで構成する官民一体の組織である青森市観光振興会議に参画し、これまで誘客やMICE誘致などの観光プロモーション活動及び旅行商品造成に向けた商談会への参加など、国内外の観光客の誘致に本市と協働して活動してきた、青森市旅館ホテル協同組合、青森市ホテル連絡協議会及び浅虫温泉旅館組合の各団体に加入する宿泊施設を運営する事業者としたところであります。

支援金額につきましては、1施設当たり300万円を上限とし、床面積に着目して、100平方メートル当たり3万円の支援金を交付するものであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 竹山委員の観光事業者等支援緊急対策事業のうち、都市整備部所管の民間バス事業者支援緊急対策事業及びタクシー事業者等支援緊急対策事業についてお答えいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の民間バス事業者・タクシー事業者のほか、今年度は新たに運転代行事業者及びレンタカー事業者も対象に支援する経費を措置し、事業の継続を支援するものであります。具体的には、民間バス事業者に対しましては、1事業者当たり200万円を上限に、所有する貸切りバス車両1台につき10万円を助成するものであります。また、タクシー・運転代行・レンタカー事業者に対しましては、1事業者当たり100万円を上限、10万円を下限に、所有する乗用車両1台につき1万円、レンタカー事業者にあつては、これに加えて、バス車両1台につき10万円を助成するものであります。

○奈良岡隆委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。旅館ホテル協同組合、それからホテル連絡協議会、浅虫温泉旅館組合に加入している事業者には、宿泊事業者として、支援金を、そして民間バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者、レンタカー事業者については、それぞれ支援をします。バス事業者には200万上限。詳細はいろいろありますけれども、タクシー事業者には100万円上限ということでありました。私も、いろんなこの支援策が、それぞれの事業者にとって、どのくらいのものになるのか。ちょっとそういう観点から、それぞれの事業者の業績がどうなのか。あるいは、減収額・減収率はどうなっているのか。それを、何とかな、そのことを踏まえた上で、今回の支援策はどの程度のものになるんだろうという観点から、いろいろお伺いを試みました。ただ、あの状況を正確に把握する、あるいは、個々の部分を、個々の事業者、個々のところを正確に把握するというのは非常に難しい。宿泊施設の3団体では、それぞれ、旅館・ホテル等の個々の収支は把握してないということでありましたし、レンタカー協会においては、求めているけれども、未提出の事業者もあつて、減収額だとか減収率、これを示せないということでありました。バス協会は、貸切り・乗り合い・高速バス全部ひっくるめて、減収率、これは31.7%。タクシー協会、これは個人も含めてでありますけれども、全体として、減収率が29.5%ということでした。ただし、それも、すっとんと、確定的な数字ではなくて、例えば、タクシー協会であれば、南黒の組合もありますよね。そういうことを考えると、南黒では、ちょっと中身は示せないとか、あるいは、バスにおいては、コロナに影響されない、コロナがあつてもなくても変わらない、例を挙げると、通勤バスだとか、そういうのに利用されているところについては含まれないと。含まれないというか、それらも全部含めての数字だということなので、なかなか詳細を把握することはできませんでした。いずれにしても、3割程度という数字

が出てきましたけれども、それがずっと続いているわけですから、数字以上の厳しさが今も多分続いている。

その中で、今回、市が緊急対策事業ということで支援をするということなので、これについては、それぞれの事業所は大変ありがたいということだと思います。私は前から言っていますけれども、この事業は補償ではないよと。あくまでも、助成、支援であるという考えなので——とはいえ、ぜひ、これらの事業者の方については、取りこぼすことがないように、相談にしっかり乗っていただいて、PRもしっかりやって、支援することを要望して終わります。

次に、今般の第9次の青森市の緊急対策、新型コロナウイルス感染症に関連をして、ワクチン接種について伺います。

一般質問の日からでも、この間に状況の変化がありました。6月20日には、10都道府県に発令していた緊急事態宣言が沖縄を除いて解除になって、延期、そのうちの2県は完全解除になりました。まん延防止等重点措置の5県のうち、3県は7月11日まで延長、2県は解除ということになりましたし、青森県内においても、N501Y変異株、この6月の感染割合が45%。厳しい状況に変わりはないと思っています。

こうした中で、ワクチン接種が早期完了に向かっている現状でありますけれども、職場・職域接種に加えて、大学等での接種が始まりました。先ほど、小豆畑委員にもありましたけれども、市内で、職場・職域、それから大学、各種団体・協会などで接種をすると、あるいは接種を考えているというような動きを教えてください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 竹山委員からの職場等におけるワクチン接種の動きについての御質疑にお答えいたします。

国では、令和3年6月21日より、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、企業や大学等において、職域単位でワクチン接種を開始することを可能としたところであります。この職域接種については、自治体による高齢者等への接種に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保することとし、従業員1000人以上の企業で開始するとしたものであり、国が申込み窓口となっております。

職場等でのワクチン接種の動きにつきましては、青森商工会議所が、青森市に本社や支社を置く事業所の従業員やその家族を対象に、新型コロナウイルスワクチンの職域接種の実施を検討しているところであります。また、青森総合卸センターにつきましても、7月の接種開始を目指すと伺っているところであります。

このほか、市内5つの大学について、本市では各大学のワクチン接種に向けた検討状況等の情報収集に努めているところであります。

今後とも、引き続き、国の動向を注視するとともに、関係機関との調整を図りながら、早期のワクチン接種に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。状況ということで、今、話がありましたけれども、青森商工会議所、それから青森総合卸センター、大学等、いずれも調整中ということだと思います。市としては、関係するところと調整を図って、早期のワクチン接種に努めていきたいという話でありました。

私も、日本原燃の青森地域共生本社が六ヶ所村に行って、ワクチン接種することを検討しているとか、あるいは自衛隊、今、ありました青森商工会議所なども耳には入ってきているんだけど、具体的に、例えば、会場はどうするの、お医者さんはどうするの、1000人以上できるのとか、様々な部分が、いろいろふくそうしてというか、あって、やりますというところまではなかなかいかないけれども、前に進むために検討しているというような状況が聞こえております。ただ、やりますというところにはなっていませんので、ぜひ、今後も、それらにアンテナをしっかりと張って、取り組んでほしいと思います。再質疑はしません。

最後の質疑は、議案別冊令和3年度青森市一般会計補正予算、16 ページから 17 ページ、7 款商工費 1 項商工費 4 目観光地整備事業費に関連をして、アップルヒル遊具整備事業について伺います。

午前中の藤田委員、それから先ほどの軽米委員への説明で、ほとんど了解しました。その中で、幼児用遊具 1 基、それから小学生用遊具 1 基、これを設置することですけれども、それぞれの遊具の整備する中身というか、内容について教えてください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 竹山委員の幼児用遊具と小学生用遊具についての御質疑にお答えいたします。

現在、道の駅「なみおか」アップルヒルに設置しております遊具は、平成9年に旧浪岡町が整備した木製の大型複合遊具であります。当該遊具につきましては、昨年9月、業者による点検を実施した結果、危険性が高い不良箇所が確認され、使用不可との判定を受けましたことから、速やかに使用を中止したところであります。そのため、既設遊具の補修または新規遊具への更新について検討した結果、部分補修では安全性を確保することが困難であると判断いたしましたことから、既設遊具を撤去の上、新規遊具へ更新することとし、係る整備事業費の補正予算案を本定例会に提出しているところであります。

委員お尋ねの幼児用遊具と小学生用遊具の内容であります。幼児と小学生では運動能力や事故の回避能力が大きく異なるため、年齢に応じて安心して楽しむことができますよう、複合型遊具をそれぞれ設置する予定としております。具体的には、幼児用・小学生用とも、滑り台のほか、登る、渡る、くぐるなどの遊びの機能を複数持った大型遊具を予定しており、特に小学生用につきましては、発達段階に応じた難易度の高い遊具とする予定としていただいております。

○奈良岡隆委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。一連の答弁を聞きますと、昨年9月に点検を実施したと。それで、速やかに使用を中止したと。今、トラロープでがんじがらめに現場が巻かれていますけれども、ということは、去年9月から、もう直ちに中止、使用を禁止したということですよね。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 竹山委員の再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、業者から点検結果を令和2年9月30日付で受け、翌10月1日から使用を中止したところであります。

○奈良岡隆委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 すみません。分かりました。10月1日から使用を禁止したということでした。

午前中の答弁で、工期は4か月程度かかって、年内に完成して、降雪の関係もあるから、来年春の供用を目指すというような話がありましたけれども、一応、そこを確認します。それでいいですね。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、工期を4か月程度と見込んでおりますことから、年内には完成する予定であります。冬期間ということもあり、来年春の供用開始を目指してまいりたいと考えております。

○奈良岡隆委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました、ありがとうございます。ちょっと残念でした。というのは、昨年9月に分かって、10月1日から使用禁止になったと。予算の関係もあるので、これは大規模な設備になるので、そのことはよく分かるんだけど、私が、先日、現場に行ってきたら、ちょっと霧雨の状況でしたけれども、結構、子どもたち、家族連れが来ているんですね。みんな、集まってきている人たちがすごく残念がっていたということと、あれっ、これはいつから遊ぶことができるのかなという子どもたちが何人もいました。そういうことを考えると、去年の9月に分かって、来年の春まで使用できない。子どもたちのことを思ったら、もう少し早く出来なかったかなという感じがすごくしましたので、ぜひ予定どおりにできることを要望して、終わります。

○奈良岡隆委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

総括表に基づいて質疑します。教育委員会の管轄、2点関連して、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費。

まず1点目、浪岡城跡の木橋——木の橋について質疑します。

令和元年第2回定例会の予算特別委員会でも質疑しましたが、城跡内の木橋につ

いて、平成7年度から平成8年度に整備しています。特に、内館に通ずる4つの橋について、長年の雪・雨風で大分傷んでいます。そのときの答弁では、橋を架け替えると多額の予算がかかるということで、部分補修をしていくという見解でした。

まず、質疑は、浪岡城跡内の木橋について、老朽化で壊れており、早く修繕すべきと思うが、市の考えを示してください。

もう1点、続いて質疑します。中世の館についてです。

質疑します。中世の館は立派な施設なのに、屋根はみっともないと住民から声が寄せられているが、屋根さびの修繕について見解を示してください。

以上です。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 天内委員からの浪岡城跡内の木橋の修繕についてと中世の館の屋根のさびに係る修繕についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、浪岡城跡内の木橋の修繕についてお答えいたします。

浪岡城跡には、平成7年度及び平成8年度に整備いたしました大小10基の木製の橋があり、このうち、史跡西側の北館から西館、内館に通じる部分に架かっております4つの木橋が、ほかの橋と比較いたしまして、老朽化が進んでいる状況にあります。教育委員会では、これまで、早期の危険箇所の把握に努め、担当職員自身が、歩行部分の劣化した板材の交換や補強、橋桁等の補修を行い、職員による補修ができないものにつきましては業者へ発注することにより、木橋の老朽化に対処してきたところであります。

木橋の維持管理につきましては、今後も、定期的なパトロールによる橋の状況確認をしながら、危険箇所を発見した場合には適切に対処してまいります。

次に、中世の館の屋根のさびに係る修繕についての御質疑にお答えいたします。

中世の館は、国史跡浪岡城跡の発掘調査の出土品の展示や、浪岡地区の芸術の拠点といたしまして、平成4年8月に開館し、その後、令和2年3月には、展示コーナーの一部を改修し、国史跡高屋敷館遺跡の出土品等を新たに展示し、リニューアルオープンしております。

委員お尋ねの中世の館の屋根につきまして、さびが生じている状況は把握しているところであります。中世の館は、開館から28年を経過しており、建物及び設備につきましても老朽化し、修繕箇所が増えている状況であります。教育委員会といたしましては、これまで施設に必要な不可欠な設備を主に修繕を行ってきたところであります。直近では、令和2年度におきましては多目的ホール及びエントランスホールの照明交換などを行い、本年度は移動観覧席の修繕を行ったところであります。これらの修繕を行ってきた中におきまして、中世の館の屋根につきましては、雨漏り等が確認されておらず、開館運営において、支障がありませんことから、さびが生じた箇所の修繕に当たっては部分塗装による対応をしてきたところであります。

す。

屋根の改修工事等につきましては、中世の館に限らず、学校施設のほか、社会教育施設など、それぞれの施設の現状把握に努め、限られた財源・予算の中で、優先順位を見極めながら、適切に判断してまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 天内委員。

○天内慎也委員 まず、木橋についてですが、2年前の答弁書を見ていたのですが、ほぼ同じですけれども、変わっているところは、担当職員が出向いて見ているということなどだったと思います。あとは、ほぼ同じでした。

それで、今回のこの質疑のやり取りで担当課と話をしましたが、浪岡教育課で、課長も含めて、その城跡内に行って、手入れしてきたということで、業者任せにしないで、自分たちで動いてきたということは、話を聞いて、熱意は伝わってきました。ただ、一方で、言い方を変えれば、予算が足りないので苦労しているということだと思います。自分たちでやる熱意は伝わってきていますけれども、予算がないから、やっぱり苦労しているんだと思います。木橋の補修は、職員が自分たちで、木を切って、打ちつけていました。昨日、見てきました。

浪岡城跡は国指定史跡となっていて、昭和59年に環境整備基本構想を策定して、整備を進めてきました。それで、国指定なので、こうした文化財の管轄は、多分、文化庁だと思いますが、そこで質疑しますけれども、予算がないでなくて、やっぱりつけるのが本当のことだとは思いますが、文化庁イコール国または県などの補助事業を活用することはできないのでしょうか、お聞きします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 天内委員の浪岡城跡の木橋の修繕についての再質疑にお答えいたします。

ただいま委員からお話のありました補助金につきましては、手元に資料がありませんのでお答えできませんけれども、教育委員会では、これまで、職員自身が、歩行部分の劣化した板材の交換・補強、橋桁等の補修を行い、職員が補修できないものは業者で発注することによって、老朽化に対処してきたところでありまして、今後におきましても、定期的なパトロールによる橋の状況確認をしながら、危険な箇所を発見した場合は適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 天内委員。

○天内慎也委員 答えられないところは、後日でも、ちょっと調べてほしいなと思います。

そこで、ちょっと公園の規模は違いますが、弘前市の弘前城は、弘前市の公園緑地課で管理をしまして、観光客なんかも、全然、桁が違って、2019年には約280万人とか来るような、大きいところなんですけれども、徹底しているところ

ろは、別に何も特別なところはないんですよ。木部のところは露出しない。弘前市は赤い塗装を塗っているの、そこは違いますけれども、木部は露出しない、塗装は徹底するという、毎年のように塗っているということで、そういうところは、やっぱり参考にするべきだと思います。

また、令和元年度にも言っていましたけれども、冬期間にブルーシートで保護するとか、あと、ベニヤの木材で冬囲いするとか、そういう工夫をしていただきたいなと思っております。

次は、中世の館に行きますけれども、ちょっと、地元の浪岡の人からも、いつも同じ答弁ばかりして、どうなんだというふうに言われて、怒っていました。もうちょっと努力した答弁がないのかということで、通告のとき、私は伝えました、全く同じ答弁は駄目だよということで。でも、肝腎要のところは同じなんですよ。限られた予算の中で、優先順位というところで、それは同じなんですけれども、聞いていきます。建物を粗末にしているという厳しい声は、当然、地元の市議員に——私に来て、私は叱られます。ですけれども、最終的には、市が悪く思われているということです、市が大事にしないということです。それで、さびの状況は、浪岡北小学校のような、トタンが広範囲にさびるのではなく、教育委員会事務局教育部長は分かっていると思うんですが、ぼつぼつと、さびの水玉模様のようになっています。

質疑します。せめて、腐食の拡大を防止するために、サンダーでさびを落として、さび止めを塗っておけば、少しは見た目も違うと思いますけれども、どうでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 天内委員の中世の館の屋根についての再質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁させていただいたところですが、中世の館の屋根につきましては、雨漏り等が確認されておらず、開館運営において、支障がないというところでありまして、教育委員会では、これまで施設に必要な不可欠な設備を主に修繕してきたところでありまして、昨年度及び本年度におきましても、修繕を行っているところでありまして。

繰り返しになりますけれども、屋根の改修工事等につきましては、中世の館に限らず、学校施設のほか、社会教育施設など、それぞれの施設の現状把握に努めながら、限られた財源・予算の中で、優先順位を見極めながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 天内委員。

○天内慎也委員 見積りは、大体 1500 万円ぐらいかかるそうですけれども、仮設の足場代にかかると思います。

それで、今、教育委員会事務局教育部長がおっしゃっていますし、前からちょっと思っていたんですけれども、雨漏りしなければやらないのかということだと思えます。雨漏りしなければいいのかというのは、ちょっと、私は間違っていると思います。雨漏りすれば、もっとかかると思います。指摘します。

次に、市長のタウンミーティングについて。2款総務費1項総務管理費2目文書広報費について質疑します。

4月20日に浪岡中央公民館で、浪岡町内会連合会とのタウンミーティングに、たまたま、私、行きましたので聞きます。

質疑は、タウンミーティングの目的及び令和元年度と令和2年度の開催実績をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 天内委員からのタウンミーティングの目的、開催実績についてお答えいたします。

本市は、平成29年度から、市民ニーズや地域の課題を把握し、市政運営の参考とするとともに、地域の個性を生かしたまちづくりを推進するため、市長等が地域にお伺いし、地域の声を直接お聞きするあおりタウンミーティングを開催しております。

タウンミーティングにつきましては、青森地区の37地区連合町会、5地域協議会及び浪岡町内会連合会を対象に開催することとしており、令和元年度は35回開催し、参加者は合計で766名、1回当たりの参加者の平均は約22名ということでありました。また、令和2年度は17回開催し、参加者は合計で212名、1回当たりの参加者の平均は約12名ということでありました。

参加者からは、地域に毎年足を運んでもらって意見交換できる機会がなかなかないので、ありがたいという御意見や、テーマ以外にも多岐にわたる要望をさせていただいて、極めて迅速に対応していただいたことに感謝しているという御意見も頂戴しております。

なお、令和2年度ですが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、不特定多数の参集とならないように、会場の規模に応じて、出席される方を限定及び特定していただくようお願いし、開催をしてきたところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 天内委員。

○天内慎也委員 その名のとおり、市長のタウンミーティングですので、その趣旨については、口出しはできませんけれども、私は、参加している方々の立場から見て、自由に本当に言いたいことが言えているのかということで、ちょっと疑問に思ったので、確認したいと思います。

後ろの席のほうで傍聴していました。市側は、会長から事前に質問事項を聞いて、答弁も準備していたと思います。町内会側は、自分たちで、町内会連合会で質問の

原稿を作成して、役員会で承認して、質問をしていたと聞きました。特に、その浪岡での場合は、質問項目が多かったようですが、何か——私が見ていてですよ、お互い、原稿を読み合っているような感じがしました。

そこで聞きます。ある程度は事前に聞いておいてもいいと思うんですけども、自由なやりとり、何でもどうぞという、そういう時間もあってもいいのではないかなというふうに思います。参加者の立場として、答弁を求めます。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 参加者の自由な発言についてお答えいたします。

タウンミーティングの開催に当たりましては、今、天内委員がおっしゃられましたとおり、当日に取り上げるテーマを事前に聞き取っております。もちろん、それ以外の御意見についても、誰でも挙手により発言することを可能とする時間も設けております。

具体的な例を挙げますけれども、令和3年4月20日、浪岡地区での開催では、事前にいただいた御意見が6件でありましたけれども、その御質問に関する関連意見ですとか、それ以外の御意見ということで、当日に出された御意見は10件ありました。この10件は全体の62.5%ということであります。また、令和元年11月18日——その前の浪岡地区での開催におきましては、事前にいただいておりました御意見というのは4件でありました。この4件に対しまして、関連意見やそれ以外の御意見など、当日に出された御意見は20件ということで、当日出された御意見が全体の約8割——83.3%ということでありました。浪岡以外で申し上げれば、令和2年度の青森地区で申し上げますと17回の開催がありました。同様の傾向となっております。事前にいただいた御意見89件に対しまして、関連意見やそれ以外の御意見など、当日に出されました御意見は163件ありました。全体の64.7%となっております。

このようなことから、自由な発言の機会は十分に確保出来ているのではないかと認識しております。

○奈良岡隆委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私も、初めて参加してみたので、いろいろと、もっとほかのことも、分からないこともあったかも分かりませんが、全体として、何かこう、ずっと下を向いて、町内会長も原稿見て、お互い言い合っているような感じがありました。確かに自由な発言もありましたし、私の調査では、そのことによって、地域要求も少し動いたということもありましたので、そのことはよかったのではないかなと思います。ということで、これは要望にしますけど、何か、2か月以内に文書で回答することになっているということで、4月20日だから、6月20日は、おとといですよ。何か、まだ回答ないというふうに、私の調査ではありましたので、そのことも急いでいただければと思います。

次は、消防団についてです。

去年の2月、3月ぐらいに、消防団も、コロナで、全く、その集まったりするのは駄目だよ、やめましょうというふうになって、今年になって——今のコロナ感染拡大に対する消防団の基本的な活動方針についてお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○成田智総務部理事 天内委員の消防団についてのうち、消防団の新型コロナウイルス感染拡大における基本的な活動方針についての御質疑にお答えいたします。

青森市消防団は、青森地区を管轄する青森消防団、浪岡地区を管轄する浪岡消防団の2消防団で組織する連合消防団であります。消防団の運営につきましては、各消防団の幹部会議により、方針決定がなされているところであります。

新型コロナウイルス感染拡大における消防団の活動方針につきましては、災害対応できる体制を整えることを最優先とし、感染拡大の状況に応じて、消防団員の感染リスクや感染拡大のため、訓練やパトロールなどの業務を一部縮小したり、不特定多数の者が集まるイベントや研修等の行事は延期・中止するなど、災害対応を優先とした活動をするを基本方針としているものであります。

○奈良岡隆委員長 天内委員。

○天内慎也委員 去年と今年と、出初め式と観閲式も中止になって、何かこう、消防団員の中でも、活気が見られないというか、士気の低下が見られています。

ちょっと再質疑を省きますけれども、消防団以外でも、社会全般で一般的に感染対策をしながら、大きくない小さい会議や催し物などは、実際に動いているわけがあります。あくまでも感染防止を徹底して、それで、各青森・浪岡消防団が判断するわけなんですけれども、感染防止を徹底しながら、大規模じゃなくて、近隣の合同の訓練とか、あと、各分団だけとか、そういう訓練や地域の巡回を、感染防止を徹底というのを何度もつけ加えて、いま一度、通知を出してみてもいいのではないかなというふうに思います。どうでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○成田智総務部理事 天内委員の消防団の訓練等について、消防本部のほうで、もう一度、通知などを出してはいかかかという質疑にお答えいたします。

先ほども答弁で申しましたが、消防団の活動につきましては、連合消防団でありますので、その消防団ごとに活動方針は幹部会議等で決定されるものであります。訓練等につきましても、感染防止を徹底いたしまして、開催規模や方法など、その消防団のほうで協議しながら実施することとなります。

消防本部といたしましても、感染防止を徹底する中で、消防団員の総意に基づいて、訓練をするようにということの通知は、当然、消防団の会議の結果、決まれば、消防団長の通知文ということで発出させていただきます。また、訓練を実施する際には、いろいろなサポートとか、連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

○奈良岡隆委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今年はどうか分かりませんが、去年はいろんな分団から声を聞いていましたけれども、ここでは集まっていない、こっちは月1回集まっているとか、まちまちだったわけで、ちょっと、基本方針も聞きましたが、浪岡の消防団長は慎重だということで聞いておりましたけれども、消防団の判断だと思いますが、引き続き、本部として見守っていただきたいと思います。

終わります。

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後3時35分からといたします。

午後3時5分休憩

午後3時34分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、館山善也委員。

○館山善也委員 あおもり令和の会、館山善也です。よろしくお願いたします。質疑をする前に、この場を借りまして、1件所見を述べさせていただきます。

先般の土日月で、青森市内で中体連が執り行われました。新型コロナウイルスの関係によって、様々な競技が中断している中、皆さんの協力をもって開催出来たことに、本当に感謝を申し上げたいと思います。水泳競技に至っては、この土日を使って、2日間、青森市民室内プールで行われまして、私も、役員の1人として、ボランティア参加させていただきました。

レース中、実は、そのプールの底に落とし物がありまして、それを取る必要があったので、昼休み中に、その日、近くに中学校の選手が水着に着替えたままでしたので、お願いしたところ、その1人だけではなく、三、四人ぐらい、率先的にプールに飛び込んで、その物を拾得してくれました。何かこう、見た感じでは、おしゃべりしていて、どんな感じなのかなと思ったんですけども、想像以上に、積極的に、また、言葉遣いもすごく丁寧で、すごく感激しました。中体連という競技性の中で、やはり勝敗は大事であり、プール——まあ、水泳競技であれば、その上位の大会、県大会や東北大会、全国大会につなぐ、そういったことを目指すことも大切なんです。そういった人間性を育むというところでは非常に実績があるんだなと思ひまして、教職員の皆様の日頃の教育のたまものであるというところを感じましたので、ぜひ、教育委員会としても、そういったところにも目を向けて、今後も競技にも励んでもらいたいなと思うところでもあります。

それでは、本定例会に提出している議案第102号「令和3年度青森市一般会計補

正予算（第4号）」の審査、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について質疑させていただきます。

このコロナにおいて、多くの事業者が支援を受け、事業継続できるよう、本市の事業を積極的に周知するよう、また、事業者からの相談については丁寧に対応するようお願い、新型コロナウイルス感染症に関する市の緊急対策について質疑させていただきます。家賃支援、自己所有物件事業者支援、感染症対策設備機器等導入支援について、補助対象となる内容をそれぞれ教えてください。

以上です。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 館山委員からの家賃支援・自己所有物件事業者支援・感染症対策設備機器等導入支援の補助対象についての御質疑にお答えいたします。

本定例会に関連補正予算案を提出しております事業継続支援緊急対策事業の家賃支援・自己所有物件事業者支援・感染症対策設備機器等導入支援の補助対象となる内容について、まず家賃支援においては、事業所・店舗の賃料月額を8割相当額を2か月分、次に自己所有物件事業者支援においては、令和3年度に課税された事業所・店舗部分に係る固定資産税の8割相当額を1か月分の算定基礎額とし、算定基礎額の2か月分としております。この2つの補助金の申請期間につきましては、令和3年7月1日から8月31日までの2か月間とし、補助金額については、1事業者当たり上限30万円、1事業所・店舗につき上限20万円、3事業所・店舗までとすることを予定しております。

次に、感染症対策設備機器等導入支援においては、感染防止対策に係る備品購入や設備導入等に要する経費を補助対象として、令和3年4月1日まで遡って、既に購入済み・整備済みであっても対象とする予定でおります。申請期間については、令和3年7月1日から8月31日までの2か月間とし、事業完了後は同年10月31日までに実績報告及び請求をしていただく予定としており、補助金額については、昨年度同様、補助対象経費の8割相当額または10万円のいずれか低い額で、下限1万円、1事業者当たり上限30万円、1事業者や店舗につき上限10万円、3事業所・店舗までとすることを予定しております。

すいません、私、先ほど——家賃支援と自己所有物件の、この二つの補助金の申請期間と補助金額について、もう一度お話しさせていただきます。この二つの補助金の補助金額については、1事業者当たり上限60万円、1事業所・店舗につき上限20万円、3事業所や店舗までとすることを予定しております。

○奈良岡隆委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。そうしますと、以前に購入された、4月から購入した物品も対象になるということでもあります。

関連しまして、補助対象を19業種とした理由というのをお示しいただけますか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 館山委員からの補助対象を 19 業種とした理由についての御質疑にお答えいたします。

店舗や事務所において、主に接客やサービスを伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けている小売業や飲食業、また、市民と直接接する機会が多い理・美容業や療術業を対象として、19 業種としたものであります。

○奈良岡隆委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

続いてですね、感染症対策設備機器等導入支援について、非接触型検温器、フェースシールド、アクリル板設置等を補助対象とした理由をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 館山委員から、非接触型検温器、フェースシールド等を補助対象とした理由についての再度の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、衛生環境の整備、換気の向上、密集・接触の回避が重要であると認識しており、非接触型検温器、フェースシールド、アクリル板設置等は衛生環境の整備に資すると認識しておりますことから、補助対象経費とする予定であります。そのほかにも、換気の向上を目的とした、換気や除菌機能を備えたエアコンの購入や網戸・窓・換気扇の設置工事費など、密集・接触の回避を目的とした、タッチレス水洗、キャッシュレス決済の導入等に要する経費などについても新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与すると認識しておりますことから、補助対象経費とする予定であります。

○奈良岡隆委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。言っていないところまで、いろいろ説明してくれて、分かりやすかったですと思います。私も、当初、この文書化されたものが対象なのかなと思っておりましたが、聞き取りでは、そういった形で、換気を要するものも対象になるという形でありました。

このコロナになってから、私も初めて知ったので、大方の方がそうかと思うんですが、今、お話のなかったCO₂測定器というものが、今、ありまして、我が会派でも機械好きの方がお持ちしまして、実際、実物を見させていただきました。室内のCO₂を測るということで、密集、密になっているかどうかを分かりやすくするというので、ランプや音などを発して、要は換気しなさいよという、促す機械や、また、もう今は常識になってきたアルコール消毒剤などは、常時使うところになるんですが、こういったもの、具体的に、CO₂測定器やアルコール消毒剤などは補助対象になるのかお尋ねいたします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 館山委員からのCO₂測定器とアルコール消毒剤についての再度の御質疑にお答えいたします。

今回の感染症対策設備機器等導入支援につきましては、備品購入や設備導入に係

る経費を補助対象とします。一方で、消耗品や店舗の清掃などの役務については補助対象外とする予定としております。委員お尋ねのCO₂測定器、いわゆる二酸化炭素濃度を計測する機器につきましては、換気の向上を目的とした機器でありますので、補助対象とする予定ですが、アルコール消毒剤については、消耗品に該当することから、補助対象外とする予定で考えております。

○奈良岡隆委員長 館山委員。

○館山善也委員 消耗品は入らないってことですよ—はい、分かりました。

また、この中で、換気に要するということで、空気清浄機というところでなんです。例えば、今、県の事業でもありますが、空気清浄機の機能も、例えば、加湿する機能が付いたり、いろいろ次亜塩素酸などが出てくるとか、いろんなバージョンが増えてきて、本来の空気清浄機なのか、加湿器なのか、その辺がちょっと曖昧な商品も機能性が高くなって出てきているかと思うんですが、そういった場合、市としてはどのようなお考えかお示しいただけますか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 館山委員からの空気清浄機の補助対象要件についてという再度の御質疑にお答えいたします。

基本、除菌機能が付与されてあります空気清浄機であれば、衛生環境の整備に当たりますので、対象とする予定でおります。ただ、委員からも御案内のあった、どういうものか、どういう内容かは、また、そこは事前にちょっと相談していただいて、そこは対応していきたいというふうに考えております。

○奈良岡隆委員長 館山委員。

○館山善也委員 ということは、そういう複雑なものに関しては、1回相談してからということですね—はい、分かりました。

市のこういった事業が事業者にとって有益になることを望んでおりますし、できれば、トラブルなく、全ての方が恩恵を受けられればよいなと思っております。要望としては、短い期間ですので、手早くする必要があるというところがあります。例えば、ごみの分別の一覧などが市のほうから配布されておりますが、ああいった形をひとつ指針にして、例えば、こういったものは大丈夫ですよとか、こういったことを相談くださいというのを周知する際にできればなということを要望して、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしく申し上げます。議案別冊、10ページ、11ページ、総括表に基づいて質疑いたします。

8款土木費3項港湾費1目港湾費、コロナ禍でありますけれども、市民の皆さんから、にぎわいづくりや明るいニュースへの期待、質問がありましたので、お伺いいたします。

ワ・ラッセの海側の干潟——駅前ビーチが7月に完成いたします。整備の概要と目的をお示しく下さい。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 工藤委員の駅前ビーチ整備の目的と概要についての御質疑にお答えいたします。

青森港の駅前ビーチにつきましては、青森駅前のA-FACTORYと「ねぶたの家 ワ・ラッセ」に面した水域が、かつて青函連絡船の発着場であったため、入り江となっており、以前から浮遊ごみが滞留しやすく、景観を損ね、夏場は悪臭がするなどの苦情が観光客等から寄せられていたところでもあります。

このことから、県におきまして、当該箇所に駅前ビーチを整備し、水質の浄化や海辺の環境再生を行うとともに、市民や観光客がにぎわい集う新たな親水空間を創出し、青森ベイエリアのさらなる魅力向上を図ることを目的とし、平成27年度から事業に着手しており、令和3年7月22日の供用開始に向け、現在、整備を進めているところでもあります。

当該ビーチは、青森駅前のA-FACTORY及び「ねぶたの家 ワ・ラッセ」に面した水域を埋立てし、海浜延長は東西に約140メートル、面積は約7300平方メートルとのことでもあります。

完成後は、県が事業者公募により決定しました「TEAM CISOLA」が、来訪者の便益機能を有する拠点施設を運営するとともに、駅前ビーチの清掃や水生生物の豊かな海づくりにつながるイベントを実施することにより、地域の子どもから大人までが集うにぎわいの場所として、持続的に利活用していくとのことでもあります。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。私もいろいろ聞きましたけれども、1期工事が、今、終わるということで、実施主体は県でありますけれども、4つの企業体であります「TEAM CISOLA」、こちらが駅前ビーチ全体の管理とにぎわい拠点施設の管理・運営を行うと。そのにぎわい拠点施設というのが、今ちょうどできておりまして、事務所とトイレ、あと、物販かな、何か、そういうコーナーですか。コーナーがあるような感じであります。

先週、現地を見てきましたけれども、ワ・ラッセの裏に、砂浜に波が打ち寄せていて、なかなかいい感じですよ。小さい子どもから高齢の方まで、多分、そこで散策したり、遊ぶ光景が目につかびましたけれども、では、青森市はこの駅前ビーチをどのように活用していくのかお示しく下さい。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 駅前ビーチ完成後の市の活用内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

県が管理する駅前ビーチは、事業者公募により決定した「TEAM CISOLA」

が活用を検討することとなっており、今後、清掃活動や海に関する勉強会、シーカヤックやヨガなど、にぎわい空間の創出や地域住民参加型のイベントを実施する予定と伺っております。

市の活用といたしましては、本年8月11日に、むつ湾広域連携協議会が実施する環境活動体験会で、環境に関する勉強会や清掃活動を実施するほか、9月11日土曜日と12日日曜日に、市が主催団体に参画する全国アマモサミット2021 in あおもりでのシーカヤックなど、交流イベントが予定されているところであります。

今後につきましては、「TEAM C I S O L A」と連携を図るとともに、駅前ビーチの円滑な利用促進等を目的に、国、県、市、青森商工会議所等で組織する青森駅前ビーチ利用促進関係者連絡協議会等を通じて、市としても駅前ビーチの活用を促進してまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。青森市も、9月のアマモサミットほか、幾つかいろいろな事業を予定しているということです。

いろいろお話も聞きましたけれども、海のごみを拾う、拾い箱というのも設置をして——ごみ箱の砂浜版ですね。散策しながら、海をきれいにするという、そういう意識がこれから伝わっていくのかなと思いますし、今、さっき1期工事と私は言いましたけれども、2期工事——まだまだ、あの施設の向こうに、2階がゲストハウスで、1階がレストランという、なかなか注目するようなものもできるので、楽しみにしております。

2つ要望がありまして、1つ目は、まず、青森駅を出ますと青い海とビーチがあると。これは、とても、市民にとっても憩いの場にもなりますし、観光資源の一つになると思います。世界文化遺産もありますし、ワ・ラッセ、ビーチを訪れる方が増えますが、特にワ・ラッセはとてもいい場所にあります。今はコロナ禍で四苦八苦しておりますけれども、市からの後押しを頂きながら、例えば、1階のレストランは早い時間に終了してしまいますけれども、やはり、営業時間ですとか、あと、提供するメニューとかを工夫していただいて、ぜひ、にぎわいプラスの演出をしていただきたいと思います。

2つ目ですけれども、これは水質なんです。一般質問でも里村議員もお話ししておりましたけれども、私も気になってます。海水浴場ではないので、特別きちんとということではないんでしょうけれども、砂浜ですから、小さいお子さんも、多分、水辺で遊ぶと思います。となりますと、アマモサミットもありますし、なのに水質がどういう状況なのか分からないというのは、これはやはりおかしい話ですから、青森市では調査していないにしろ、県では調査しているはずで、定期的な調査と公表をぜひしていただくようお願いいたします。

青森市は、過去には海に向かって発展してきたという経緯がありますので、青函

連絡船とか、卸売市場が一旦移転して、ちょっと遠くなりましたけれども、これから、また再び、クルーズ船も戻ってくると思います。ぜひ、貴重な資源である青森市の青い海に目を向けて、親しまれるエリアをつくっていただきたいと申し上げまして、この項は終わります。

次も陸奥湾、海つながりではありますが、6款農林水産業費3項水産業費。

陸奥湾の水産業についてですけれども、むつ湾広域連携協議会が2018年12月に発足しております。陸奥湾の自然を守り、資源を生かした産業・観光の振興に取り組むという目的で、協議会のメンバーは、青森市、むつ市のほか、8市町村の商工会議所・商工会、青森県観光連盟などから構成されております。環境と産業と観光、この3つの連携が大きな目的になると思いますけれども、その中の一つ、陸奥湾の水産業へちょっと懸念を抱いております。地球温暖化による環境変化といえますか、水産資源管理の遅れもありますけれども、陸奥湾は、ホタテ、ナマコ、貴重な水産資源を抱えております。

質疑いたしますが、陸奥湾内の主な水産資源について伺います。本市で漁獲される水産物のうち、主な魚種のこの数年の漁獲状況についてお知らせください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員の本市水産業につきまして、主な魚種の漁獲状況についてお答えいたします。

陸奥湾につきましては、周囲を陸で囲まれ、大きなしけが少ないため、ホタテガイを中心とした養殖業が盛んであります。また、そのほかにも、日本海からの暖流に乗り、北上してくるサバやブリ、太平洋の寒流に乗り、南下してくるマダラ、ホッケ等の豊かな漁場となっております。

陸奥湾で漁獲される魚類・貝類等の水産物のうち、本市の総漁獲量は、平成30年において、1万5508トンとなっております。その主な水産物は、ホタテガイが1万4708トン、ホヤが542トン、イワシが87トン、ナマコが78トン、サバが8トンとなっております。これらの魚種が平成30年の本市の総漁獲量に占める割合は約99.5%となっております。

また、令和元年の総漁獲量は2万458トンであります。その主なものとして、ホタテガイが1万9492トン、ホヤが453トン、イワシが305トン、ナマコが78トン、サバが34トンとなっております。これらの魚種が令和元年の本市の総漁獲量に占める割合は約99.5%となっております。

また、令和2年の総漁獲量は1万4542トンであります。そのうち、ホタテガイが1万3784トン、ホヤが287トン、イワシが252トン、ナマコが77トン、サバが49トンとなっております。これらの魚種が令和2年の本市の総漁獲量に占める割合は約99.4%となっております。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。平成30年から令和2年まで――まあ、令

和元年で一旦上がって、令和2年で少し下がっているところもありますけれども、実は、毎年4月から5月にかけて、野内川では、いわゆるシロウオ漁というのがあります。四角い網で産卵途中のシロウオをすくって、漁をしている棧橋が幾つも出て、それが春の風物詩になっておりますが、踊り食い、卵とじ、かき揚げとか、私も毎年楽しみにしておりますが、去年、今年と野内川のシロウオがほとんど取れなくなったというふうに聞いております。令和3年のシロウオの——令和3年というか、最近のシロウオの漁獲量をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員のシロウオの漁獲量に関する再度の御質疑にお答えいたします。

シロウオの漁獲量は、その年によって、ばらつきがありますが、平成29年が184キログラム、平成30年度が642キログラム——失礼しました。平成29年が184キログラム、平成30年が642キログラム、令和元年が630キログラム、令和2年が123キログラム、令和3年が10キログラムとなっており、今年の漁獲量が特に減少しているところであります。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。シロウオは、野内川以外にも、蟹田川でも取れますけれども、蟹田川も同じく昨年从不漁だそうです。ただ、野辺地川のほうは例年どおりということなんです。

それでは、シロウオの漁獲が減った原因について、市はどのように考えているのか教えてください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員のシロウオの漁獲量に関する再度の御質疑にお答えいたします。

シロウオの漁獲量が減少している原因につきましては、水温や河川の水量のほか、様々な要因が考えられますが、現時点で特定はできておりません。また、青森県産業技術センター内水面研究所からは、陸奥湾の西側の海水温の上昇が例年より早まっており、このことがシロウオの遡上時期を早めた可能性があると同っております。また、野内川漁業協同組合からは、例年より早い時期にシロウオの遡上が見られたと報告を受けているところしております。

このことから、市としても、シロウオの遡上時期が例年より早まったことが漁獲に影響を与えているものと考えております。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。遡上が早まったと。いわゆる水温が高まる前に、魚のほうも動いているということになるんだと思うんですが、深浦漁港で、この5月、本来は温帯の魚でありますブリが大量だったというふうなニュースも入っておりますし、日本海は対馬暖流が上ってくるんです。それが上に行くのと津

軽海峡を抜けていくのとは分かりますけれども、その一部が陸奥湾に入り込みます。それで、津軽半島沿いに南下をして、青森湾を通過して、東側というふうな流れになるんですけれども、その水温がやはり例年に比べると高いというふうなことを聞いていました。陸奥湾の海水温の上昇が漁獲に与える影響について、青森市はどのように思っているのか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 工藤委員の海水温の上昇が漁獲に与える影響についての御質疑にお答えいたします。

陸奥湾の海水温につきましては、季節や年によって変動いたしますが、青森県産業技術センター水産総合研究所の令和2年度青森県水産試験研究成果報告会において、1985年から2020年までの解析の結果、陸奥湾の海水温が上昇傾向にあることが示されたところであります。

海水温の上昇による影響としては、一般的に、魚種の分布域の変化や沿岸資源の減少、養殖業におけるへい死の増加等が挙げられます。本市におきましても、平成22年及び平成24年には、陸奥湾での海水温の上昇によるホタテガイの大量へい死の被害が発生したところであります。このように海水温の上昇等の環境変化は、漁業生産に大きな影響を及ぼすものでありますことから、市では、これまで、水産振興センターにおいて、湾内7か所の水温調査を実施し、その調査結果を青森県産業技術センター水産総合研究所や漁業協同組合を通して、各漁業者へ提供し、注意喚起をしているところであります。また、ホタテガイの産卵時期を予測するための親貝の成熟度調査や養殖貝の生育状況等の調査を実施し、これらにつきましても情報提供を行うことで、本市の漁業生産の中心であるホタテガイの安定生産と漁業経営の安定に努めているところであります。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

ホタテ養殖に関わっている方にも、数人にちょっとお話を伺いましたけれども、漁師の皆さんは、やっぱり、この夏の海水温について、とても懸念しているということなんです。

データも見せてもらったんですけれども、昨年から今年の温度は、過去10年間の平均をやっぱり上回っています。去年あたりから、とても嫌な予感がしているというような表現をしておりましたけれども、今、水産業では、北海道・東北——サンマ、スルメイカ、いわゆる取れる海域が変わっていると。それも、海流の変化と、まあ、地球温暖化もありますけれども、漁場が変化しているということです。そうした状況については、水産業の資源管理と併せて、私たちができることというのは、地道に地球温暖化防止へ対策、啓蒙活動することなんだろうと思うんですけれども、先ほどもおっしゃいました情報提供をしっかりといただいて、今後も注視していく必要があると思います。この項は終わります。ありがとうございます。

次に、10 款教育費 1 項教育総務費、ICT教育であります。昨年、コロナ禍とGIGAスクール推進が相まって、ICT教育は急速に進みました。パソコン活用の授業に対するアンケート調査、これは、一般質問の中で木下議員に答弁がありましたけれども、自分のペースで学習を進めることができるか、意欲が上がると、おおむね肯定的な答えが多かったようであります。

残るは、導入による効果の数値的な検証ということになるんですけれども、今年5月に学力テストが行われています。昨年は中止になりましたので、2年ぶりということですが、結果は8月の発表だということですので、これは興味深いところとしておきますが、昨年1年間のICT教育を通しての成果として、生徒の学力面については、教育委員会は、学校現場から、どのような評価と課題を感じているかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 工藤委員のICTの活用における学力の成果と課題についての質疑にお答えいたします。

令和3年1月26日付の中央教育審議会の答申によれば、次代を切り開く子どもたちに求められる資質・能力として、1つに、文章の意味を正確に理解する読解力、2つに、自分の頭で考えて表現する力、3つに、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解を生み出す力などが示されております。これを受けて、各小・中学校では、これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現することで、児童・生徒の学びの深まりや指導の効率化に取り組んでいるところです。

ICTの活用における学力面の成果につきましては、本年度、教育委員会が行っている学校訪問におきまして、6月17日までに訪問を終えた、小学校12校、中学校4校の計16校の教員から直接聞き取ったところです。1つに、児童・生徒がパソコンに自由に自分の意見を入力することで、これまで消極的であった児童・生徒も、安心して、意見を述べるできるようになっていること、2つに、児童・生徒が互いに感想や意見を見ることで、多様な意見に触れるため、考えを深めることができること、3つに、児童・生徒が様々な資料や動画を何度も視聴することができることから、学習内容の理解が深まるとともに、情報を適切に選択できる力が身についてきていること、4つに、AI型ドリル教材を活用することで、習熟度に応じた問題に取り組むことが可能となることから、教員が、学習履歴を詳細に把握し、遅れがちな児童・生徒に対し、重点的に支援を行い、基礎・基本の定着につながっていることなどの報告を受けております。

一方、課題といたしましては、1つに、ICTを活用した際のノートの使い方や、対面での話合いとオンライン上での意見交換といった、アナログとデジタルをどのようにバランスよく使い分けていくべきか、2つに、ICTの活用により、効率よく学習を進めることで生み出された時間をどのように創造的な思考を育む学習の充実に役立てるべきか、3つに、ICTを活用した、これまでにない新たな指導法を

学ぶ機会をどのように確保するかなどが挙げられております。

教育委員会といたしましては、ICTの活用にあたっては、単に使用することを目的とするのではなく、教育効果を考えながら活用することが重要であると考えていることから、引き続き、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、効果的に活用するよう指導してまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。現在は、エビデンスに基づいた教育というのが重視されております。ICT教育では、特に児童・生徒に関する様々なデータの取得が可能になりますので、原因と結果の分析、いわゆる科学的根拠を探るということも可能になります。今後、成果を期待しておりますので、ありがとうございました。

一般質問でもお話ししましたが、ちょっと、これに関連してですが、児童・生徒と学校が、パソコンを介して、双方向でつながっている状態、これを生かして、やっぱり子どもたちの声にはもっと耳を傾けていただきたいというふうに思います。それで、今、請願にも出ておりますけれども、生理用品を手にするができないという生徒が抱える様々な事情にも、このパソコンを介した仕組みという中で、ぜひ対応していただきたいと思います。対面でなくとも、必要な児童・生徒から合図を受け取るとか、あるいは必要なときに、必要な種類、必要な量を情報と一緒に渡すとか、そういうことができれば、児童・生徒が実際に抱えている問題にもアプローチできますし、逆に、そういう問題を抱えている児童に、生理用品も含めて、何か困っていませんかと、そういう投げかけも可能だと思いますので、これは、性的被害についても有効だと思いますので、ぜひ必要な子どもに必要なときに必要なものを情報とともに渡すということを御検討いただきたいと思います。

次に、エアコンについてであります。小・中学校のエアコンの設置状況をお示しくください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 工藤委員の小・中学校のエアコンの設置状況についての御質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校のエアコンにつきましては、これまで、校舎改築の際に保健室とコンピューター室に設置してきたところでありまして、令和元年度には、体調が思わしくない児童・生徒の健康面に配慮し、未設置となっておりました全ての小・中学校の保健室に設置をいたしました。また、令和2年度には、夏季休業中の遠隔授業の実施に当たり、登校して遠隔授業を受ける児童・生徒のため、未設置となっていた全ての小・中学校のコンピューター室及び遠隔授業を受ける児童・生徒数が多い学校におきましては、図書室や視聴覚室などにも設置したところであります。さらに、令和3年度には、夏期の気温・湿度が高い中でのマスク着用により、熱中症

のリスクが高くなるおそれがありますことから、全ての小・中学校の特別支援学級を含む普通教室へのエアコン設置を進め、5月に工事を終えたところであります。

なお、令和3年度にエアコンを設置した教室数につきましては、小学校が43校で教室数が590室、中学校が19校で教室数が258室、合計で62校、848室となっております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。順調に設置していただいたと思っております。

では、新設する筒井小学校へのエアコン設置の予定についてお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 工藤委員の筒井小学校の冷暖房設備についての御質疑にお答えいたします。

筒井小学校は、本年7月に改築工事に着工し、令和5年11月に完成する予定となっております。校舎の冷暖房設備につきましては、全室、エアコンによるものとなっております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 それでは、今後、新設する小・中学校は全てその基準ということでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 工藤委員の新設の学校への冷暖房設備についての御質疑にお答えいたします。

新設の学校につきましては、今後、費用対効果も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 筒井小学校が全部で、そのあと、費用対効果というのも、ちょっとあれですが、職員室もですよ。確認したいと思います、筒井小学校。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 筒井小学校の職員室のエアコンの設置についての再質疑にお答えいたします。

すみません、手元に資料がありませんので、後ほど、お答えをさせていただきたいと思います。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 時間がないので。生徒たちがいる普通教室にエアコンが設置できました。新しい筒井小学校、多分、職員室もだとは思いますが、先生方は、

働き方改革の中で、授業するのは涼しい教室ですけれども、それが、授業の準備とか、ふだんの事務作業をするために冷房のない職員室に帰ってきて、作業効率は果たしていいのかどうか。今、民間の企業は、ほとんど冷房は、夏、当たり前になっておりますので、そういう中では、ぜひ——すみません、これ要望なんですけれども、職員室に設置をしていただきたいと思いますと思いますが——はい、ちょっと教えてもらえますか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 失礼いたしました。先ほど工藤委員のほうからありました、筒井小学校のエアコンについての再質疑であります。職員室も含む全室に設置するものであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。アウガに移って、あと、本庁舎も新しくなって、冷房が効いています。職員の方に伺いましたら、やはり、以前とは、作業効率が、その人の実感では大分違うというふうにお話をしておりましたので、既存の小・中学校についても、職員室へのエアコン設置をぜひ検討していただきたいと思います。それで終わります。これはこれで終わります。

次、防災絡みなんです。時間がありませんので、ちょっと要望だけをお話ししますが、一般質問で、洪水時に避難場所になっていた小学校——佃、堤、筒井、高田、この4校のみというふう聞いておりましたが、ほかの小・中学校であっても、ハザードマップを見ると、3メートルから5メートルの洪水域の中にあるんです。それで、果たして、そこに避難するだろうか。地震のような突然来るのは別ですよ。線状降水帯みたいなものは別ですけれども、通常、水害というのは、時系列に、二日、三日ぐらい前には分かります。その中で、水害時の避難所に、水没というか、周囲を水で囲まれるところが指定されるというのはやはりおかしいと思いますので、これは、ぜひ、事前に、どこへ逃げるかという、水で囲まれないところに逃げるといことも含めて考えていただきたいと思います。その地域のタイムラインをしっかり整備してほしいということを要望して、終わります。

○奈良岡隆委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時23分散会

2日目 令和3年6月23日（水曜日）午前10時開会

○奈良岡隆委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託されました議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
最初に、教育から質疑していきたいと思えます。

今年4月、宮城県白石市の市立小学校で、防球ネットの支柱が折れて、小学校6年生が死亡した事故を受け、文部科学省は、倒壊や落下の恐れがある学校設備を総点検するようにと、全国の教育委員会に通知を出しています。

そこで質疑をします。市教育委員会はこの通知を受け、どのように対応してきたのでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員からの国からの緊急点検の通知を受けた学校設備の安全点検についての御質疑にお答えいたします。

令和3年4月27日、宮城県白石市内の小学校におきまして、校庭に設置されている防球ネットの木製の支柱が折れまして、児童1名が死亡、児童1名が重傷を負う痛ましい事故が発生したことを受け、文部科学省から、令和3年4月28日付で、「学校に設置している防球ネットの緊急点検等について」の通知があったところであります。本通知の内容は、1つに、「各学校設置者においては、学校に設置されている防球ネットについてその安全性を緊急に点検し、必要に応じて使用禁止や修繕等の適切な措置を講じること」、2つに、「各学校においては事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すこと」となっており、これらについて早急に対応を依頼するものとなっております。

本通知を受けまして、教育委員会では、全小・中学校に対し、令和3年4月30日付で、「学校に設置されている防球ネット等の安全確保について」を通知し、学校の安全確保に努めるよう依頼いたしましたほか、令和3年5月6日付で、「学校に設置している防球ネット支柱等の状況調査について」を通知し、支柱等の状況調査を依頼いたしますとともに、点検結果についての報告を求めたところであります。

また、文部科学省から、宮城県白石市で発生した防球ネットの支柱倒壊事故や、福岡県北九州市で発生した中学校の体育館のバスケットゴールの落下により、生徒が負傷した事故を受け、令和3年5月25日付で、「学校環境における工作物及び機器

等の安全点検について」の通知があったところであり、本通知の内容は、小・中学校にある全ての工作物及び機器等を把握した上で、倒壊や落下等により重大な事故につながるおそれがある物について、安全点検を実施するとともに、学校の安全確保に万全を期するよう依頼するものとなっております。

本通知を受けまして、教育委員会では、全小・中学校に対し、令和3年5月31日付で、「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について」を通知し、工作物等の状況調査を依頼いたしますとともに、点検結果についての報告を求めたところでもあります。

その結果、学校から報告のあったもののうち、緊急対応が必要なものについては、早急に対応したところでもあります。また、緊急性がないものにつきましては、学校からの修繕要望の確認と併せまして、現地を確認し、適切に対応しているところでもあります。

教育委員会では、これまでも学校の安全確保に努めているところであり、今後におきましても、継続的かつ計画的に安全点検を行うなど、引き続き、学校の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 緊急対応のものは早急に対応したということだったので、ちょっと個別に聞きたいと思います。

今年の学校営繕要望書の中を見ると——まだ小学校しか見てないですけども、ちょっと、これは危険だなというのはたくさんあります。その中で、これは危険だなと思ったのは、浜田小学校。校庭東側防球ネットの支柱2本が曲がっている。劣化したものと考えられる。周辺は、日中は本校児童が、夜間開放ではスポーツクラブの子どもたちが使用している。仮に折れてしまうと大きなけがや事故につながるので、早急に点検していただきたい。これは対応したんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 学校の修繕要望についての再質疑についてお答えいたします。

今回、調査の対象といたしましたのは、国の通知を受けまして、学校に設置されている防球ネットについて、その安全性を緊急に点検し、必要に応じて使用禁止や修繕等の適切な措置を講ずること、また……

[村川みどり委員「浜田はやったかって聞いているの」と呼ぶ]

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 はい。また、それに加えて、バスケットゴールの落下により、生徒が負傷した事故も受けまして、国からの通知を受けて、学校を確認し、対応したものでありまして、浜田小学校につきましては報告がなかったものであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 報告がなかったって、この営繕要望書に書いているんですよ、危険だって。仮に折れてしまうと大きなけがや事故につながるので、早急に点検していただきたい。

それから、幸畑小学校。校庭防球ネット及び支柱が傾き、地面に垂れ下がっている状態になっている。鉄製の支柱の傾きも大きくなってきて、児童がけがをする可能性があるため、修繕をお願いしたい。これはやったんですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 修繕についての再質疑にお答えいたします。

今回……

〔村川みどり委員「幸畑の小学校はやったんですか」と呼ぶ〕

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 今回、5月6日及び5月31日付で、調査をいたしまして、その報告があったものでありますけれども、油川小学校、浦町小学校、千刈小学校、造道小学校については防球ネットについて、泉川小学校につきましては、樹木が腐って、倒壊しそうだというふうなこと、また、造道小学校がバックネットの支柱……

〔村川みどり委員「いや、幸畑はやったって」と呼ぶ〕

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 で、5月31日に調査したものでは、沖館小学校、造道小学校となっております、それらについて対応しているところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やってないということですね。

戸山西小学校の校地内フェンス。校地西側部分及び北側室内プール脇を囲むフェンスの支柱が腐食したり、腐食が進行して、完全に土台から離れてしまっている箇所がある。年々、腐食が進み、フェンスとしての機能を果たしておらず、針金での固定でも限界がある。2メートル下は通学路でもあり、倒壊事故が懸念される。平成26年から継続要望事項です。

こういうのを、営繕要望で、毎年、学校から出ているのに、何でやらないんですか。しかも、先ほど、何だかんだって、防球ネットについてとか、バスケットゴールについてとか言っていますけれども、この通知では、防球ネット以外の点検対象を具体的に例示しています。児童・生徒が触ったり、ぶら下がったりする可能性がある設備として、国旗掲揚のポール、バスケットゴール、藤棚など。それから、校舎内のスピーカーや天井からつり下げているテレビは、落下の恐れがあるため、接合部分に腐食がないか確認するように求めた。それから、点検の際は、目視だけに頼らず、押したり、揺らしたりするなど、複数の方法で実施するように指示もして

います、具体的に。

これを何でやらないんですか。私は、小学校しか目を通していないんですけど、ちょっと目を通しただけでこんなにいっぱい危険——これは危ないでしょうというのがいっぱいあったんです。まず、これをやるべきじゃないですか。やりますか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 村川委員からの再質疑にお答えいたします。

今回の調査により、それらについての、まず、緊急性——緊急対応すべきものというふうなことで調査いたしまして、その結果として、報告があったものが先ほど申し上げたところでありまして、今回の調査で報告がなかったものであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この営繕要望書の修繕は、毎年少しずつやっていくみたいな答弁をしていましたけれども、この中にある危険な箇所は、この通知を受けて対応しないんですか。学校から、ここ危険ですと来たところだけをやるんですか。じゃなくて、ここにも書いてあることをやらなきゃいけないでしょう。子どもたちが危険ですと、危ないおそれがあります、事故の可能性がありますというのがいっぱい書いているんです。これはやらないんですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 営繕要望についての再質疑にお答えいたします。

営繕要望につきましては、学校側への現地確認をして、適切に対応しているところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 学校側に——ちょっと意味が分からないですけども、まず、ここに書いてある、危険だと、子どもたちに危険な影響があると書いているのは、しっかり、早急に対応してもらおうようにお願いします。

次に、新型コロナウイルス対策としての学校の改修についてなんですけれども、学校改修の際、トイレの手洗い場の蛇口は非接触型の自動化が望ましいというふうにされていますけれども、そのことに関する市の認識をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 村川委員のトイレの蛇口の自動化についての御質疑にお答えいたします。

本市小・中学校のトイレや手洗い場などの蛇口につきましては、蛇口に手をかざすとセンサーが感知し、水を出し止めする水栓、いわゆる自動水栓は設置していないところがあります。

教育委員会では、改築や改修の際に蛇口を自動水栓にしていく考えはありませんが、市小・中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策といたしまして、学校衛生管理マニュアルに基づき、手洗いやせきエチケットなどを徹底しているところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 感染防止はトイレの蛇口からというふうにも当初から言われていますけれども、学校のトイレにある手洗い場の自動水栓化については、校舎の新築や改修を予定している自治体の74%が導入したいとの調査結果が出ています。

学校のトイレ研究会の調査研究では、新型コロナの感染拡大で非接触型水栓の導入への意識はさらに高まっていると。国も、感染防止や予防のため、トイレなどの整備に補助金を出しているの、自治体は有効に活用してほしいと述べています。青森市は、自動水栓にするつもりはないということだったんですけれども、国立感染症研究所の感染症疫学センター室長も、やはり、液体石けんと自動水栓は必須条件だと言えるでしょうというふうにも述べています。

これから学校改築する際には、これも必須条件になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、金沢小学校のエレベーターの設置について。

エレベーターはいつ設置する予定でしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 村川委員の金沢小学校へのエレベーターの設置についての御質疑にお答えいたします。

バリアフリー法では、既存建築物に対しては、エレベーター設置などの建築物移動等円滑化基準への適合は努力義務とされております。

現在、金沢小学校には、車椅子を使用している児童は在籍しておりませんものの、以前在籍しておりました車椅子を使用している児童が金沢小学校への再転入を希望していると伺っておりますことから、同校へのエレベーター設置を検討するものであります。なお、エレベーターの設置時期につきましては、当該児童の再転入の時期などの状況を踏まえ、適切に対応することとしております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょうど成長期もあって、1月から、足のアキレス腱の手術をして、なかなか回復ができずに、4月に復帰はできなかつたんですけれども、2学期から小学校に復帰するということになっていきますので、今、金沢小学校に転入希望をしていて、その状況を踏まえて、適切に対応ということです。2学期から復帰する予定になっていきますので、ぜひ、早急にエレベーターの設置の対応をしてください。よろしく申し上げます。

それで、この子は、やっぱり学区が甲田中学校学区なので——住んでいるのは違う学区なんですけれども、双子の兄弟と、それからお兄さんと一緒に甲田中学校に行きたいというような意向も示しています。あと2年後——今、5年生ですから、あと2年後、甲田中学校への進学を希望していますので、甲田中学校へのエレベーター設置も同時に検討していく必要があると思いますので、この点も早急に対応していただきたいと思います。

時間がないので、制服についていきます。中学校の制服についてです。

選択制の制服の学校数と学校名をお知らせください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の制服の選択制を取っている中学校の校数と学校名についての御質疑にお答えいたします。

市内中学校における制服につきましては、学校や生徒の実態、保護者や地域の意識などを踏まえ、学校の責任において定めているものであります。

これまで、各中学校におきましては、時代の変化などに対応し、デザインや素材などについて、継続的に見直しを行ってきたところです。

委員お尋ねの制服の選択制につきましては、現在、女子生徒の制服として、スカート・スラックスの両方を準備している学校が、19校中、古川中学校、油川中学校、東中学校及び浪岡中学校の4校となっております。その他15校につきましては、今後、保護者との話し合いを通して、対応することとしております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この間、浪館通りで街頭演説していたら、古川中学校の女の子がスラックスをはいて、かっこよく歩いていたので、古川中学校も導入しているんだなあと聞いて聞きました。今後、全ての学校に選択制の制服になるように、教育委員会でも働きかけていただきたいと思います。

次に、校則についてです。

文部科学省は、6月8日、児童・生徒の実情や保護者の考えなどを踏まえて、校則を絶えず見直すように、通知を全国の教育委員会に通知しました。それを受けて、市教育委員会はどのように取り組んでいるのか示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 村川委員の校則の見直し等に関する教育委員会の取組についての御質疑にお答えいたします。

校則は、児童・生徒が心身の発達の過程にあることや学校が集団生活の場であること及び学校教育において、社会規範の遵守について指導を行うことが重要であることを踏まえ、各学校が必要かつ合理的な範囲で定めるものであります。

文部科学省は、令和3年6月8日付の「校則の見直し等に関する取組事例について

て」の通知におきまして、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童・生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、見直す必要があると示したところです。

本市の各小・中学校におきましては、これまでも学校生活の決まりを見直してきているところではありますが、本通知を受け、教育委員会では、校則について、児童・生徒の内面的な自覚を促し、自分のものとして捉えさせるとともに、児童・生徒、保護者との共通理解の下、継続的に見直しを図るよう、各小・中学校に指示したところ です。

教育委員会では、学校生活の決まりの見直しは、児童・生徒の決まりに対する理解を深め、決まりを自分たちのものにして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童・生徒の主体性を培う機会にもなりますことから、形式的に見直しを図るだけでなく、一人一人の児童・生徒の成長を見据え、適切な指導ができるよう、指導・助言に努めてまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうすれば、各学校で、見直しについて、取り組み始めているという認識でいいですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 見直しを取り組み始めているのかという認識でいいのかという御質疑にお答えいたしますが、始めたというよりも、今までも、見直しはし続けておりまして、今回、改めてまた指示しましたので、改めてまた、今年の方を見直しているところでもあります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 文部科学省が言っているのは、形式的な見直しではなくて、やっぱり、保護者と子どもたちと、そして先生が一緒になって、この校則はおかしくないかというふうにした、一緒になった取組をやりなさいよというふうに言っているんですけども、そういうやり方で見直しされているんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 見直しの方法についての御質疑にお答えいたします。

見直しの方法につきましては、例えば、一例を挙げますと――ちょっとお待ちください。中学校におきましては、既に見直しの手続を定めている学校もありまして、現在、5校ありますが、まず学級の中で話し合いをして、それから全体の生徒会の中に上げてきて、そこでの話し合いを通して、校則の見直しを図っていくと、そういう取組をしている。それが、ほとんどの中学校はこれを行っておりますけれども、特に明確に明文化されて、5校はやっているわけで、保護者に対しても、まず説明は、

一番多いのが入学説明会のとき、それから、春先の保護者のPTAの総会、そういう場を利用して、御意見を伺う、または学校側の説明をする機会としているところです。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっと時間がないんですけども、この間、たくさん、校則についてのアンケートを私たちが取って、たくさん寄せられているので、ちょっとだけ紹介をすると、男子のツブロックの禁止は、意味が分からない。女子もですが、人それぞれ、おでこの広さや狭さ、髪の毛の生え方も違いがあるのに、同じような形を求めて、不思議。嫌な髪型をしていることで、逆に落ち着かない。前髪は眉毛の上、ツブロック、日焼け止め禁止。中学校では、男子は髪が耳にかかれば駄目、女子は耳より高い位置に髪を結えば駄目。個性を潰す管理的な決まりだと。中学校では廊下でのおしゃべり禁止、小学校では放課後まで決まりがたくさんある。学校は、目安を示してもいいけれども、押しつけるのはおかしい。それから、学校スタンダードがあって、手の挙げ方、筆箱の中身など、細かいことが学校全体に求められている。とてもばかばかしいとか、様々、たくさん、学校の校則のアンケートに寄せられているので、後でお示ししますので、ぜひ、今までどおりのやり方じゃなくて、保護者と子どもと一緒に、この校則はどうなのという場をきちんとつくりなさいということです。

今、言ったのは、入学説明会でこういうのがありますからと保護者にしゃべったっというだけの話なので、そうじゃなくて、校則の見直しを、生徒や先生や保護者、みんなで話し合っ決めてなさいよというのが文部科学省の通知なんです。そういうやり方でやりなさいよというのが事例にも出ていますので、ぜひ、その事例をつくっていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスにいけます。

まず――一気に聞きます。65歳以上の方の、7月10日までに1回目接種を終える人の人数と割合、7月末までに2回目接種を終える人の人数と割合、8月以降に2回目接種を終える人の人数と割合を示してください、一気に。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の、7月10日までに1回目接種を終える人数等、また、7月末までに2回目接種を終える人数等、また、8月以降に2回接種を終える人数等についての御質疑にお答えいたします。

青森市における65歳以上の方の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、かかりつけ医などの身近な医療機関での個別接種をメインに、市民センター等の市内14か所での集団接種でカバーする体制としております。実施に当たっては、個別接種に協力していただく医療機関への予約が集中するといった混乱を防ぐとと

もに、重症化しやすい高齢者への接種体制を構築するため、接種券の発送、接種の予約受付、接種開始日を年齢ごとに段階的に実施する青森市モデルを本年4月1日に公表したところであります。

この青森市モデルにより、高齢者施設入所者への巡回接種を4月12日から、個別接種を5月17日から、集団接種を6月12日から実施しております。

お尋ねの7月10日までに1回目の接種を終える人数及び割合であります。医療機関への聞き取りによりますと、接種を終える人数は6万4000人程度であり、65歳以上の高齢者全体に占める割合は約70%を見込んでおります。

続きまして、7月末までに2回目接種を終える人数等についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、7月10日までに1回目を接種する65歳以上の方は約70%と見込んでおります。

7月末までの接種状況は、まだ1か月以上先の人数となるため、医療機関への聞き取りを行っていないところであり、お示しすることは難しいのですが、5月27日には、個別接種のさらなる加速を図るため、個別接種実施医療機関へ接種回数の拡充を要請したところであり、また、集団接種の予約率は、依然、約70%となっていることから、前倒しも可能である旨を連絡するなどの対応を取っております。このため、かかりつけ医での接種を希望している場合や、接種する会場及び接種日時の希望によりましては、8月以降に2回目の接種を終える場合もあるものの、おおむね7月中には2回目の接種を終えるものと見込んでおります。

最後に、8月以降に2回目接種を終える人数等について、御質疑にお答えいたします。

本市においては、国からの安定的なワクチン供給の見通しが立ったため、市医師会の皆様の御協力の下、79歳以下における個別接種のスケジュールを2週間前倒しして開始したところであります。また、5月27日には、個別接種のさらなる加速を図るため、個別接種実施医療機関へ接種回数の拡充を要請したところであり、国では、個別接種促進の支援策として、時間外及び休日の接種をする場合は加算するほか、週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合については、1回当たりの単価を引き上げるなど、ワクチン接種に係る新たな支援策を設けたことから、本市におきましても、各医療機関に対し、お知らせをしたところであります。このようなこともあり、5月に比較し、6月以降は、ワクチン接種は加速化している状況にあります。

また、集団接種に関して、コールセンターから集団接種の1回目のみを予約している方に対し、2回目接種の予約の促しを行っているほか、副反応の様子を見た上で、2回目は予約したいという方や、8月以降に2回目を予約している方に対して、前倒しも可能である旨を連絡したところ、予定どおりで構わないという方もおいでであります。

このようなことから、お尋ねの8月以降に2回目の接種を終える方の人数につき

ましては、将来の数値となるため、お示しすることは難しいのですが、かかりつけ医での接種を希望している場合や接種する会場及び接種日時を特に希望する場合を除き、おおむね7月中には2回目の接種を終える見込みとなっております

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 あと1分なので、ちょっと大事なことを聞きます。80歳以上の高齢者の予約は4月28日から始まったんですけども、それについて、各医療機関にはどのような周知をしたんですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 4月28日――最初の個別接種についてのお尋ねかと思えます。

青森市医師会とは、これまでも、青森市医師会コロナ部会などで、接種の進め方について、御相談をいたしまして、スケジュール等について共有してきたところがあります。

スケジュールにつきましては、青森市医師会事務局を通じて、情報共有し、お願いしていたということでもあります。

○奈良岡隆委員長 村川委員に申し上げます。日本共産党会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。

[村川みどり委員「一切、医療機関には連絡ありませんでしたからね。それだけは伝えておきます」と呼ぶ]

○奈良岡隆委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会、澁谷洋子でございます。今予算特別委員会が初めての質疑となりますので、不手際等があるとは思いますが、よろしく願いいたします。

まず初めに、経済部の観光イベントについてお伺いします。

ワクチン接種が青森市内で進むにつれて、市民も安心して、街に出かけたりなど、外出するきっかけを与えることが市に求められるのではないかと思います、青森市が主催団体に参画する今後のイベントについてお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 澁谷委員からの市が主催団体に参画する今後の観光イベントに関する御質疑にお答えします。

本市が主催団体に参画し、今後開催される観光イベントといたしましては、全国アマモサミット2021 in あおもり、青森秋まつり及び「雪だ！灯りだ！芸術だ！あおもり冬のワンダーランド」が予定されております。

初めに、全国アマモサミット2021 in あおもりにつきましては、本年9月11日土曜日と12日日曜日の2日間、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」周辺一帯を会場に、海洋環境専門家による活動報告や、7月22日に供用開始予定の人工海浜でのシーカヤック体験などのほか、ワ・ラッセ西の広場での陸奥湾の食と物産コーナーの設置

が予定されております。

次に、青森秋まつりにつきましては、合浦公園におきまして、10月上旬の2日間、秋の緑と花の市、振る舞い鍋や棒パンコーナーなどのほか、例年、15店舗程度の露店が出店しております。

次に、「雪だ！灯りだ！芸術だ！あおもり冬のワンダーランド」につきましては、12月上旬から2月上旬まで、多くの飲食店等にてぎわう青森ベイエリア及び駅前地区の商店街を会場に、駅前公園や新町通りへの市民創作の和紙オブジェ「雪だるま〜る」の展示や、青い海公園内を会場とする雪の大型滑り台が目玉の青森冬まつりが予定されております。

加えまして、6月18日に開催された青森ねぶた祭実行委員会におきまして、今年度の青森ねぶた祭の中止が決定されたことを受けまして、10月末に一定のめどが立つ見込みとなっております64歳以下の方へのワクチン接種スケジュールを踏まえ、今秋の代替イベントの開催に向け、検討していくこととされているところでもあります。

各イベントの開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、国や県のガイドラインを参考に、関係機関と協議しながら、開催内容を検討することとしております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 再質疑はしないんですが、私のところに要望があった中でお伝えさせていただきます。「Go To Eat」キャンペーンが9月30日まで延長になったことによって、市内でプレミアム付商品券を販売するというのも重ねて、これから、自分たち、飲食をはじめとする事業者の皆さんは、何かしらの期待を持って、このイベントを常に注視しているような状況にあると思うんです。なので、市のほうでも、こういう方々の意見を尊重しながら、実のあるイベントを考えていただければと強く要望して、この項は終わります。

次に、合子沢記念公園についてお尋ねします。

合子沢記念公園の利用状況をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の合子沢記念公園の利用状況についての御質疑にお答えします。

合子沢記念公園につきましては、豊かな自然環境や景観を生かし、市民が自然に親しみながら、野鳥や山野草を観察できる森林公園として、平成10年6月に開園しております。園内には、杉、アカマツ、ミズナラなどの樹木が生育し、トビ、ハヤブサなどの野鳥が生息しているほか、ピクニックやスポーツ等が楽しめる芝生広場、市内・陸奥湾・八甲田山などを一望できる野鳥観察施設などが配置された公園であります。なお、公園の管理につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入

し、現在、一般財団法人青森市文化観光振興財団による管理を行っているところであります。

合子沢記念公園の利用状況につきましては、平成30年度は1万316人、令和元年度は7965人、令和2年度は、9月に大規模なイベント開催がされたこともありまして、1万6799人に御利用いただいているところであります。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 昨年度のイベント数、利用団体数をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の昨年度のイベントの開催数についての御質疑にお答えします。

合子沢記念公園の一部の施設を独占的に利用するようなイベント等の実施に際しましては、青森市森林公園条例第5条の規定に基づき、使用許可の申請を提出いただいているところであります。昨年度は2件、延べ9250人の御利用があったところであります。また、遠足など、10名以上で御利用になる場合は、利用状況を把握するため、事前に届出をしていただくこととしており、昨年度は7件、延べ209人の御利用を頂いたところであります。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 昨年度の7件のうち、もっと要望があったのに、使いたいという申請もあったんですが、それを断ったようなケースはありましたでしょうか、お願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 公園利用に関する再度の御質疑にお答えいたします。

これまで合子沢記念公園の使用許可申請及び事前届出があった場合で、利用をお断りしたケースはありません。

なお、公園利用に当たって、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底や公園利用の際の注意事項をお話しさせていただくことはありました。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 利用者数を増やすために、公園内の施設の維持管理が重要であると私は思いますけれども、近年までの修繕状況をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の施設の修繕状況についての再度の御質疑にお答えします。

合子沢記念公園につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者となっており、当該施設の清掃や軽微の修繕を含む維持管理を行っているところであります。

また、比較的規模の大きい維持修繕につきましては、市が行うこととしており、令和2年度では、野鳥観察施設の屋根の雨漏りを防ぐための屋根の修繕工事を行っ

ております。また、今年度におきましては、第1駐車場の男子トイレの洗浄用センサーの修繕を行う予定としております。

今後、指定管理者と連携しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 男子トイレのみですか。修繕の中で、男子トイレの修繕だけを行うと言いませんでしたか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 施設修繕に関する再度の御質疑にお答えいたします。

今年度の予定は、男子トイレのセンサーの修繕だけを予定しております。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 わかりました。現在、コロナ禍だから、ここの合子沢記念公園の利用を差し控えていただきたいというようなやり取りがあるようなお話を伺っているので、イベントを小人数・小規模で行いたいという方のお話には、なるべくであれば耳を傾けていただきたいという要望と、せっかくにして、こんないい公園があるのに、これを皆さんに利用してくださいというふうに働きかけているとは思いますが、もう少し、施設の修繕等も含めて、頑張ってくださいなと私は強く要望したいと思います。それで、この項は終わらせていただきます。

最後に教育委員会です。小・中学校のスポーツ活動における学校施設の利用についてお伺いします。

学校施設開放事業における利用手順についてお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 澁谷委員の学校施設開放事業の利用手順についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、青森市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則に基づきまして、学校施設開放事業として、学校教育に支障のない範囲において、地域住民のスポーツ・レクリエーション及び学習文化活動の普及振興のために、学校施設を開放し、地域住民が気軽に学べる環境づくりと地域に開かれた学校づくりに取り組んでいるところであります。

この学校施設開放事業は、青森地区では、各小・中学校ごとに、校長や地元町会関係者、PTAの役員などで運営委員会を組織し、また、浪岡地区では、地区一帯で運営委員会を組織し、所定の手続を経た登録団体が利用できることとなっております。

開放されております施設は、校庭や体育館等の体育施設をはじめ、会議室や家庭科室・視聴覚室などの特別教室等を対象に、開放する時間帯や開放場所について、各小・中学校ごとに利用細則において定めているところであります。

施設の利用手順につきましては、まず、利用しようとする小・中学校へ団体登録の申請をしていただきまして、運営委員会による審査を経て、教育委員会による登

録承認及び登録通知書の送付を行うこととなっております。その後、原則として、利用月の前月の20日までに利用の申込みをしていただきまして、施設の利用が終わりましたら、利用日誌に必要事項を記入し、提出いただくこととなっております。

教育委員会といたしましては、子どもたちが所属する地域のクラブをはじめ、地域住民のスポーツ活動等の推進を図るため、引き続き、学校開放による施設の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 では、利用実績はどのぐらいありますか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 学校施設開放事業の利用実績についての御質疑にお答えいたします。

令和元年度から令和3年度までの3年間の利用状況として、令和元年度は、小学校の登録団体は290団体、延べ利用回数は約9000回、延べ利用人数は約16万8000人、中学校の登録団体数は139団体、延べ利用回数は約5000回、延べ利用人数は約7万2000人となっております。令和2年度は、小学校の登録団体数は292団体、延べ利用回数は約6000回、延べ利用人数は約12万5000人、中学校の登録団体数は148団体、延べ利用回数は約3000回、延べ利用人数は約5万6000人となっております。また、6月18日現在における令和3年度の利用状況であります。小学校の登録団体数は304団体、中学校の登録団体数は152団体となっております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 要するに、施設を利用するに当たって、1チームではなくて、2チームで組んで利用したりとかって、私も自分でそういう経験があるので、利用団体が多いとか、使える使えないという話がありながら、皆さん、自分たちで協力し合いながら、水曜日は自分が借りているから、こっちで練習しよう、木曜日は自分の知っているチームが借りているから、そっちで利用しようとかというふうに、借りる側も助け合っているんです。という状況を多分ずっと続けてきているはずなんです。なので、延べ利用人数を見ても、人数がすごく多いなと思っていて、そこで1つ疑問に思ったのが、統廃合とかをして、現在使っていない学校があると思うんですが、その学校の利用をどういうふうにしているのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 澁谷委員の廃校施設の体育館及び校庭の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

現在、教育委員会が管理しております普通財産のうち、活用されている廃校となった学校は、旧戸門小学校、旧孫内小学校、旧栄山小学校、旧浅虫小学校、旧久栗坂小学校、旧高田中学校、旧浅虫中学校となっております。

これら廃校となりました学校の校舎や敷地は、主に、地元町会や消防団、スポーツ団体などが活用しているところであります。具体的には、旧戸門小学校につきましては、体育館を地元消防団等がはしご乗りの練習などに使用しております。旧孫内小学校につきましては、現在、更地となっております、一部を農地として貸付しているところであります。旧栄山小学校につきましては、体育館を町会がレクリエーションで使用しているほか、体育館と校庭を主にスポーツ団体が使用しているところであります。旧浅虫小学校につきましては、校庭を町会がグラウンドゴルフなどに使用しているほか、今年度からは、スポーツ団体も使用しております。旧久栗坂小学校につきましては、校庭を町会がグラウンドゴルフに使用しております。旧高田中学校につきましては、現在、更地となっております、町会がゲートボールで使用しております。旧浅虫中学校につきましては、体育館と校庭を主にスポーツ団体が使用しているところであります。

なお、旧後潟小学校の体育館及び校庭、旧西田沢小学校の校庭につきましては、地元の皆様に御利用いただけるよう、話し合いを重ねてきたところでありまして、今後、利用が見込まれるところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 この廃校の利用については、地元の利用者が代表であれば、現在利用されていない旧西田沢小学校・旧後潟小学校は利用できますか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 旧後潟小学校と旧西田沢小学校についてでありますけれども、地元の方が使用したいということであれば使えるんですが、ただし、場所ですね——旧西田沢小学校は、体育館を平成27年か平成28年に改築しておりまして、学校施設として補助金を受けているものですから、そこは使用制限がありまして、使えないんですけれども、その他のところは、相談に応じて、開放することは可能と考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 教育委員会のほうに相談に行けば説明してくださるということですよ——はい、分かりました。

次に、部活動における外部指導者の活用について確認をさせていただきたいと思っております。

小・中学校の運動部活動における外部指導者の人数をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 澁谷委員からの小・中学校の運動部活動における外部指導者の人数についての御質疑にお答えいたします。

各小・中学校におきまして、部活動顧問を務めます教職員の中には、自身が経験

したことの無い競技を教えている場合もありまして、知識や経験が豊富な外部指導者を活用している学校も多いところでもあります。例年11月に実施しております直近の調査——直近では令和2年11月26日になりますけれども、小学校で43名、中学校で77名の外部指導者に指導をお願いしているところでもあります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 学校は、外部指導者を活用する際、どのようなことを留意しているのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 澁谷委員からの小・中学校が外部指導者を活用する際の留意事項についての再質疑にお答えいたします。

小・中学校が外部指導者を活用する場合には、学校教育について理解し、適切な指導が行われるよう、部活動の位置づけ、教育的意義、児童・生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、また、児童・生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないことに関して、事前に学校と打合せを行うとともに、定期的な情報交換を行うことなどについて、外部指導者と確認しているところでもあります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。外部指導者を活用する場合には、部活動の保護者の皆さんや生徒の理解を得ながら、多分、もっと部活動を、強くなりたから、指導者を変えてくださいとか、増やしてくださいという保護者の要望とか、多々あると思うんです。私がそれを言われたので、今回、この質疑を、すみません、聞いてしまいました。学校を利用していくにも難しい、外部指導者を入れるにも難しい、じゃあ、どこに相談したらいいんだろうなんていう相談が多数寄せられたので、そのときは、教育委員会に行って、きちんと説明を聞いてみてくださいと、私は促しますので、そのときの対応はよろしくお願ひします。それで、この項については、質疑を終了します。

すみません。農林水産部に戻ります。中央卸売市場の職域接種の検討状況についてお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の中央卸売市場の職域接種についての御質疑にお答えします。

現在、国では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、地域の負担軽減、接種の加速化を図るため、職域接種を可能としたところでもあります。この職域接種は、医師・看護師等の医療職や会場運営スタッフ等及び接種会場を自ら確保すること、同じ接種会場で2回接種を完了すること、また、最低2000回程度の接種

を行うことなどが実施要件とされているところでもあります。

現在、青森市中央卸売市場では、卸売業者4団体、仲卸業者3団体、その他関連事業者等5団体で組織する青森市中央卸売市場運営協力会において、市場関係者約500名及びその家族を対象とした職域接種の実施に向け、関係機関と協議をしているところでもあります。

中央卸売市場の役割である生鮮食料品等の安定供給のため、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の有効な手段である職域接種は大変重要であると認識しているところでもあります。このことから、市としても、医療機関による個別接種、行政等による集団接種、他団体が実施する職域接種の実施状況等も踏まえながら、当運営協力会による職域接種をできるだけ早期に実現できるよう、連携して取り組んでまいります。

○奈良岡隆委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 中央卸売市場の職域接種——青森市だけが、実は話がずっとなくて、なぜこれを質疑したかったかという、ここの現場で働く職員たちが、青森市はやらないのかという、私への率直な意見が多数ありました。その中で、あおもり令和の会の会長もお話しなさったと思いますが、止められない業種の一つであると私は考えておりました、コロナの職域接種のみならず、インフルエンザワクチンの職域接種という体制づくりも、向かいの青森総合卸センターは行っていて、中央卸売市場はそこに混じったらいいんじゃないかと安易な考えを持つ方もいるんです。なので、せっかくにして、管理棟があって、運営協力団体があるのであれば、このコロナワクチンに関わらず、こういう場内で行えるような体制づくりをこれからさらに構築していったほうが、弘前市にある弘前中央青果の社長ではないですけど、地域に対する生鮮食品を扱う自分たちが、その安定供給を図るために、地場産地市場として、受入れ体制を常に整えておかなければ、いきなり何かがあったとき、県内外から必ず輸送トラックが来ます、これに対応していかなければならないんだというのも、常に会社でもって考えているみたいなので、青森市のお台所なので、やっぱり、市役所のほうも働きかけながら、協力を求めながらというふうに、お互いにいい関係を築いていただきたいと思うのが、私の要望です。なので、どうぞよろしくをお願いします。

これにて私の質疑は終了いたします。ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分からいたします。

午前11時2分休憩

午前11時14分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 自由民主党、中村節雄です。本定例会の予算特別委員会においては、付託されました議案に対して、基本的質疑はありません。ですので、一般質疑をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農福連携及び水福連携についてお尋ねをしたいと思います。

社会福祉サービス事業所などから、農福連携の相談を受けた場合、市ではどのように対応しているのかお示しをください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中村節雄委員の農福連携に係る相談対応についての御質疑にお答えします。

農福連携は、障害者が農林水産業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って、社会参画を実現していく取組であります。障害者の就労や生きがい等の場の創出となるだけではなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農林水産業分野におきまして、新たな働き手の確保にもつながるものと期待されているところであります。

このため、国では、農福連携に取り組む方を対象に様々な支援策を講じており、その主な取組といたしまして、1つに、自ら農福連携を実践する社会福祉法人等に対し、ソフト対策として、作業の効率化や農産物の品質向上など、農福連携を持続するための取組に必要な経費について支援を行う農福連携支援事業を、2つに、ハード対策として、農福連携を推進するため、障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設、農林水産物加工販売施設、または附帯施設の設備について支援を行う農福連携整備事業を行っているところであります。これらに加え、地域に根差した普及啓発や農福連携を支援する人材の育成を図るための支援を都道府県に対して行っております。

また、県においては、農業分野における障害者の就労機会の拡大と取組定着に向け、農業者としての障害者の受入れを支援する農業ジョブトレーナーの育成や地域におけるワンストップ窓口を構築するなどにより、農福連携の取組の促進を図っているところであります。

さらに、本市におきましては、県が行っているワンストップ窓口の相談先の一つとして、農福連携についての相談があった場合は、国や県の制度を説明するとともに、県に対して、相談内容について情報提供を行うなど、農業者や福祉事業所との連携調整等を行い、マッチングが成立するよう取り組んでいるところであります。

昨年度は、社会福祉サービス事業所からの農福連携の相談に対し、県と連携して、市内の農業者とのマッチングを図り、1件成立したところであり、市としては、今

後も、県や関係機関と連携し、農福連携の取組の促進を図ってまいります。

○奈良岡隆委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

この農福連携、それから水福連携と、それから林福連携もあるんですが、農林水産業のやつとのことで、農林水産省、それから、この農福連携については、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の4省で——この農福連携の資料を、実はいただきました、聞き取りの中で。バージョン8ということで、これをずっと前からやっているんだなという思いがあります。

その中の18ページを見ると、「工賃向上計画支援等事業（農福連携による障害者の就農促進プロジェクト）」というのがあります。社会福祉法人とか、そういうところから——私は障害者の娘を持っているんですが、そういう連携を組みながら、様々なものを考えていこうとしたときに、実は、青森県は遅れているなど、これを見たときに。様々なあるんですが、「農福連携マルシェの開催支援」と。実は、私の娘が、今のコロナ禍において、アウガの1階で、このマルシェを——昨年から開催できておりませんが、そういうのをやっております。そういう農業生産物であるとか何とかがあったときに、実は社会福祉法人団体の事業所から連携を組んでやりませんかというお話もいただきました。ところが、昨年、県と連携して、市内の農業者とのマッチングを図り、1件成立したところであるということなんですけれども、これは、県のほうに強力でプッシュしないといけない中では、「プロジェクトを活用している都道府県一覧」を見たときに、「好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等」、それから「農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援」というのが、実は丸がついていないので、これは、青森県は遅れているなど。他県を見たりすれば、やっぱりそういうのをきちんと活用している。以前にも——青森市でも情報が遅いような気がするんですが、だから県にも強く働きかけていただきたいという思いが、まず1つあります。

以前にも、学校支援地域本部事業——国で採択されて、100%補助を受けられてというやつの情報を、実は、青森市は持っていませんでした、私が一般質問でやったとき。やっぱり、二次募集、三次募集というところまで行っているときに、他市では知っているのに、青森市は知らない。取組をしなかったと。三次募集かそれぐらいで、青森市も急遽やってということで始まったんですが、やはり、そういう情報収集力だとか、いろんなものをしなければいけない。そのために、やっぱり、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省ということですから、農林水産部だけの話ではなくて、庁内でも、やっぱり、横の連携をもっと強くしながら、いろんな情報をつかまないと駄目なのかなという思いがあります。

再質疑はないんですが、様々な要望やらを言わせていただきたいとは思っていました。障害者の就労です。自立を促すためにであるとか、そういうことからいくと、労働賃金とかが低かったり、それから就業率も低いのが実情であります。今は、例

えばワクチン——これも手帳の所持者ということで、身体障害者手帳とか、愛護手帳とか、精神障害者保健福祉手帳だとか、今、もうワクチンの予約が始まりました。

そういう中で、実は、障害者も様々います。症状やいろんな部分で違いとかもあります。一般の方の認識というのは、区別を——例えば、身体障害者手帳は1級、2級とかあるんですが、何も働かなくても生きていけるだろうと、障害年金で生きていけるだろうと、非常に誤解を受けています。1級の障害者手帳を持っていても、月8万1000何ぼだったかな。年間100万円いかないんですよ。私の娘は重度です。寝たきりです。将来的に施設に入れて、例えば、その施設の中にも、ひよっとしたら足りないかも分からないです、その金額であれば。だから、親が亡くなった後、子どもはどうなるのかとか、国でも、障害者自立支援法って、働ける障害者もいれば、寝たきりの障害者もいる。しかしながら、理解が得られないで、障害者差別解消法という法律もできてきているんです。理解がまだまだ得られない。そのためには、やはり1番関係している社会福祉施設であるとか、法人であるとか、そういうところが活動の中で見せていかないと、理解度も深まらないんです。

だから、やはりそういうものがあつたときに、これは、是非とも、今、県のほうとも、マッチングを図るといふところがありましたので、農林水産部の中で、私が質疑してきた中で——これ、いつの新聞だっけな。3日ぐらい前だと思ったんですけども、「青森県の豊かな『食』資源をアピール！深化を続ける地域活性化企画が始動します！うまい森 青いもり 2021」といふ、この市町村の中で、青森市長が「イチ押し 青森市伝統野菜『筒井赤かぶ』『笹石かぶ』、これを6次産業化などといふいろと考へながらやっていますよね。これを、今、そういうふうに出ているわけです。しかし、その6次産業化していくのに対しても何にしても、みんな連携を組まないで、うまくいくものではないですよ。筒井赤かぶはある程度の生産量があるかもしれないですけども、笹石かぶだなんて、今、復活させたばかりですよ。昨年、生産者は4人です。今年は8人ぐらいにするけれども、そういう連携を組み合わせながら、障害者の賃金向上だとか、様々なものも考へながら、6次産業化して、所得向上を目指したりとか、一生懸命やるところも、こういう手だてを奪われてしまうと、農業法人をつくれとか、違ふもので申請しろとか、窓口を切られてしまえば、そういう、せつかくやる気になつたりしているところが、やっぱり閉ざされていくんだなといふ気になつてしまいますので、やっぱり、そういう障害福祉の観点からも、農福連携といふのは、就業の機会が増えるかも分からないといふ、増やしてやつたりなどして、自分たちの平均賃金が上がるという喜びを私は与えてやりたいと思ふ。なので、社会福祉法人とか、NPO法人とか、農業分野に、今、進出する際の、ちょっとネックになっているところがあるかと思ふます。そういうところをやっぱり何とかして解決してやるという強い思いを持っていただきたい。

農福連携をやつても、極端に言へば、障害者がただの働く下請的みたいな労働者として扱われるといふのではなくて、そういうところから、理解度を深めたり、6

次産業化することによって、安定した収益を目指して、少しでも働く喜びを、生きる喜びを高齢者にも障害者にも与えてやりたい。ですから、将来的に、そういう働ける障害者に対しても、自立できるような体制の構築をしていかなければいけないと思います。そのための協力はぜひとも強く推し進めていただきたいと思います。ですから、ほかの県では、さっきの好事例の情報収集のときの丸を見た時は、県のやつはちょっとがっかりしたんだけど、これは、他県からの情報を集めることは、やっていなくても集めることはできますよね。だから、そういうものに対しては、農業事業に進出を望む障害者団体とか、そういう部分に対して、積極的に支援していくことを望みたいと思います。

それで、社会福祉法人で連携を組もうと思っているところが、今、ちょっとなかなか進まない。そういうときに、ちょっとお話を伺いました。それであれば、農業法人格を目指すという、そっちでいくと。そこは、今現在も、カシスとか、そういう部分で生産したりしているんです。結局、6次産業化するための助成金とか何とかもあるので、そこをまず目指していきますと。作物の生産も、それだけじゃなくて、いろんなものをしていくと。それから、製品加工して、農業生産施設の整備を計画していきたい。そのときには、やっぱり助成金もありますから、申請を目指していくと。そこから上がる売上金額とかに関しては、障害者の工賃として、障害者に還元してやりたい。最終的には、そこで働く障害者の自立を目指していきたい。やっぱりそういう強い意識を持ったりしているんです。農業法人にならなくても、社会福祉法人のままでいけないのかどうか。何でできないのか。例えば、県とか何とか、やっぱりきちっと綿密にその辺までやる必要があると思います。

ぜひとも、農林水産部が率先して——私は、今の策石かぶを前にも質疑してきたときに、これは、今、まず、生産能力を上げようと思います。しかし、久栗坂は高齢化率50%を超えているんですよ。浅虫でダイニングアウトをやりましたよね。新たな創作メニューをつくるとか、そういうときに、これをブランド化して、高付加価値をつけて——だから、生産量が少なくても、値段が高いというものに、できればしていきたい。それで、久栗坂で、今、8人に増えるといったって、その作付する農地面積も少ないんです。私としては、旧浅虫中学校が廃校になりましたよね。さっき、スポーツ団体とか何とかが利用しているとかと言っていたんですけども、あそこを農地に転用してしまって、あそこで作ればいいんですよ。旧浅虫中学校自体が、生産設備の、例えば、箱詰めしたり、何したりとか、様々な有効活用ができるけれども、なかなかそういう発想にいかない。あの校舎なんて、人が出入りしないと、建物は老朽化がすごく早いんです。あれは、昭和57年ぐらいの築年数だと思ったんですけども、結構、空き家状態で、体育館は使っているんだけど、校舎のほうはなかなか使わせてくれないという。久栗坂の町会の事務所は、今、根井川の下流側にあります。今、津波とか何とかがあれば、前のときからでも飲み込まれるような位置にあります。そういうのであれば、久栗坂の中では、バイパスのもう

ちょっと山側に旧浅虫中学校がありますから、そこは、やっぱり、町会の事務所に貸してやるとか、様々要望してきたんだけど、なかなか実現できなくて。ですから、やっぱり、この有効活用——生産設備であるとか、久栗坂の高齢者の生きがいくくりであるとか、様々なものに、この農福連携という、いいものがあるじゃないかと思っています。

ですから、今、そうやって——実際、昨年度は、社会福祉サービス事業者からの農福連携の相談に対し、連携して、農業者とのマッチングを図り、1件成立したところであると。この詳しい内容は、今度聞くけれども、やはり、そういう中では、相談したところに親身になって、相談に乗っていただきたいということでもあります。そういうことを強く要望して、農福連携・水福連携についての質疑は、この項は終わらせていただきたいと思います。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業について、質疑をいたします。

障害者手帳所持者には優先して接種券が送付されますけれども、ワクチン接種の方法をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 中村節雄委員のワクチン接種の方法についての御質疑にお答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、かかりつけ医などの身近な医療機関で安心して受けられる個別接種をメインに、市民センター等の市内14か所での集団接種でカバーする体制で実施しているところであります。64歳以下の方のワクチン接種につきましては、重症化リスクに鑑み、身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、優先的に接種券を送付し、予約を受け付けることとしております。

障害者手帳所持者へのワクチン接種につきましては、かかりつけ医が接種医でない場合があることやかかりつけ医がいない場合があることから、一部の医療機関では新規患者の接種を受け付けることとしており、障害者手帳所持者についても、それら医療機関で接種することが可能となっております。また、集団接種につきましても、引き続き、かかりつけ医がいない場合についても接種できることとしており、今後も、ワクチン接種を希望する方が早期に接種できるよう、速やかなワクチン接種に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

資料いただいたときの64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種スケジュール——先ほど、違うほうでも述べましたけれども、身体障害者手帳、愛護手帳、それから精神障害者保健福祉手帳の所持者に対しては、6月18日、先週金曜日に接種券を送付ということです。送付ということですので、6月22日、昨日、手帳所

持者の予約が、電話予約、それからウェブ予約ができるということで、昨日から始まりました。実は、私のところに接種券がまだ来ていません。先ほど、保健部長にお話ししました。もう、昨日、予約できるんだけど、接種券が来てなくて、どうやってやるのかなど。私も、いや、電話予約は、ただかけてみればいいんじゃないかとか、ウェブ予約はホームページを見てやるのかなどか。これから、64歳から60歳、59歳と、ずっとこの予定のやつは、6月25日、これはみんな金曜日ですよ。59歳から55歳は7月2日金曜日、54歳から50歳、みんな、7月から全部金曜日に接種券送付になっています。全部、64歳から60歳も基礎疾患予約が次の週の火曜日です。これも同じスケジュールです。

私のところみたいに届いていない——これが私のところだけ、例えば、住所間違いだとか、何があって来ないのかなど。いや、私の障害者仲間の人も来ていなくて、郵便局に電話をかけたら——これは、保健部長にはお知らせしたんだけど、戸山は6月21日から23日の間で配達すればいいことになっていると、郵便局に強気に出られて、新城とか何とかは6月19日土曜日に届いていますよ。私は、新城の障害者仲間のところも、どういうふうに、どこで受ける何やるとしているときに、新城、三内とか何とか、みんな確認しました。西郵便局であれば違うのだろうかとか、うちのほう、中央郵便局の管轄になれば、投げられるような地域なんだろうかというぐらい。私は月曜日には来ると思ったんです。昨日も来ないんです。だから今日だと思っただけだけど、郵便局で今日までに配達すればいいことになっているからということだから、これが、だから、64歳から60歳、59歳から55歳と全部そういうスケジュールになっているので、そうなってくると、これは、ちょっと郵便局と——保健部長にしゃべったんだけど、来なかったと、私、予約するのに、遅く来たから、予約できなかったとかという問題が起こらなければいいなと思っていて、苦情が来たり。だから、是非とも、予約できる日までには——もう過ぎていて、私は1日ね。だから、そういうことがないように、これ以降のやつは、郵便局に何とか早く届けようとしてくれないかということ、これは要望しておきます。

それで、再質疑をしたいと思いますが、新型コロナワクチン接種のスケジュールについてです。

集団接種を行っている市民センターや、個別医療機関は、バリアフリーが十分とは言えないところも見受けられると思います。そういう中では、64歳以下の集団接種は会場の拡充を図っていく、その辺の答弁もありましたけれども、障害者などは、特殊で、自分の車椅子でないと駄目な人もいます。私のところは重度なんです。寝たきりで、体も小さいんですよ。今、34歳になるんだけど、身長130センチメートルぐらいしかなくて、体重は二十何キロです。自分の体に合った車椅子を実は作っています。例えば、市民センターで車椅子用意しているからと言うんですけども、それだと駄目なんです。ずれて落ちたりとか、一般的な車椅子ですから。

そういう方もいるんです。となると、市民センターなどは利用し難いと。そういうところがあるので、いろいろとバリアフリー対応、私としては、本当は、今の期日前投票所——サンロードの屋上に上がっていくところで、あそこに期日前投票所が設置されたときに、車椅子対応のやつで、私は、障害者の親などから、あそこの入口に近いところに、そういう障害者用の駐車スペースがないんだけども。私は、サンロードの本部長に話をして、カラーコーンでいいから、2台分ぐらいつくってくれということ、つくってもらったときもあります。ああいうところで、もしできれば、それは実績もあったんですけども、ただ、あそこは選挙のときに、期日前投票所としてという様なものもあって——接種する医者との関係も、例えば、配置だとか、ワクチンをどうやって運んできて、保管だとか、やっぱりそういうところだったらできるとかということ、市内探せば、結構あるかと思うんですよ。だから、かかりつけ医とか何とかのところでも、例えば、探していても、いや、そこは大変なんだよなど。介助する人たちは大変なんです、体が大きい障害者もいれば、うちみたいに、私が抱っこして何とかなるところもあれば、扱いが違ふと。うちの娘はデイサービスを利用しているんだけど、扱いが分からないと発作を起こすし、様々な症状だとか程度だとか、いろんなのがあつて。そうすると、やっぱり、親だとか、ふだん介助・介護している人間にとっては、ここだったらなというのがあるんだけど、そううまくいくものではないのも分かっています。ただ、そういうところを探して——今、これで、かかりつけ医とか何とかも予約できたり何とかだけれども、ひょっとすれば、集団予約でなければ駄目かもしれない、この手帳所持者でも。そうすれば、その人たちは、7月12日に集団接種の予約をするわけですね、そういうふうになってくると。そうなったときに、市民センターは大変なんだよとか何とかということがないよということ、今しゃべった部分の——まあ、広げていくということもありましたけれども、そこについて答弁をいただきたいと思つています。よろしくお願ひします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 集団接種会場の拡充についての御質疑にお答えいたします。

集団接種会場につきましては、市民センター等の市内14か所を基本としつつ、これまでの各会場における接種状況も踏まえ、64歳以下の方の集団接種会場の拡充を検討しているところであります。集団接種会場の拡充の際には、障害のある方に対しても安心して接種を受けられる会場設営に努めてまいります。

○奈良岡隆委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。そういう形で、障害も、様々な程度とか症状とか、いろんな部分があつたりします。ですから、何というんですか、本当のバリアフリー対応で、自分の車椅子でも、そこにすつと行けるとかという、いろんな——いや、わがままだと言われると、わがままかもしれませんが、でも事情があつたりするんです。その事情を理解できない人にすれば、これにして——だ

から、私が投票日にうちの娘を車椅子に乗せて連れて行ったときに、その車椅子だと中に入れば駄目と言われたんです、戸山市民センターから。乗り換えろと。（「それはあり得ない」と呼ぶ者あり）うん。なので、次回からは、選挙のときにうちの娘が行くときには、サンロードの期日前投票所を使いますよ。車から降りて、車椅子に乗せて、私が押していけばいいだけだから。そうすると、戸山市民センターを使いたくないという気にもなるんです。だから、やっぱり、市民センターとか何とかのところでも、そういうところをもうちょっと——事情があるんです。うちの娘用の車椅子は狭いんです。私は乗れません、幅が狭くて、専用のやつだから。それで、それから乗り換えてくれって、そうすれば、それから降りて——きちんと腹部へのベルトであるとか何があるって、あるんですよ、足をきちっと固定するためのベルト——うちの娘が発作を起こしたりとか何とかして、ずれ落ちたりしたら駄目だから、専用の車椅子でも。

だから、様々な人たちがいるわけですから、そういうの、本当のバリアフリー対応で、そのまま行って、介助する人も一緒について行かないと、多分置いておくわけにいかないのだから、そういうところの会場などは、ぜひ用意していただきたい。まだ、集団接種の会場が、どうも行きたくない、見つからないというときにも、今、7月12日からの集団接種の予約ですから、ぜひ、そういうところを探していただきたいなど、実現していただきたいというのを要望させていただいて、私の質疑を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○奈良岡隆委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 あおもり令和の会、中村美津緒でございます。よろしく願いします。

議案別冊令和3年度青森市一般会計補正予算、18ページ、19ページ、10款教育費6項保健体育費、スポーツ施設機能整備事業、大進建設スポーツ広場テニスコートの人工芝張り替え工事について質疑いたします。

令和2年第3回定例会一般質問におきまして、テニスコートの人工芝が剥がれ、非常に具合が悪い状況でありましたことから、早急に対応すべきであり、一部分の剥がれた場所の補修のみでは、今後も、非常にコンディションが悪いのを繰り返すので、全面的に張り替えを要望させていただきました。そして、このたび、全面張り替えとなりましたので、とても、非常に感謝しております。それでは、全面張り替え工事となりましたが、今定例会終了後、今後、完成に至るまでのスケジュールをお示しくください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 中村美津緒委員からの大進建設スポーツ広場テニスコートの人工芝張り替えのスケジュールについての御質疑にお答えいたします。

平成17年5月にオープンした大進建設スポーツ広場には、12面のテニスコート

が設置されており、多くの方々に御利用されております。テニスコートの人工芝の修繕については、これまでも、青森市テニス協会等と協議しながら、劣化が進んだコートから、順次、人工芝の部分張り替えを行ってきたところであります。当該テニスコートにつきましては、令和8年に開催予定の第80回国民スポーツ大会の練習会場になっており、令和元年度に実施された中央競技団体の視察において要望もあったことから、今般、日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金の内示を受け、人工芝の全面張り替えを実施するための補正予算案を本定例会に提出しております。

人工芝張り替えのスケジュールにつきましては、テニスコートの利用状況を踏まえまして、工程等を施工業者と協議の上、令和4年春の全面リニューアルオープンを目指し整備を進めてまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 先ほど、12面全ての張り替え工事というふうに御答弁をいただきました。12面、全面の張り替え工事になりますと、工事が着工しましたら、試合、そして大会、御趣味で楽しまれる方がプレーを楽しめなくなることが予想されることは、もうこれは当然であります。利用者のことを考えて、できるだけ利用できるようにしていただきたいのですが、利用者のことを考えて、どのように施工するのか教えてください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 テニスコートに関する再度の御質疑にお答えいたします。利用者のための工夫というところでもありますけれども、工程を工夫いたしまして、テニスコートの一部を早期に、工夫——どういうふうにするかというお尋ねかというふうに存じます。

工期の延長をするということになりますと、工事費の増加が考えられますほか、利用者の安全面での懸念もありますことから、工期の延長というのは困難であります。工事の開始時期につきましては、テニスコートの利用見通しを青森市テニス協会等とお話をした上で、できる限り長く、テニスコートを利用いただけるよう、施工業者と工程等を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは、要望であります。できるだけ、ぎりぎりまでテニスを楽しめることが出来て、そして工事が入ったら、できるだけ早急に工事を進めていただき、来春早々に、サッカーと同様、4月の後半にはオープンできるように、要望させていただきたいと思っておりますので、安全に工事のほうを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、指定管理者について質疑させていただきます。

今後、張り替えが終わりました後、人工芝がきれいになった後、この指定管理者は、どのようにテニスコートを管理しなければいけないのか、管理すべきなのか、その状況を教えてください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 テニスコートの手入れということだと思いますが、現在、指定管理者では、毎日、施設の開館前に、12 コートの全面をブラッシングして、そしてコートの上の落ち葉などの清掃作業を実施しております。また、開場期間が始まる4月中旬には、12 コートの全面のブラッシングと、摩耗を防ぐための砂を人工芝に充填しております。そのほか、閉場後の12月の月上旬には、12 コートの全面をブラッシングし、摩耗を防ぐための砂のほぐし作業を実施しているところであります。張り替え後も良好な環境を維持するため、メンテナンスをしっかりとまいります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 現在、多目的広場の人工芝、グラウンドであります。非常にコンディションがいい状況でありますので、そういったようにテニスコートのほうも末永く使えるように、管理のほう、よろしく願いいたします。

今朝4時半から、私はスポーツ広場内をウォーキングさせていただきました。そうしましたら、その30分後ですか、早朝5時から、草を刈っている業者がもうお仕事されていまして、例年から比べますと、非常にきれいに、丁寧に芝が刈られていまして、以前も、何人かの議員、そして委員が、その刈り取った草の処分が非常に汚いということも取り上げておりましたが、今年は非常にきれいに手入れをされていると、非常に感心しながら、改めて感動しながら、ウォーキングを楽しませていただきました。

一方で、スポーツ広場内——私も一利用者であります。多目的広場のその人工芝とサッカー場の間の芝がもう剥がれて、天然芝が死んでしまっております。それで、また同様に、サッカー場のセンターサークル内のセンタースポット、サッカー場のど真ん中でありまして、その部分は、キックオフを行う場所なのであります。非常に神聖なる場所でありまして、そのセンタースポットが、直径1メートル、天然芝が死んでしまい、陥没して、砂で埋められている状況でありましたので、今後、そういったところを早急に改修・改善、今後、二度とそういうことが起こらないように強く要望いたしますので、至急、修繕に入りたいと強く要望させていただきます。

次に、先ほど、朝5時からスポーツ広場内全域の天然芝を刈っている業者がいましたが、その業者は、業務として、指定管理者として、どのように工事を発注しているのか、管理しているのか、お答えをお願いいたします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 スポーツ広場の草刈りについての質疑にお答えいたします。

まず、スポーツ広場の草刈りにつきましては、指定管理者の職員の方が実施をしております。そのやり方について、今から御説明いたしますが、スポーツ広場全体の草刈り業務につきましては、今、中村美津緒委員から御紹介あったように、ジョギングコースの周辺をはじめ、野球場、ラグビー場、サッカー場など、広大な敷地の草刈りを実施する必要がありますことから、大会開催等の施設の利用状況も踏まえながら、計画的に実施をしております。

具体的には、指定管理者の職員1名が基本的には専属で作業に携わっておりまして、大会等の開催前には、それを増員して、実施するという体制になっております。作業におきましては、乗用式の大きな草刈り機1台がありまして、そのほか、手押し式の草刈り機2台、刈り払い機4台、これを使用して行っております。このほか、市職員が、月1回以上巡回して、指定管理者に対しまして、必要に応じて、草刈りを含めた管理業務に関する指示をしているところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 要望させていただきます。市側として、抜き打ちで、スポーツ広場内の指定管理者がいる事務所の1階の倉庫を御覧になっていただきたいと思っております。用具庫内が非常に整理されていない状況でありました。もう誰が見ても、ごちゃごちゃしている。そして、リアカーのタイヤはパンクしており、もう大分前からパンクしているのがずっと置いておける状態であります。これは、利用者も改善しなければいけないんですけれども、利用者がちゃんと後片づけをしやすいような環境をつくっていただきたいということと、また、公園内にプレハブがあり、そこにも用具をしまうことになっているんですが、まず、鍵がかかっておりませんので、鍵を必ずかけるようにしていただきたいと思っております。今後も、利用者と指定管理者が常に顔を合わせて、使うところから後始末も徹底して、きれいに公園・広場を使えるようにしていただきたいと強く要望いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午後0時休憩

午後1時再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 自由民主党の丸野達夫です。議案第 102 号に対しまして、基本的質疑を行いたいと思います。

8 款土木費 4 項都市計画費 1 目都市計画総務費、公共交通支援緊急対策事業費として計上している 3934 万 7000 円の内訳をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 丸野委員から御質疑のありました公共交通支援緊急対策事業費についてお答えいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の民間バス事業者・タクシー事業者のほか、今年度は新たに運転代行業者及びレンタカー事業者も対象に支援する経費を措置し、事業の継続を支援するものであります。具体的には、民間バス事業者に対しては、1 事業所当たり 200 万円を上限に、所有する貸切りバス車両 1 台につき 10 万円を助成するものであります。また、タクシー・運転代行・レンタカー事業者に対しては、1 事業所当たり 100 万円を上限、10 万円を下限に、所有する乗用車両 1 台につき 1 万円、レンタカー事業者にあっては、これに加えて、バス車両 1 台につき 10 万円を助成するものであります。事業費 3934 万 7000 円の内訳は、民間バス事業者支援金が 1221 万 2000 円、タクシー事業者支援金が 1517 万 1000 円、運転代行業者支援金が 255 万円、レンタカー事業者支援金が 941 万 4000 円となっております。

○奈良岡隆委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございます。

再質疑を行いたいと思います。各事業者の交付対象事業者数、それと、最大交付額とその者数、また、1 者当たりの平均交付額をお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 丸野委員の、交付対象事業者数、最大交付額及び者数、1 者当たりの平均交付額についての御質疑にお答えいたします。

民間バス事業者につきましては、交付対象事業者数は 13 者、最大交付額は 200 万円で、その事業者数は 1 者、1 者当たりの平均交付額は 93 万 9000 円を見込んでおります。タクシー事業者につきましては、交付対象事業者数は、法人が 19 者、個人が 73 者、最大交付額は 100 万円で、その事業者数は 2 者、1 者当たりの平均交付額は、法人では 41 万 4000 円を見込んでおり、個人では一律 10 万円の交付となっております。運転代行業者につきましては、交付対象事業者数は 24 者、最大交付額は 15 万円で、その事業者数は 3 者、1 者当たりの平均交付額は 10 万 6000 円を見込んでおります。レンタカー事業者につきましては、交付対象事業者数は 15 者、最大交付額は 100 万円で、その事業者数は 7 者、1 者当たりの平均交付額は 62 万 7000 円を見込んでおります。

○奈良岡隆委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございます。

昨年よりコロナが市中に広がって、飲食店をはじめとする青森経済そのものに及ぼす影響が非常に大きく、経済の冷え込みというのは感じておりました。飲食店に対しては助成金が行われたんですが、飲食店を取り巻く周りの取引先だったり、あと、観光事業者であったりとか、なかなか、その助成の対象というのが広がってこなかった。それで、何とかしてくれという声にいつ応えるのかなというふうな思いで見えていましたが、今回、4000万円程度ではありますが、よくやってくれたなという思いを持っております。恐らく、事業所は、大小はありますけれども、業界的には喜ばしいことなのかなと思っております。先ほど、足したら、法人及び事業所で71者、個人で73者ですので、そこに働く人たちのことも考えて、このような事業が、今後も、広く、ほかの事業にも広がっていきますことを切に願いたいと思います。

引き続きまして、一般質疑を行います。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関連してお聞きします。

教職員のワクチン接種について、本市ではどのように進めていくのかお示してください。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 丸野委員の教職員のワクチン接種についての御質疑にお答えいたします。

教職員を含めた64歳以下の方への新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、6月17日の青森市危機対策本部におきまして、6月18日より、身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、接種券を送付し、6月22日に個別接種の予約を受け付け、6月28日より接種すること、6月25日から毎週5歳間隔で、年代ごとに段階的に接種券を送付し、個別接種について基礎疾患のある方の予約を優先し、次に一般の方の予約を受け付け、追って集団接種の予約を受け付ける青森市モデルに沿って進めることにより、10月末には64歳以下の希望者に対する接種の完了を目指すこと、個別接種の予約につきましては、各医療機関での受付に加え、新たに22の医療機関に御協力いただき、市のコールセンター及びホームページにおいて、一括予約受付を行うことの指示があったところであります。また、個別の医療機関におきまして、突然のキャンセルなど、余剰となったワクチンの有効活用を図るため、代替接種者をあっせんするもったいないバンクを6月14日から運用しており、その代替接種者として、小・中学校の教員等を位置づけているところであります。

○奈良岡隆委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。医療関係者や65歳以上の方々への新型コロナワクチンの接種が日々行われていて、肌実感としても、ああ、市民の間に接種が広がっているんだなということを感じております。その中で、もった

いないバンクを設置して、小・中学校の教員等に優先的に接種していくんだということは非常にいい取組だなと思います。インフルエンザで見ても分かるように、やっぱり、子ども間で1回広がってしまうと、学校の中で蔓延するスピードというのは物すごく速いもんですから、学校の中でのコロナが広がらないという対策は行ってほしいなと思います。大人の事情で子どもに不利益が起きるようなことがないように、ゆめゆめ、行政が、先走ることなく、医師会等の方々と協力、そして信頼関係を築きながら、ワクチン接種について進めて行ってほしいなと思います。以上で質疑を終わります。

最後に、私から要望をしたいと思います。

実は、今予算特別委員会ではなかったんですが、時々、理事者——これは仕方がないことですが、理事者が資料を用意してなくて、後ほど答弁させていただきますという場面が散見されます。その際、後ほど答弁するのはいいんですが、いつ来るんだろうなと思いつつ、待っていても答弁がないときがあるんです。それで、しているのかもしれない。多分、質疑した人にこういう事情ですよというふうな答弁がなされているのかもしれませんが、でも、やっぱり予算特別委員会の場で行われた質疑に対しての答弁ですので、やはり委員全員に質疑の答弁が回るような回答方法を考えていただかなければいけないなと私は思うんです。それで、たまたま、委員会が閉会してからでも、答弁があとで来るのはいいんですが、議案に関わることの質疑の場合には、やっぱり、委員会が開催されている間に答弁を出さないと、その審査ということが出来ないってことになるので、やっぱり2通り——答弁は後ほどでもいいんだけど、審査に関わるものは委員会開催中、それ以外のものであれば、委員会閉会後でもいいから、全委員に答弁書を配るというふうなことをしていただければなと思います。それが要望であります。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○奈良岡隆委員長 次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男です。質疑の前に、一言だけ申し上げたいと思います。

6月18日に今年のねぶた祭の中止が決定しました。あの日から、私の周りの人たちの雰囲気はちょっと変わったなというふうに思っているんです。どう変わったのかなということもちょっと申し上げたいと思うんですけども、今年もねぶたが中止ということで、2年続けて中止になりました。ねぶた祭が2年続けて中止になるということは、どういうことかと掘り下げていけば、かなり深いものがあるだろうと思うんですけども、やっぱり経済界に与える影響は甚大なものがあるだろうというふうに思いますし、ただ、経済界だけでなく、ねぶたの制作者、それから運行者、囃子方、曳き手組、その他、様々な部門で影響が出ているはずなんです。実際、私の知り合いのねぶた師ですけども、2年続けて、ねぶたを作っていなければ、ちょっと、飯を食っていけないと。俺は東京に行くというふうな方もおりました。

恐らく、そういう考え方で、ねぶたから手を引くというプロの方がこれから出てくる可能性もあると。私は、それはちょっと危険だな、まずいなというふうに思っています。

ですから、これから、秋に予定されている代替イベントですか、それに向けて、やっぱり、ねぶた作りができるような、そういう体制というものをつくっていかなければならないんじゃないかというふうに思っているんです。

そして、去年もねぶたが中止、今年も中止なんですけれども、決定的な違いがあります。今年と去年で決定的な違いというのは、去年のねぶたの中止は4月の頭にありました。今年は6月18日です。2か月以上の開きがある。これで何が違ってくるかという、ねぶたの制作です。去年はねぶたを制作しなくてもよかった。今年の6月18日という、もう既にほとんどのねぶたは、骨組みが終わって、電気を入れて、紙貼りに入っている状態なんですよ。そこまで行っているのに、ねぶたが中止だというふうになると、ねぶた師はどういうふうに受ければいいのかと。もうこれは分からなくなります。非常に戸惑いを感じているというふうに私は思っています。

実際、私もねぶた団地に行ってみますと、ねぶた制作を継続しているねぶた小屋もあります。ねぶた制作を中断しているねぶた小屋もあるんです。これもまた大きな開きになって出てくるかと思うんですが、ねぶた制作を継続しているというのは、恐らく、秋のイベントに使うためのねぶたを作っているなというふうに私は受け止めました。中断しているねぶた小屋は、これは秋のイベントには出すとはいえないものの、今ここで完成させなくてもいいねと。ちょっと中断させてもいいんじゃないかというふうな受け止めをされているのか、それとも、今年のねぶたは中止だから、ここで制作は終わると。そして、この中途半端になっているねぶたを来年のねぶた祭に使うというふうな考えの下に、ねぶた制作を中断したということも考えられる。どちらも考えられるんですけれども、いずれにしても、私としては、秋の代替イベントに、今、16台のねぶたを作っていますけれども、できる限り多くの、1台でも多くのねぶたがイベントに参加するよう取り組んでほしいなというふうに思っております。

それから、もう1つは、やっぱりワクチンとの関係なんです。先日、マスコミにも載りましたし、それから私たちも市のスケジュールを頂きました。1番最後までかかる集団接種、いわゆる若者の集団接種というのは、最終的に10月17日に終わるというスケジュールなんですけれども、私、個人的に、秋のイベントというのは、本当の個人的な考えですけれども、10月10日を境にして、イベントを行うというのが最も理想的じゃないかと思う。しかし、それでいきますと、市のスケジュールと合わなくなります。幾ら早くして、効率がよく進んだとしても、10月10日には無理だろうと。うまくいって10月の末だなというものの、じゃあ、県の指標はどうなのかと。一般質問でも質問したように、レベル3があれだけ厳しく締めつけ

られていますので、最低でもレベル2まで落とさないといイベントはできないわけです。私、個人的に、レベルの上がり下がりというのは、ワクチンの接種率に関係ありませんので——私はそういうふうに解釈しています。ということは、10月10日で接種はまだ終わっていない。終わっていないけれども、感染状態が今のように非常に落ちついている状態であれば、これはイベントを開催できるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、市民の皆さんが安心して、安全な環境の下で、ねぶたを鑑ることができ、そして、ねぶたで跳ねることができるとい、そういう環境づくりを私たちはしていかなければならないのではないかと申し上げて、質疑に移らせていただきます。

私は、1点だけです。HACCPについてであります。

当初、私は、HACCPというのは法律だとい見方をしていたんですけども、HACCPというのは法律じゃなくて手法であります。このHACCPの上にある法律は、食品衛生法という法律であります。そして、この食品衛生法が平成30年6月13日に改正になっているんです。

そこでお伺いしますけれども、この法律の改正の目的はどこにあったのかお伺いたします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 秋村委員の食品衛生法改正の目的についての御質疑にお答えいたします。

食品衛生法の一部改正が平成30年6月に行われたところでありまして、その背景といたしましては、1つには、前回の法改正から15年が経過し、食を取り巻く環境が変化したこと、2つには、都道府県等を越える広域的な食中毒の発生など、食品による健康被害への対応が喫緊の課題であったこと、3つには、オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められていたことがあり、食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保し、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上などを目的として法改正が行われ、HACCPの制度化が食品衛生法に盛り込まれたところがあります。

先ほど、委員からも御紹介ありましたが、HACCPとは、危害要因分析重要管理点と訳されることが多いものでありまして、国際的な衛生管理の手法となっております。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。食品衛生法を改正しなければならないほどの食中毒が日本で発生したということではないと思うんですが、やっぱりオリンピック・パラリンピックが目前に迫っているということが大きな要因として、この法律改正につながったのかなというふうに私は解釈をしています。

次に、資料をちょっと見ていると、HACCPに基づく衛生管理とHACCPの考え方を取り入れた衛生管理という2種類があるんですけども、その内容の違いというのはどこにあるのでしょうか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 HACCPに基づく衛生管理とHACCPの考え方を取り入れた衛生管理で、事業者が取り組むべき内容に何か違いはあるのかとの御質疑にお答えいたします。

HACCPに基づく衛生管理は、コーデックス委員会——コーデックス委員会とは、国際連合食糧農業機関と世界保健機関が1963年に設立した食品の国際基準を策定している政府間組織であります。このコーデックス委員会が策定したHACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが使用する原材料や製造方法等に
応じ、計画を作成し、管理を行う衛生管理となっております。

一方、HACCPに基づく衛生管理をそのまま実施することが困難な小規模事業者等につきましては、取り扱う食品の特性に応じた衛生管理であるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を求めているところであります。HACCPの考え方を取り入れた衛生管理は、業界団体が作成し、厚生労働省がその内容を確認した手引書の内容を実施することで対応が可能となっております。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。今、説明いただいたんですけども、そうするとHACCPに基づく衛生管理とHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に、上下の、何というんですか、差といいますか、そういうものというのは発生するものですか。それとも、そういうのは、全然、上下関係はないよということで理解していいですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 HACCPに基づく衛生管理とHACCPの考え方を取り入れた衛生管理で上下関係はあるのかのお尋ねにお答えいたします。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理は、HACCPに基づく衛生管理をそのまま実施することが困難な小規模事業者等に向けてのものでありますので、上下関係といいますか、事業者の規模に応じて異なっているものであります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。考え方を取り入れた衛生管理というのは、小規模な事業者にあてはまるということでいいんですよね——ありがとうございます。

次は、小規模な事業者がHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組む場合、具体的情報を得る方法、これはどんなものがあるんですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 小規模な営業者がHACCPの考え方を取り入れた衛生管

理に取り組むに当たって、どうすれば具体的な情報が得られるのかとの御質疑にお答えいたします。

厚生労働省では、各事業者団体が作成いたしました手引書を厚生労働省が開催する食品衛生管理に関する技術検討会で内容を確認しており、確認が終了したものを、順次、厚生労働省のホームページに掲載しております。これらの手引書につきましては、保健所にも通知し、団体に加盟されていない事業者にも周知・普及することとしております。また、県等を通じて、各手引書の簡易版——これは様式ですとか記入例を抜粋したものとなりますが、こちらのほうも配布しております。このほか、事業者団体等において、研修会などを実施しております。

なお、本県におきましては、今年度は県主催の説明会がありましたほか、事業者・組合の要請があれば、講習会で、講師として、この内容についてお示ししているところであります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうすると、保健所のほうで、何というんでしょう、業者を回って歩いて、様々な形で指導して歩くケースがあるんですけども、そういうものとは別に、このHACCPの関係で回るということは、それは特にはないんですよね——はい、分かりました。

次は、監視指導の関係であります。

これは、例えば、立入検査とか、衛生管理計画の確認などのタイミングだとか、あるいはその頻度、これが、今より、ぐんと増えるとかというような、そういう状態はあるんですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 改正食品衛生法の施行後の監視指導について、施設の立入調査、衛生管理計画の確認等のタイミング、頻度についての御質疑にお答えいたします。

食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の実施状況につきましては、各都道府県等が作成する監視指導計画に基づき実施する食品衛生監視員による定期的な立入検査や営業許可の更新等の機会を通じて、計画の内容や実施状況を確認し、必要に応じて、指導・助言を行っているところであります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうすると、先ほど申し上げましたように、ふだんの監査指導と別個に、HACCPだけのというようなことはやらなくていいから、頻度そのものについても、今までとあまり変わらないという解釈でいいんですよね——ありがとうございます。

あと、HACCPの考え方を取り入れて、衛生管理をやっていくわけですけども、これは、私的に考えれば、パーフェクトでなくてもいいと思うんです。そう考えたときに、どの程度できてればいいのかというものはあるんですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理はどの程度できていればよろしいのかとの御質疑にお答えいたします。

保健所の食品衛生監視員によりますHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象となる事業者への監視指導につきましては、業界団体が策定し、厚生労働省が内容を確認した手引書を基に行っております。このため、食品等事業者の方におかれましては、まずは手引書の内容をそのまま実施する、または手引書の内容を参考に衛生管理計画を作成して実施するなどして、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施していただくようお願いしているところであります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうすると、例えば、HACCPの内容の50%をやればいいのか、80%できればいいよという基準というのはないんですね——はい、分かりました。

あと、HACCPに沿った衛生管理を実施していない、そういう事業者から仕入れた場合、これは法律に触れることになりますか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 飲食店がHACCPに沿った衛生管理を実施していない事業者から仕入れた食材を使用した場合、食品衛生法違反になるのかとの御質疑にお答えいたします。

HACCPに沿った衛生管理を行っていない事業者から原材料等を購入したことが直ちに食品衛生法違反となるものではありません。しかしながら、食品の安全性の確保は、フードチェーン全体で取り組むこととなりますので、衛生管理計画に沿って、信頼できる事業者から仕入れる、受入れ時の確認を行う等、必要な対応をお願いするものであります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうすれば、何というんでしょう、自分のところはHACCPの手法を取り入れていると。仕入れた業者がHACCPの手法を導入していないということが分かったと。そうすると、そのときに、HACCPの手法を導入しているほうが、あなたたちも手法を取り入れないと駄目ですよとかという、そういう権限はないですね。よろしいですね。

その次は、HACCPに沿った衛生管理を私の店は実施していますよと、それはどのような認証を受けるのか。また、認証の取得というのは、営業許可の要件になるかどうか。よろしくをお願いします。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 HACCPに沿った衛生管理を実施していることを事業者はどのようにして認証を受けるのか、また、認証の取得は営業許可の要件になるのかとの御質疑にお答えいたします。

新制度のHACCPに沿った衛生管理の実施に当たって、認証や承認の取得は必要ありません。実施状況につきましては、保健所等が通常の定期立入検査や営業許可の更新等の際に、衛生管理計画の作成や実施がなされているか監視指導する仕組みとなっております。なお、営業許可の基準には、この衛生管理計画は含まれていないものであります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 特に要件等はないということでありますけれども、それから、総合衛生管理製造過程承認制度、こういうちょっと長たらしい制度があるんですけども、これは廃止されていくんですかね。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 総合衛生管理製造過程承認制度は廃止されたのかとの御質疑にお答えいたします。

総合衛生管理製造過程承認制度につきましては、令和2年6月1日に廃止されております。

[秋村光男委員「すみません、令和2年6月ですか——はい、ありがとうございます。最後の質疑になります」と呼ぶ]

○奈良岡隆委員長 秋村委員、手を挙げてください。

○秋村光男委員 ごめんなさい。はい。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 最後の質疑になりますけれども、施行のスケジュールですね。

このスケジュールを事業者の皆さん方に、どんな方法で伝えていくようになるんですか。

○奈良岡隆委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 事業者へのスケジュール等についての周知をどのようにするのかとの再質疑にお答えいたします。

食品衛生監視員が、衛生監視として、施設を訪問する際、業種に応じた各事業者団体が作成した手引書をまず配布しております。このほか、本市ホームページにおきまして、「HACCPに関するお知らせ」というページのほうも作って掲載しております。また、各種研修会・講習会の場を活用するなど、様々な機会を通じて、周知活動のほうを行っているところであります。

[秋村光男委員「はい、ありがとうございました。以上で、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました」と呼ぶ]

○奈良岡隆委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第102号「令和3年度青森市一般会計補正予算」についてお諮りいたします。

議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございます。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時37分閉会